令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地あじさい棟長寿命化型改善工事

（Ａ２→Ａ３　71% 縮小版）

西沢建築設計事務所

長寿命化型改善工事概要

１．工事場所	志摩市　浜島町　浜島　１１００		
２．改修建物用途	市営住宅ベイサイド大方団地あじさい棟		
３．改修建物規模	（あじさい棟）　鉄筋コンクリート造３階建	延床面積	1,196.26 ㎡
	（機械室棟）　鉄筋コンクリート造平屋建	延床面積	4.30 ㎡
	（物置棟）　補強コンクリートブロック造平屋建	延床面積	42.61 ㎡
	（自転車置場）　鉄骨造平屋建	延床面積	12.05 ㎡
	（共用倉庫棟）　補強コンクリートブロック造平屋建	延床面積	5.94 ㎡
		計	1,261.16 ㎡
４．改修内容	外壁塗装改修　ベランダ防水改修　小庇防水改修　躯体打継目地及びサッシ廻りコーキング改修　屋根高圧水洗		
	階段室床高圧水洗　電気盤及び鋼製建具等外部鉄部塗装　外灯ＬＥＤ照明取替え　上水道直圧改修		
	物置棟改善工事　機械室棟改善工事　自転車置場改善工事　共用倉庫棟改善工事		

図　面　リ　ス　ト

Ａ－01	工事概要　図面リスト　改修仕上表	Ａ－31	分電盤等鉄部塗装及び鋼製建具塗装改善工事
Ａ－02	特記仕様書（建築：改修）（1）	Ａ－32	外構改善工事　配置図（1）
Ａ－03	特記仕様書（建築：改修）（2）	Ａ－33	外構改善工事　配置図（2）
Ａ－04	特記仕様書（建築：改修）（3）	Ａ－34	浄化槽蓋改善工事
Ａ－05	特記仕様書（建築：改修）（4）	Ａ－35	既設機械室内給水ポンプ等撤去工事
Ａ－06	床面積・建築面積 求積図	Ａ－36	仮設計画図（参考図）（1）屋根平面図
Ａ－07	配置図　付近見取図　面積表	Ａ－37	仮設計画図（参考図）（2）階段室平面図
Ａ－08	１階平面図	Ａ－38	仮設計画図（参考図）（3）立面図（1）
Ａ－09	２階平面図	Ａ－39	仮設計画図（参考図）（4）立面図（2）
Ａ－10	３階平面図	Ａ－40	仮設計画図（参考図）（5）屋外付帯
Ａ－11	屋根平面図		
Ａ－12	屋根平面図　屋根改修詳細図	Ｅ－01	特記仕様書（電気：改修）
Ａ－13	立面図（1）	Ｅ－02	引込盤改善　配置図
Ａ－14	立面図（2）	Ｅ－03	電灯設備改善　１階平面図　照明器具姿図
Ａ－15	断面図（1）	Ｅ－04	電灯設備改善　２階平面図
Ａ－16	断面図（2）	Ｅ－05	電灯設備改善　３階平面図
Ａ－17	断面図（3）　小庇防水 階段手摺り改善詳細図	Ｅ－06	給水管改修工事に伴う給水ポンプ等電源撤去工事
Ａ－18	１階建具指示図		
Ａ－19	２階建具指示図	Ｎ－01	概略工程表（参考図）
Ａ－20	３階建具指示図	Ｐ－00	図面裏表紙
Ａ－21	屋根建具指示図		
Ａ－22	建具表		
Ａ－23	１階天井伏図		
Ａ－24	２階天井伏図		
Ａ－25	３階天井伏図		
Ａ－26	屋外付帯　物置棟改善工事		
Ａ－27	屋外付帯　機械室棟改善工事		
Ａ－28	屋外付帯　自転車置場改善工事		
Ａ－29	屋外付帯　共用倉庫棟改善工事		
Ａ－30	階段室床改善工事　バルコニー防水改善工事		

あじさい棟　既設仕上表

屋根仕上げ	洋瓦葺き
水切り	水切カラー鉄板 t=0.4
外壁・軒天仕上げ （中央階段室含む）	コンクリート打放し下地　複層仕上塗材(E)吹付け 躯体打継部　ポリサルファイド系シーリング　10×20 サッシ廻り　ポリサルファイド系シーリング　10×10
竪樋	ＶＰΦ100　ＶＰ塗装　掴み金物：ステンレス
軒樋	塩ビ製角　Ｗ＝180　ＶＰ塗装　掴み金物：ステンレス
バルコニー防水 （１階～３階）	床モルタルコテ下地　塗膜防水　トップコート仕上げ
小庇防水	防水モルタルコテ押え仕上げ
中央階段室床	床：モルタル下地防塵塗料塗り　段鼻：ノンスリップタイル張り
分電盤,鋼製建具等鉄部	焼付塗装及びＯＰ塗装
電気設備	照明器具
屋外付帯(物置棟)	外壁：コンクリートブロック下地　外装薄塗材（Ｅ）塗り
	屋根：折板葺き（H=85）
屋外付帯(機械室棟)	外壁：コンクリート打放し下地　リシン吹付け(下地 合成樹脂エマルジョンシーラー)
	屋根防水：塗膜防水　トップコート仕上げ
屋外付帯(自転車置場)	ヨド自転車置場　（アンカープレート方式）
屋外付帯(共用倉庫棟)	外壁：コンクリートブロック下地　外装薄塗材（Ｅ）塗り
	屋根：折板葺き（H=85）

あじさい棟　長寿命化型改善仕上表

屋根改善工事	既設　洋瓦葺き 高圧水洗（10～15 MPa） 棟瓦廻りシーリング防水処理　変成シリコーン（２成分系）10×10 既設水切カラー鉄板 t=0.4の上 ガルバリウム塗装鋼板 t=0.4 糸幅 450 張付け
外壁・軒天改善工事 （中央階段室含む）	既設　コンクリート打放し下地　複層仕上塗材(E)吹付け 事前調査（外壁面目視、マーキング、計測、図面記入） 高圧水洗（10～15 MPa） クラック補修　ボンドUカットシール工法　（仕上面積の５%m/㎡を目安とする） 既設サッシ廻りシーリング 10×10 撤去 改修サッシ廻り変成シリコーンシーリング（２成分系）10×10 躯体打継部目地シーリング撤去　10×20 改修躯体打継部目地変成シリコーン（２成分系）10×20 既設窓サッシ手摺り及び目隠しガラリ　取り外し及び復旧 外壁仕上材　可とう形改修塗材（ＲＥ）吹付け（薄付　ふっ素） 軒天・天井仕上材　合成樹脂エマルジョンペイント（ＥＰ））塗装（Ｂ種） ステンレス換気扇フード(防虫網付・換気扇200Φ用）取替え　既設撤去処分 外部換気パイプ、換気フード　下地調整　ＲＣ種 耐候性塗料（ＤＰ・ふっ素樹脂塗料）塗り（Ｃ種）
竪樋改善工事	既設　ＶＰΦ100　ＶＰ塗装　掴み金物：ステンレス 下地調整　ＲＣ種 仕上塗装　耐候性塗料(ＤＰ・ふっ素樹脂塗料）塗り（Ｃ種）
軒樋改善工事	既設　塩ビ製角　Ｗ＝180　ＶＰ塗装　掴み金物：ステンレス 軒樋　既設塩ビ製角 W=180 取替え　既設軒樋撤去処分 パナソニックエアロアイアン（前高 200 ワイド）同等品　掴み金物：ステンレス
バルコニー防水 改善工事 （１階～３階）	既設　床モルタルコテ下地　塗膜防水　トップコート仕上げ 下地　高圧水洗（10～15 MPa） （平場・立上り共）　ウレタン防水（X-2）トップコート仕上げ
小庇防水改善工事	既設　防水モルタルコテ押え仕上げ （平場・立上り共）　高圧水洗（10～15 MPa） （平場・立上り共）　ウレタン防水（X-2）トップコート仕上げ
中央階段室床 改善工事	既設　床：モルタル下地防塵塗料塗り　段鼻：ノンスリップタイル張り １階床　防滑性ビニル床シート t=2.0貼り　既設撤去 ２階通路・３階通路・階段部　高圧水洗（10～15 MPa）　通気孔Φ75設置
分電盤,鋼製建具等鉄部 塗装改善工事	既設　焼付塗装及びＯＰ塗装 下地調整　ＲＣ種 仕上塗装　耐候性塗料(ＤＰ・ふっ素樹脂塗料）塗り（Ｃ種）
電気設備改善工事	外灯　非常灯　ＬＥＤ照明器具取替え　引込盤取替え
屋外付帯(物置棟)	既設　外壁：コンクリートブロック下地　外装薄塗材（Ｅ）塗り 高圧水洗（10～15 MPa） 外壁仕上材　可とう形改修塗材（ＲＥ）吹付け（薄付　ふっ素）　巾木共 既設　屋根：折板葺き（H=85） 高圧水洗（10～15 MPa）　下地調整　ＲＣ種　錆止め塗料塗り（Ｂ種） 仕上塗装　耐候性塗料(ＤＰ・ふっ素樹脂塗料）塗り（Ｃ種）折板裏、面戸、露出鉄骨部共 軒先アングル取替え　ボルトキャップ取付け
屋外付帯(機械室棟)	既設　外壁：コンクリート打放し下地　リシン吹付け(下地 合成樹脂エマルジョンシーラー) 高圧水洗（10～15 MPa） 外壁仕上材　可とう形改修塗材（ＲＥ）吹付け（薄付　ふっ素）　巾木共 既設屋根防水：塗膜防水　トップコート仕上げ 高圧水洗（10～15 MPa） （平場・立上り・笠木共）既設防水の上　ウレタン防水（X-2）トップコート仕上げ
屋外付帯(自転車置場)	既設　ヨド自転車置場　柱・梁・パネル（表・裏） 高圧水洗（10～15 MPa）　下地調整　ＲＣ種　錆止め塗料塗り（Ｂ種） 仕上塗装　耐候性塗料(ＤＰ・ふっ素樹脂塗料）塗り（Ｃ種）
屋外付帯(共用倉庫棟)	既設　外壁：コンクリートブロック下地　外装薄塗材（Ｅ）塗り 高圧水洗（10～15 MPa） 外壁仕上材　可とう形改修塗材（ＲＥ）吹付け（薄付　ふっ素）　巾木共 既設　屋根：折板葺き（H=85） 高圧水洗（10～15 MPa）　下地調整　ＲＣ種　錆止め塗料塗り（Ｂ種） 仕上塗装　耐候性塗料(ＤＰ・ふっ素樹脂塗料）塗り（Ｃ種）折板裏、面戸、露出鉄骨部共 軒先アングル取替え　ボルトキャップ取付け

【特記事項】

西沢建築設計事務所 一級建築士　No. 117422　西沢雅彦	令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	工事概要 図面リスト　N・S 改修仕上表

Ａ ―― 01

特記仕様書：　共通事項・仮設工事

1．共通仕様
（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、三重県公共工事共通仕様書及び「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)による。(以下「標準仕様書」という。)による。

（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
電気設備工事の工事仕様書は（　／　）図、
機械設備工事の工事仕様書は（　／　）図による。
（3）改修工事を本工事に含む場合は、改修工事は改修工事の工事仕様書を適用する。
改修工事の工事仕様書は（　／　）図による。
（4）受注者は建築基準法第７条の定めによる完了検査（同法第７条の３の定めによる中間検査を含む）時には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料（報告書等）を用意すること。
2．特記仕様
（1）項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
（2）特記事項の中で選択する事項（・印の付いたもの）は、⊙ 印の付いたものを適用する。

（3）特記事項に記載の［ ．．．］内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）東海地震に係る地震防災対策強化地域内における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第２６条（臨機の措置）によって処理されたものとする。
（5）標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守[1.1.13]の規定を優先する。

章	項目	特記事項
① 共通事項	①適用基準等	建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成28年版） 各図面において、（〇－〇〇－〇）内の数字は適用する上記詳細番号を示す。 工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編　建設大臣官房官庁営繕部監修 ・建築物解体工事共通仕様書同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成24年版） ・　三重県建設副産物処理基準
	②工事実績情報の登録	[1.1.4] 請負代金額が５００万円以上（消費税込み）の元請負人は、工事実績情報を（財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録するものとする。 なお、登録内容を訂正する必要が生じた場合は、標準仕様書に記載された登録の手順に準じて訂正するものとする。 また、変更契約日と工事完了日の間が、１０日に満たない場合は、変更契約時の登録を省略することができるものとする。
	3 概成工期	[1.2.1] 総合試運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期のおおむね（　）日前までに支障のない状態まで完了していること。
	4 電気保安技術者	・適用する　[1.3.3]
	⑤施工条件	[1.3.5] ・施工時間　（・指定なし　⊙　8時から17時　） ・施工順序　（⊙指定なし　・図示　・　） ・工事用車両の駐車場　（⊙指定なし　・図示　・　） ・資機材置場　（⊙指定なし　・図示　・　） ・現場事務所　（⊙指定なし　・図示　・　） ・建設発生土仮置場　（・指定なし　・図示　⊙ 現場内処分とする　）
	⑥発生材の処理等	[1.3.11] ・引渡しを要するもの（・金属類　・ＰＣＢ含有物　・　） ・特別管理産業廃棄物（・廃石綿　・　） ・現場において再利用を図るもの（　） ・引渡しを要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成して監督職員へ提出すること。 ⊙引き渡しに要する以外のものには、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資材の有効な利用を促進する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し監督職員に報告する。 （ﾏﾆﾌｪｽﾄA、B2、D、E票を提示し、集計表を提出すること。）
		⊙建設副産物情報交換システムの利用 請負者は受注時において述べ面積が500㎡以上の工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出すること。 また、工事完了後にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へ実施報告を行うこと。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 本工事の施工にあたっては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。 ・特定建設資材の再資源化等 本工事が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法第104号　以下「建設リサイクル法」という。)施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、その規模に関する基準以上の工事（以下「対象工事」という。）である場合は、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表１又は２．及び３の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「７解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式１［再生資源利用計画書（実施書）］及び様式２［再生資源利用促進計画書(実施書)］を兼ねるものとする。 本工事が「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。 建設リサイクル法　・対象工事　・対象工事外

章	項目	特記事項
① 共通事項		・別表１　建築物に係る解体工事 工程ごとの作業内容及び解体方法 工　程 ／ 作業内容 ／ 分別・解体の方法 ・建築設備、内装材等　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・屋根ふき材　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・外装材・上部構造部分　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・基礎、基礎ぐい　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・その他（　）　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・別表２　建築物に係る新築工事等（・新築　・増築　・修繕　・模様替） 工程ごとの作業内容及び解体方法 工　程 ／ 作業内容 ／ 分別・解体の方法 ・造成等　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・基礎、基礎ぐい　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・外装材、上部構造部分　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・屋根　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・建築設備、内装等　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・その他（　）　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・別表３　建築物以外の物に係る解体工事又は新築工事等（・外構　・工作物等） 工程ごとの作業内容及び解体方法 工　程 ／ 作業内容 ／ 分別・解体の方法 ・仮設　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・土工　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・基礎　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・本体構造　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・本体付属品　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 ・その他（　）　・ 有　・ 無　／　・ 手作業　・ 手作業と機械作業の併用 手作業・機械作業を併用する理由 建築設備の取り外し（　） 内装材料の取り外し（　） 屋根ふき材の取り外し（　）
	⑦環境への配慮	[1.4.1] 化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDFパーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタル酸ジブチル及びフタル酸ジエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ５）１）、３）及び４）の建築材料を使用して作られた家具、書棚、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量 ／ 該当する材料 規制対象外 ／ ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通省大臣認定品 ③次の表示のあるＪＡＳ適合品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料 第三種 ／ ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通省大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥ０品 ④旧ＪＩＳのＦｃ０品
	⑧材料の品質等	[1.4.2] １）本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 ２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品または同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾をを受ける。

章	項目	特記事項
① 共通事項		３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 ４）本工事に使用する材料は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、この証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出し承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の監理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を所得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等のの営業体制を整えていること。 ５）製造業者等に関する資料等の提出を求める材料 ・有　・無 ・（　） ・（　） ・（　） ・（　） ６）製材等、フローリング又は再生木質ボードを仕様する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続性可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督職員に提出すること。 ７）本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「志摩市公共建築物等木材利用方針」に基づく木材を最優先し、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機構が認証する「あかね材」の優先利用につとめること。
	⑨建設発生土の処理	・構外搬出適切処理　[3.2.5] ・ ⊙処分地指定　処分地（敷地内処分とする） ・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離　8Km
	10 建設汚泥の処理	本工事で建設汚泥が発生する場合は「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（国営計第36号　平成18年 6月12日）、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について」（国営計第38号　平成18年 6月12日）に基づき建設汚泥の再生利用を行う。 再生利用の種別　・埋戻し及び盛土材として利用　・ 再生処理方法　・脱水処理　・安定処理（セメント、石灰による改良処理） 要求品質 「建設汚泥処理土利用技術基準について（国営計第41号 平成18年6月12日）表－４建設汚泥処理土の適用用途標準」における下記の区分とする。 ・第３種処理土　・
	11 化学物質の濃度測定	[1.5.9] 測定室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、報告すること。 測定対象化学物質（●で示したものとする。） 施設用途 ／ ホルムアルデヒド ／ トルエン ／ キシレン ／ エチルベンゼン ／ スチレン ／ パラジクロロベンゼン 学校教育施設 ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● 住宅 ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ その他 ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ ● ／ 報告書提出部数　2　部
	⑫完成時の提出書類	対象箇所（・図示　・　） 測定方法　・パッシブ採取による蒸気拡散式分析法　・厚生労働省の標準法 [1.7.1～3][表1.7.1] ⊙完成図（施工図、施工計画書を除く） ・新規に作成　・既存完成図を修正 記載内容は監督職員と協議する。 完成図ＣＡＤデータ（ＣＤ－Ｒ） ・保全に関する資料 提出　・２部　・ ⊙施工図（・　・　） 提出　⊙原図及びその複写図１部　・ ⊙施工計画書（・　・　） 提出　⊙１部　・ 本工事に係る施工図及び施工計画書の著作者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に委譲するものとする。 製作図等で原因として提出が出来ないものは、原因に変わるものとしてよい。 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。
	13 設計ＧＬ	・設計ＧＬ＝ＢＭ＋　mm（現状地盤高は図示）
	⑭騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	15 設備工事との取り合い	本工事の施工範囲 ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ・図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ・設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

章	項目	特記事項
① 共通事項	⑯工事写真	工事写真の撮り方/建築、及び同/建築設備（建設大臣官房官庁営繕部監修）を参考に撮影する。　提出部数　１　部
	⑰完成写真	撮影箇所数　・外観4面程度 本完成写真の著作者の権利は、発注者に委譲するものとする。 提出内容 ・電子データ　１部 画素：長辺で2880ＰＩＸ以上 記録方式：ＲＧＢ（フルカラー）、ＪＰＥＧ最高画質 記録媒体：ＣＤ－Ｒ（ＩＳＯ） ・カラープリント　キャビネ版（　）部 アルバム（大きさ335mm×290mm程度）　・無し　・有り
	⑱事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。
	⑲養生その他	工事施工に際し、在来部分を汚損又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならい補修する。
	20 消防提出書類	・消火器の設置届については、電気及び機械設備について設置届が不要な場合は、建築にて設置届を提出するものとする。 ・防火対象物使用開始届については書類作成（建築図面の用意及び建築に関する部分の記述）を行うこと。
	㉑主任技術者又は監理技術者の専用を要しない期間	・現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの）期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 ・検査終了後の期間 検査完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。
	22 官公署その他への届出手続及び検査	a 関係官公署その他への関係機関への必要な届出手続等の種別、手順、時期等を一覧表にしてあらかじめ監督職員に提出する。 b 関係官公署その他の立会い検査を必要とするものは、監督職員と打合せのうえ、検査を受け、その結果を監督職員に報告する。 c bの検査の結果、不合格の個所がある場合は、すみやかに補正し、必要な手続をを行い、その結果を監督職員報告する。 d cの補正に直接要する費用は施工者の負担とする。
	23 総合図の作成	・総合図は、施工者が、発注者の直接発注工事を含めた工事の全体概要と相互関係を把握し、工種別施工図の適正化と効率化の為に活用することを目的とする。　工種別施工図に先行して作成し、監督職員の承諾を受ける。 ・監督職員の指示により、建築工事施工者が元図（平面図、展開図、天井伏図等）を作成する。　設備その他の各関連工事各施工者は、協力して各工事の機器類等を元図に記載し、相互調整をおこなう。 ・施工に関する調整は施工者間で行い、設計図書の調整、発注者の直接発注工事、及び設計変更に関する調整は監督職員が行う。
		・建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 風速（Vo）　・30　・32　・34　・36 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ ・積雪荷重 建設省告示　第1455号における区域　別表（　）
	25 技能士	職種別に可能なものについては積極的に活用のこと
② 仮設工事	①足場	[2.2.4] 足場を設ける場合、[2.2.4](b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」（厚生労働省　平成21年４月「手すり先行工法に関するガイドライン」について（別紙１））における２の（２）手すり据置方式、又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。
	②監督職員事務所	・設ける　⊙設けない　[2.3.1] 規模(m２程度)　・１０　・２０　・３５　・６５　・１００
	3 監督職員事務所の備品等	備品等の設置 種類 ／ 机・いす ／ 書棚 ／ 黒板・白浜 ／ 掛時計 ／ 温度計 数量 ／ 組 ／ 台 ／ 個 ／ 個 ／ 個 種類 ／ 長靴 ／ 雨合羽 ／ 保護帽 ／ 懐中電灯 ／ 衣類ﾛｯｶｰ 数量 ／ 足 ／ 着 ／ 個 ／ 個 ／ 個 種類 ／ 消火器 ／ 掃除具 ／ 請負者加入電話・FAX ／ ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ ／ 冷暖房機器 数量 ／ 個 ／ 個 ／ 台 ／ 台 ／ 台
	④仮設便所	構内既存の施設　⊙利用できない　・利用できる
	⑤工事用水	構内既存の施設　⊙利用できない　・利用できる（・有償　・無償）
	⑥工事電力	構内既存の施設　⊙利用できない　・利用できる（・有償　・無償）
③ 防水改修工事	1 施工数量調査	[1.5.2～3] 調査範囲　・図示　・防水改修範囲 調査方法　・図示　・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・ 調査報告書　提出部数：・２部　・
	2 降雨等に対する養生方法（とい共）	・改修標準仕様書3.1.3 (e) (1)～(3)による。　[3.1.3]

章	項目	特記事項
3 防水改修工事	3 既存防水の処理	[3.2.3、4、6] 既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）　・行わない 既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）　・行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）　・行わない
	4 既存防水層の下地補修	[3.2.6] 既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　・図示　・ POS工法及びPOSI工法（機械式固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置 ※改修標準仕様書3.2.6(d)(3)（vii）①～③による
	5 アスファルト防水	屋根保護防水　[3.3.2～4.3.3.5] 防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A－1 ・A－2 ・A－3			・ポリエチレンフィルム 厚さ 0.15mm以上 ・	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え
・P1B	・B－1 ・B－2 ・B－3				
・P2AI	・AI－1 ・AI－2 ・AI－3		（材質） ※JIS A 9511によるA種抽出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b（スキンあり） （厚さ）・25mm	・フラットヤーンクロス70g/㎡程度 ・	
・P1BI ・T1BI	・BI－1 ・BI－2 ・BI－3				

章	項目	特記事項
3 防水改修工事	5 アスファルト防水	改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による　・ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による　・ 平場の保護コンクリートの厚さ こて仕上げ　※水下　80mm以上　・ 床タイル張り　※水下　60mm以上　・ ・乾式保護材 窒素系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの 金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの （品質・性能） 建築材料等品質性能表による （試験方法） 建築材料等品質性能表による 屋根露出防水 防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用	備考
・M4C	・C－1 ※C－2 ・C－3 ・C－4	図示		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	
・M3D ・P0D	・D－1 ※D－2 ・D－3 ・D－4			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI－1 ※DI－2		（材質） ※JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの （厚さ）・25mm・	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定による　・
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい
位置　※図示　・

屋内防水

工法	種別	施工箇所	備考
・P1E ・P2E	・E－1 ※E－2		保護層　・設ける ・設けない

押え金物の材質及び形状
※アルミニウム製　L－30×15×2.0mm程度
屋根樣水溝　※図示

6 改質アスファルトシート防水

防水層の種別　[3.4.2]

工法	種別	施工箇所	断熱材	高日射反射率防水の適用	備考
・M4AS	・AS－T1 ・AS－T2 ・AS－T3	図示		・	
・M3AS ・P0AS	・AS－T3 ・AS－T4 ・AS－J2 ・AS－J4			・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI－T1 ・ASI－J1		（材質） ※JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの （厚さ）・25mm・	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改善アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシート製造所の指定による　・
押え金物
※改質アスファルトシート製造所の仕様による

章	項目	特記事項
③ 防水改修工事	7 合成高分子系ルーフィングシート防水	[3.5.2]　[表3.5.1、2] 防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料	高日射反射率防水の適用	備考
・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2 ・S-M3	図示		・カラーシルバー	・ ・ ・ ・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・S3S	・S-F1 ・S-F2			・カラーシルバー	・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・M4S	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・カラーシルバー	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・S1-F1 ・S1-F2		（材質） ・JIS A 9511によるA種ポリエチレンフォーム保温材の密度及び熱伝導率の規格に適合するもの ・ （厚さ）・25mm	・カラーシルバー	・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・S1-M1 ・S1-M2		（材質） ・JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規定に適合するもの又はA種押出し法ポリスチレンフォーム保温材の保温板 ・ （厚さ）・25mm・		・ ・	

ルーフィングシートの種類及び厚さ　・改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.2による
・
絶縁用シートの材質　・発砲ポリエチレンシート　・
脱気装置の種類及び設置数量　・ルーフィングシート製造所の指定による　・
既存防水下地がPCコンクリート部材の場合の処理
目地処理　・行う（工法　　）
・行わない
入隅部の増張り　・行う（S－F1、SI－F1の場合）
・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・適用しない

⑧ 塗膜防水　[3.6.2]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	高日射反射率防水の適用	備　考
・POX	・X-1 ・X-2 ・	図示	・カラーシルバー	・	脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ドレン　・設ける ・設けない
・L4X	・X-1 ・X-2 ・		・カラーシルバー	・	脱気装置　・設ける　・設けない
・P1Y	・Y-2 ・			・	保護層　・設ける　・設けない
・P2Y	・Y-2 ・			・	保護層　・設ける　・設けない
・図面による	・X-1 ・X-2				脱気装置　・設ける　・設けない 改修用ドレン　・設ける　・設けない

脱気装置の種類及び設置数量　・主材料製造所の指定による　・
・ウレタン系塗膜防水とする

⑨ 防水保証
・ 防水の保証期間は、引渡しの日から10年間とし、メーカー・施工業者との連名の上、保証書を提出する。

⑩ シーリング　[3.7.2、8]
シーリング改修工法の種類
シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
エッジング材張り　・適用する　・適用しない　・
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
外部サッシ廻り　躯体打継部	・変成シリコン

[3.8.2、3]
シーリング材の目地寸法　・改修標準仕様書3.7.3 (a) (1)～(3)による　・

⑪ とい
といの材種　・配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管
ルーフドレン

種　別	施工箇所
・ろく屋根用（・縦型　・横型）	
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	
・軒樋	図示

ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量
・規制対象外　・
既存のといその他の撤去及び降雨等の対する養生方法　・図示　・
鋼管製といの防露巻き　・改修標準仕様書表3.8.5による　・
たてどい受金物の取付け　・図示　・
ルーフドレンの取付け
・水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

章	項目	特記事項
3 防水改修工事	11 アルミニウム製笠木	[3.9.2] 種類　・オープン形式（・250形　・300形　・350形　・100形） ・板材折曲げ形（本体幅：　mm　板厚：・2.0mm　・　mm） 表面処理　種別（　）種　皮膜等の種類 （・標準仕様書表14.2.1による　・　　） 着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー） 既存笠木等の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　） ・行わない 下地補修の工法　・図示　・ 板材折曲げ形の笠木の取付方法　・図示　・ 笠木の固定金具の工法等 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ・適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）の風圧力及び積雪荷重に対応した工法） ・適用しない
4－1 外壁改修工事（共通事項）	④ ①施工数量調査	[1.5.2、3] 調査範囲　・外壁改修範囲　・図示の範囲 調査内容 タイル貼り仕上げの場合 ひび割れ（幅0.2～0.3mm未満、0.3～0.5mm未満、0.5～1.0mm未満、1.0mm以上）の幅及び長さ、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 コンクリート打放し仕上げ、モルタル塗り仕上げの場合 ひび割れ（幅0.1～0.2mm未満、0.2～0.3mm未満、0.3～0.5mm未満、0.5～1.0mm未満、1.0mm以上）の幅及び長さ、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 モルタル塗仕上げ及びタイル貼り仕上げについては、浮き部分、欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を調査する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・ 調査報告書の部数　・2部　・
	2 可とう性エポキシ樹脂	[4.2.2] （品質・性能） 工事建築材料等品質性能表による （試験方法） 工事建築材料等品質性能表による
	3 バテ状エポキシ樹脂	[4.2.2] （品質・性能） 工事建築材料等品質性能表による （試験方法） 工事建築材料等品質性能表による
	4 エポキシ樹脂モルタル	[4.2.2] （品質・性能） 工事建築材料等品質性能表による （試験方法） 工事建築材料等品質性能表による
	5 ポリマーセメントモルタル	[4.2.2] （性能） 工事建築材料等品質性能表による
	6 ポリマーセメントスラリー	[4.2.2] （品質・性能） 工事建築材料等品質性能表による
	7 既製調合モルタル	[4.2.2] モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。 （品質・性能） 工事建築材料等品質性能表による （試験方法） 工事建築材料等品質性能表による
4－1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁改修	1 ひび割れ部改修工法	[4.2.2]　[4.3.4～6] ・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	・200～300　・	・130　・ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100　・	・40　・
	0.3以上～0.5未満	・100～200　・	・70　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・150～250　・	・130　・ ・

エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形
コア抜取り検査　・行う
・行わない
抜取り個数　・長さ500mごと及びその端数につき1個　・
抜取り部の補修方法　・図示　・

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　・1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う
・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法
・バテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

章	項目	特記事項
4－1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁改修	2 欠損部改修工法	[4.2.2]　[4.3.7] ・充填工法 ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル
4－2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁改修	1 既存モルタル塗りの撤去	・行う（・　全面　・図示の範囲）
	2 ひび割れ部改修工法	・樹脂注入工法　[4.4.2]　[4.4.5～7]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	・200～300　・	・130　・ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100　・	・40　・
	0.3以上～0.5未満	・100～200　・	・70　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・150～250　・	・130　・ ・

エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形
コア抜取り検査　・行う
・行わない
抜取り個数　・長さ500mごと及びその端数につき1個　・
抜取り部の補修方法　・図示　・

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　・1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う
・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法
・バテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

章	項目	特記事項
4－2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁改修	3 欠損部改修工法	[4.4.2]　[4.4.8、9] ・充填工法 ・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル ・モルタル塗替え工法 既製目地材　・使用する（形状　　） 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※図示　・
	4 浮き部改修工法	[4.2.2]　[4.4.10～15]

工法の種類（モルタルを撤去しない場合）	アンカーピンの本数(本/㎡) 一般部	アンカーピンの本数(本/㎡) 指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 指定部	充填量(ml/箇所)	注入量(ml/箇所)
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	・16 ・	・25 ・	―	―	・25 ・	―
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	・13 ・	・20 ・	・12 ・	・20 ・	― ・	・25 ・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	・13 ・	・20 ・	・12 ・	・20 ・	― ・	・50 ・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	・9 ・	・16 ・	―		・25 ・	―
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	・9 ・	・16 ・	・9 ・	・16 ・	・25 ・	―
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	・9 ・	・16 ・	・9 ・	・16 ・	― ・	・50 ・
・充填工法	―	―	―	―	―	―
・モルタル塗替え工法	―	―	―	―	―	―

・外壁前面のモルタルの浮きを調査し、浮き部を特定し、施工する。
施工面積はモルタル面の　３０％　を目安とする。

アンカーピン
・ステンレス製（SUS304）呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
・
注入口付アンカーピン
・ステンレス製（SUS304）呼び径外系4mm
・
充填工法
・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル

モルタル塗替え工法
既製目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※図示　・

章	項目	特記事項
4－3 外壁改修工事 タイル貼り仕上げ外壁改修	1 既存タイル貼りの撤去	・外壁タイル貼り全面　・図示の範囲 撤去範囲　・下地モルタルまで　・貼付けモルタルまで　・タイルのみ
	2 ひび割れ部改修工法	[4.2.2]　[4.5.5、6] 改修箇所　・既存タイル貼り面 ・既存タイル撤去面　（・コンクリート面　・モルタル面） ・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	・200～300　・	・130　・ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100　・	・40　・
	0.3以上～0.5未満	・100～200　・	・70　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・150～250　・	・130　・ ・

エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形
コア抜取り検査　・行う
・行わない
抜取り個数　・長さ500mごと及びその端数につき1個　・
抜取り部の補修方法　・図示　・

・Uカットシール材充填工法　（既存タイル貼り撤去面）
・シーリング材
充填材料　・1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う
・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

【特記事項】

西沢建築設計事務所	・ ・	令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	特記仕様書（２）	N・S	A ―― 03
一級建築士　No. 117422　西沢雅彦						

・

章	項目	特記事項
4－3 外壁改修工事 タイル貼り仕上げ外壁改修	3 欠損部改修工法	[4.2.2] [4.5.7～8] ・タイル部分貼替え工法 接着剤の種類 ・ポリマーセメントモルタル ・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 ・JIS A 5557による一液反応硬化形ウレタン樹脂系 ・タイル貼替え工法 接着剤の種類 ・ポリマーセメントモルタル ・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 ・JIS A 5557による一液反応硬化形ウレタン樹脂系 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 位置 ※改修標準仕様書表4.5.1による ・ タイル貼り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・行う ・行わない ・セメントモルタルによる陶磁器質タイル貼り タイル貼りの工法 外装タイル ・密着貼り ・改良圧着貼り ・改良積上げ貼り 外装ユニットタイル ・マスク貼り ・モザイクタイル貼り ・有機系接着剤による陶磁器質タイル貼り シーリング材の種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ・ポリウレタン系 ・ 伸縮調整目地その他の目地 ・変成シリコーン系 ・
	4 浮き部改修工法	[4.2.2] [4.5.9～15] 工法の種類（タイルを撤去しない場合）／アンカーピンの本数（本/㎡）一般部・指定部／注入口の箇所数（箇所/㎡）一般部・指定部／充填量 ml/箇所／注入量 ml/箇所 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・16・・25・・ — — ・25・・ — ・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・13・・20・・12・・20・・ — ・25・・ ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・13・・20・・12・・20・・ — ・50・・ ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・9・・16・・ — ・25・・ — ・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ・9・・16・・9・・16・・ ・25・・ — ・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ・9・・16・・9・・16・・ — ・50 ・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入タイル固定工法 ・・・・ ・25・・ ・タイル部分貼替え工法 — — — — — — ・タイル貼替え工法 — — — — — — アンカーピン ・ステンレス製（SUS304）呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ・ 注入口付アンカーピン ・ステンレス製（SUS304）呼び径外系4mm ・ ・タイル部分貼替え工法 接着剤の種類 ・ポリマーセメントモルタル ・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 ・JIS A 5557による一液反応硬化形ウレタン樹脂系 ・タイル貼替え工法 接着剤の種類 ・ポリマーセメントモルタル ・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 ・JIS A 5557による一液反応硬化形ウレタン樹脂系 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 位置 ・改修標準仕様書表4.5.1による ・ タイル貼り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・行う ・行わない ・セメントモルタルによる陶磁器質タイル貼り タイル貼りの工法 外装タイル ・密着貼り ・改良圧着貼り ・改良積上げ貼り 外装ユニットタイル ・マスク貼り ・モザイクタイル貼り ・有機系接着剤による陶磁器質タイル貼り シーリング材の種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ・ポリウレタン系 ・ 伸縮調整目地その他の目地 ・変成シリコーン系 ・
	5 目地改修工法	[4.5.16] ・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮調整目地改修工法 伸縮調整目地の位置及び寸法 ・図示 ・
	6 タイルの形状、寸法等	[4.2.2] 主な用途による区分 施工箇所／形状 寸法（mm）／吸水率による区分 Ⅰ類 Ⅱ類 Ⅲ類／うわぐすり 施ゆう 無ゆう／役物 有 無／色 標準 特注／再生材の適用／耐凍害性 有 無／備考 ・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・ 標準的な曲がりの役物は一体成形とする 試験貼り ・行う ・行わない 見本焼き ・行う ・行わない

章	項目	特記事項
4－4 外壁改修工事	①所要量の確認	[4.6.2] [表4.6.1] 工程ごとの所要量の確認 ・改修標準仕様書表4.6.1による ・
	②既存塗膜等の除去及び下地処理	[4.6.3] 工 法／処理範囲／下地面の補修 ・サンダー工法 ・図示 ・（既存塗膜の除去範囲は処理面積の30%とする） 4－1～4－2による ・高圧水洗工法 加圧力 ※30MPa程度以上 ・図示 ・（既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする） ・塗膜はく離剤工法 ・図示 ・ ・水洗い工法 ・図示 加圧力 10～15ＭＰａ程度 ・
	③下地調整塗材	[4.6.4] ・下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル ・防水形仕上げ塗材主材
	④仕上げ塗材仕上げ	[4.6.5] 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ・規制対象外 ・ 新規仕上塗材の種類 種 類／呼び名／防火材料／仕上げの形状及び工法等 ・薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材Ｓｉ ・ ・砂壁状 ・可とう形外装薄塗材Ｓｉ ・ ・ゆず肌状（・吹付け・ローラー塗り）・さざ波状 ・外装薄塗材Ｅ ・ ・平たん状 ・可とう形外装薄塗材Ｅ ・ ・凹凸状（・吹付け・こて塗り） ・防水形外装薄塗材 Ｅ ・ ・着色骨材砂壁状（・吹付け・こて塗り） ・外装薄塗材Ｓ ・ ・砂壁状じゃらく ・京壁状じゃらく ・厚付け仕上塗材 ・外装厚塗材Ｃ ・ ・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・外装厚塗材Ｓｉ ・ ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし ・外装厚塗材Ｅ ・ ・上塗材 ・適用する ・適用しない ・複層仕上塗材 ・複層塗材ＣＥ ・ ・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸模様 ・可とう形複層塗材ＣＥ ・ 上塗材 ・複層塗材Ｓｉ ・ 耐候性 ・耐候形3種 ・ ・複層塗材Ｅ ・ 溶媒 ・水系 ・溶剤系 ・複層塗材ＲＥ ・ 樹脂 ・アクリル系・ ・防水形複層塗材ＣＥ ・ 外観 ・つやあり ・つやなし ・メタリック ・防水形複層塗材Ｅ ・ ・防水形複層塗材ＲＥ ・ ・防水形複層塗材ＲＳ ・ ・増塗材 ・適用する ・適用しない ・可とう系改修用仕上塗材 ・可とう系改修塗材Ｅ ・ ・平たん状 ・凸凹状（ふっ素系） ・可とう系改修塗材ＲＥ ・ ・さざ波状 ・可とう系改修塗材ＣＥ ・ ・ゆず肌状 ・クラック処理（ボンドＵカットシール工法）は仕上面積の５%m/㎡を目安とする。
	5 マスチック塗材塗り	[4.6.6] 種別 ・Ａ種 ・Ｂ種
5 建具改修工事	1 改修工法	[5.1.3] 建具の種類／かぶせ工法／撤去工法／適用箇所 ・アルミニウム製建具 ・ ・ ・建具表による ・ ・樹脂製建具 — ・ ・建具表による ・ ・鋼製建具 ・外部 ・ ・ ・建具表による ・ ・鋼製建具 ・内部 ・ ・ ・建具表による ・ ・鋼製軽量建具 ・ ・ ・建具表による ・ ・ステンレス製建具 ・ ・ ・建具表による ・ 新規に建具を設ける場合 壁部分の開口の開け方 ※図示 ・ 新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示
	2 防火戸	[5.1.4] ・適用する 適用箇所（・建具表による ・ ） ・適用しない
	3 見本の製作等	[5.1.5] 建具見本の製作 ・行う（建具符号： ） ・行わない 建具見本の程度 ・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する ・納まり等がわかる程度のもの 特殊な建具の仮組 ・行う（建具符号： ） ・行わない
	4 防犯建物部品	[5.1.7] ・適用する（ ） 適用箇所（・建具表による ・ ） ・適用しない

章	項目	特記事項
5 建具改修工事	5 アルミニウム製建具	[5.2.2、4、5] [表5.2.2] 性能等級 外部に面する建具 ・Ａ種（建具符号：・建具表による ・ ） ・Ｂ種（建具符号：・建具表による ・ ） ・Ｃ種（建具符号：・建具表による ・ ） 防音ドアセット、防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する 断熱性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 枠の見込み寸法 ・建具表による ・ 表面処理 外部に面する建具 ・Ｂ－1種 ・Ｂ－2種 ・ 皮膜等の種類（※改修標準仕様書表5.2.2による ・ ） 着色（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー） 屋内の建具 ・Ｃ－1種 ・Ｃ－2種 ・ 皮膜等の種類（※改修標準仕様書表5.2.2による ・ ） 着色（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー） 結露水の処理方法 ・図示 ・ 水切り板、ぜん板 ・図示 ・ 網戸等 [5.2.3] 種類／材種／線径／網目 ・防虫網 ※合成樹脂製・ガラス繊維入り合成樹脂製・ステンレス（SUS316）製 ※0.25mm以上・ ※16～18メッシュ・ ・防鳥網 ステンレス（SUS304）線材 1.5mm 網目寸法15mm
	6 樹脂製建具	[5.3.2～5] 性能等級 外部に面する建具 ・Ａ種（建具符号：・建具表による ・ ） ・Ｂ種（建具符号：・建具表による ・ ） ・Ｃ種（建具符号：・建具表による ・ ） 防音ドアセット、防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（・Ｔ－1・Ｔ－2） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する 断熱性の等級 （・Ｈ－4・Ｈ－5 ・ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 枠の見込み寸法 ・建具表による ・ 表面色 ※標準色 ・特注色 水切り板、ぜん板 ※図示 ・ ガラス ※複層ガラス ・
	7 鋼製建具	[5.2.2] [5.4.2～4] [表5.4.2] 性能等級 簡易気密型 ・適用する （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4（建具符号：・建具表による ・ ） ・S-5（建具符号：・建具表による ・ ） ・S-6（建具符号：・建具表による ・ ） ・ 防音ドアセット、防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する 断熱性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 鋼板 材 料／めっき付着量／厚 さ ・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板） ※Z12又はF12 ・ ・標準仕様書表5.4.2による ・ ・JIS G 3317（溶融亜鉛ー5%アルミニウム合金めっき鋼板） ※Y08 ・
	8 鋼製軽量建具	[5.2.2] [5.5.2～4] 性能等級 簡易気密型 ・適用する （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 防音ドアセット、防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する 断熱性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 鋼板 ※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 鋼板の厚さ ・改修標準仕様書表5.5.1による ・ 召合せ、縦小口包み板の材質 ※鋼板 ・

章	項目	特記事項
5 建具改修工事	9 ステンレス製建具	[5.2.2] [5.4.2] [5.6.2～4] 性能等級 簡易気密型 ・適用する （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4（建具符号：・建具表による ・ ） ・S-5（建具符号：・建具表による ・ ） ・S-6（建具符号：・建具表による ・ ） ・ 防音ドアセット、防音サッシ ・適用する 遮音性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 断熱ドアセット、断熱サッシ ・適用する 断熱性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形追随性の等級（ ） （建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 鋼板（屋外） ※SUS304、SUS430J1L、SUS443J1、 ・ 鋼板（屋内） ※SUS304、SUS430J1L、SUS443J1、 SUS430 ・ 表面仕上げ ※ＨＬ仕上げ ・鏡面仕上げ ・ ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ
	10 建具用金物	[5.7.2、3] 金物の種類・見え掛り部の材質等 ※改修標準仕様書表5.7.1による ・ 樹脂製建具に使用する丁番 ※改修標準仕様書表5.7.3による ・ 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置 ・建具表による ・ ・錠前類 【シリンダ箱錠及びシリンダ本締り錠】 （品質） 工事建築材料等品質性能表による （性能） 工事建築材料等品質性能表による （試験方法） 工事建築材料等品質性能表による ・錠前類 【レバーハンドル】 （性能） 工事建築材料等品質性能表による （試験方法） 工事建築材料等品質性能表による ・クローザ類 （品質・性能） 工事建築材料等品質性能表による （試験方法） 工事建築材料等品質性能表による
	11 鍵	[5.7.4] マスターキー ・製作する ・製作しない ・既存のマスターキーに合わせる その他の鍵 ※各室３本１組 ・ 鍵箱 ・無 ※有（ 2箱）
	12 自動ドア開閉装置	[5.8.2、3] 自動ドア／性能／防錆／センサーの種類／凍結防止 ・SSLD－1 ・SSLD－2 ・DSLD－1 ・DSLD－2 ※改修標準仕様書表5.8.1による ・ ・適用する ・適用しない ・マットスイッチ ・光線(反射)スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ ・行う（適用箇所は建具表による） ・SWD－1 ・SWD－2 ※改修標準仕様書表5.8.2による ・ ・行わない ・図示 ・ （品質・性能） 工事建築材料等品質性能表による （試験方法） 工事建築材料等品質性能表による
	13 自閉式上吊り引戸装置	[5.9.3] 性能 ※ 改修標準仕様書表5.9.1による （試験） 工事建築材料等品質性能表による
	14 重量シャッター	[5.10.2、3] シャッターの種類／耐風圧強度 ・一般重量シャッター 耐風圧強度（ ）N/㎡ ・外壁用防火シャッター 耐風圧強度（ ）N/㎡ ・屋内用防火シャッター ・屋内用防煙シャッター 開閉機能による種類 ※上部電動式（手動併用） ・上部手動式 一般重量シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板） ・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板） めっきの付着量 ※Z12又はF12 ・
	15 軽量シャッター	[5.11.2～4] 開閉形式 ※手動式 ・上部電動式（手動併用） 耐風圧強度 （ ）N/㎡ スラットの材質 ・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板） めっき付着量 （※Z06又はF06 ・ ） ・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウムー亜鉛合金めっき鋼板） めっき付着量 （※AZ90 ・ ） スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形

章	項目	特記事項
5 建具改修工事	16 オーバーヘッドドア	[5.12.2、3]

セクション材による区分	耐風圧区分(Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

17 ガラス [3.7] [5.13.2～4] [表5.13.1]

・合わせガラス

品種	構成種類	性能
・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収、フロート板合わせガラス	・Ⅰ類
・網入磨き合わせガラス	・網入磨き、フロート板合わせガラス ・網入磨き、熱線吸収板合わせガラス	・Ⅱ－1類・Ⅱ－2類 ・Ⅲ類

・強化ガラス

材料板ガラスによる種類	種類	性能
・フロートガラス	・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・Ⅰ類　・Ⅲ類
・型板ガラス	・型板強化ガラス	

・熱線吸収板ガラス

品種	性能	色調
・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入磨き板ガラス	・1種　・2種	・ブルー　・グレー　・ブロンズ

・複層ガラス

品種	断熱性	日射熱遮へい性
・断熱複層ガラス	・1種 ・2種 ・3種	U1 U2 ・U-3-1　・U-3－2
・日射熱遮へい複層ガラス	・4種 ・5種	E4 E5

・熱線反射ガラス

品種	日射遮へい性	耐久性
・熱線反射ガラス 色調（・ブルー　・グレー）	・1種 ・2種	A種 ・A種　・B種
・高性能熱線反射ガラス 色調（・ブロンズ　・シルバー）	・3種	B種

反射被膜面　・内面　・外面
映像調整　　・行わない　・行う

・倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色調
・フロート倍強度ガラス	―
・熱線吸収倍強度ガラス	・ブルー　・グレー　・ブロンズ

ガラス留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ（mm）
アルミニウム製	・シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 ・	※改修標準仕様書表5.13による ・図示
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	※改修標準仕様書表5.13による ・図示
ステンレス製	・シーリング材 ・	※改修標準仕様書表5.13による ・図示

18 ガラスブロック [5.13.5]

表面形状	呼び寸法	厚さ	色調 クリア	色調 乳白	目地幅（mm） 平積み	目地幅（mm） 曲面積み	伸縮調整目地(mm)	防火性能
・正方形	・125×125	80	・	・	※8～15 ・15～25 ・	外側 ※15以下 ・ 内側 ※6以上 ・	※6m以下ごとに10～25 ・図示 ・	※無し ・有り
	・160×160	・95 ・125	・	・				
	・200×200	・95 ・125	・	・				
	・320×320	95	・	・				
・長方形	・250×125	80	・	・				
	・320×160	95	・	・				

曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。
壁用金属枠及び補強材　・設ける（形状　※図示　・　　）
　　・設けない

力骨　材質　※ステンレス鋼（SUS304）・
　　寸法　※径5.5mm　・　・
　　形状　※はしご形状複筋及び単筋　・
化粧目地モルタルの色（　　）
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
　　寸法　・図示　・
　　形状　・図示　・
工法
　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
　　※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
　　・適用しない　※ガラスブロック製造所の仕様による　・図示　・

19 ガラス用フィルム

名称	種類	張り面	性能値
・ガラス飛散防止フィルム	ＧＳ	※内張り　※外張り	飛散防止率Ｄ１
・日射調整フィルム			
・			

品質　JIS　A　5759による

章	項目	特記事項
6 内装改修工事	18 せっこうボードその他のボード及び合板張り	[6.13.2～3]

種　類	JIS記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15　・20　・25　・
・中質木毛セメント板	MW	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板	NW	・15　・20　・25　・
・硬質木片セメント板	HF	・12　・15　・18　・21　・
・普通木片セメント板	NF	・30　・
・けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ2（無石綿）　・6　・10　・12
・ロックウール化粧吸音板	DR	・フラットタイプ （※9（不燃）　・12　・　） ・凹凸タイプ （※12（不燃）　・15　・19　・　）
・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・25　・
・グラスウール吸音ボード1号32K	GW-B	・25（ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包）　・
・せっこうボード	GB-R	・12.5（不燃）　・15（不燃）
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5（不燃）化粧無（下地張り用） 化粧有（ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様）
・シージングせっこうボード	GB-S	12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5（不燃）　・15（不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード（木目）	GB-D (W)	12.5（不燃）幅240mm程度 模様（・柾目　・板目）専用下地材有り
・化粧せっこうボード（ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様）	GB-D (T)	9.5（準不燃）
・普通合板		表面の材種 生地、透明塗料塗り （※ﾗﾜﾝ程度　・　　） 不透明塗料塗り （※しな程度　・　　） 板面の品質（　　） 厚さ(mm)（　　） ・防虫処理　・難燃処理
・天然木化粧合板		樹種名（　　） 厚さ(mm)（　　） ・防虫処理　・難燃処理
・特殊加工化粧合板		化粧加工の方法 （・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ・ﾌﾟﾘﾝﾄ・塗装） 表面性能（　　）タイプ 厚さ(mm)（　　） ・防虫処理　・難燃処理
・メラミン樹脂化粧板		JIS　K　6903による　（※1.2　・　）
・ポリエステル樹脂化粧板		
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・3　・7　・9　・12　・
・単板張りパーティクルボード		・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18　・
・化粧パーティクルボード		・単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・塗装 ・10（難燃）　・12（難燃）　・
・ハードボード（素地）	HB	・無研磨板（・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ　・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ） ・研磨板　（・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ　・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ）
・ハードボード（化粧）		・内装用　・外装用 ・2.5　・3.5　・5　・7
・インシュレーションボード	IB	A級（・天井仕上　・内装仕上　・　） ・9　・12　・15　・18

せっこうボード等の下地は図示による。
遮音シール材　　・適用する（・シーリング材　・ジョイントコンパウンド）
　　・適用しない
合板類、ＭＤＦ及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外　・
合板類の張付け　※B種　・A種
せっこうボードの目地工法　・仕上げ表による　・

22 壁紙張り [6.14.2～3]

ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他	防火種別	備考
会議室天井	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	

モルタル・プラスター面の下地調整　※RB種　・
コンクリート・ＡＬＣ面の下地調整　※RB種　・
せっこうボード面の下地調整　　※RB種　・

23 モルタル塗り [6.15.3、6]

吸水調整材は、改修工事標準仕様書表4.2.2による。
既製目地材　・設ける　施工箇所（　　）
　　形状（※図示　・　　）
　　・設けない
床目地　　・設ける（工法※押し目地　・　　）
　　・設けない

・防水剤
（品質・性能）
工事建築材料等品質性能表による
（試験方法）
工事建築材料等品質性能表による

章	項目	特記事項
6 内装改修工事	24 タイル貼り	[6.16.2～4]

伸縮調整目地の位置　床タイル（※縦、横とも4m以内ごと　・図示　・　）
　　床タイル以外　（・図示　・　）

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル貼り
　タイルの形状、寸法等

主な用途による区分施工箇所	形状寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用	耐凍害性 有	無	備考
家庭科教室床	25	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験貼り　・行う　・行わない
見本焼き　・行う　・行わない

・既成調合モルタル
　モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能）
工事建築材料等品質性能表による
（試験方法）
工事建築材料等品質性能表による

・既製調合目地材
（品質・性能）
建築材料等品質性能表による
（試験方法）
建築材料等品質性能表による

・接着剤による陶磁器質タイル貼り
　タイルの形状、寸法等

主な用途による区分施工箇所	形状寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用	耐凍害性 有	無	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験貼り　・行う　・行わない
見本焼き　・行う　・行わない

内装壁タイル接着材張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外　・

25 セルフレベリング材塗り [6.17.2～3]

種類　・せっこう系　・セメント系
塗厚(mm)　・

章	項目	特記事項
⑦ 塗装改修工事	①材料	[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外　・
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　　・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

②下地調整 [7.2.2～7]

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
　※塗替え面積の30%程度　・図示

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	新規	ひび割れ部の補修
木部	・ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	・
鉄鋼面	(・)ＲＣ種　・	・ＲＡ種	
亜鉛めっき面	・ＲＢ種　・	・ＲＡ種	
亜鉛めっき面（鋼製建具）	・ＲＢ種　・	・ＲＣ種	
モルタル、プラスター面	・ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	・行う ・行わない
コンクリート面(OP以外)、ＡＬＣパネル面	・ＲＢ種 (・)ＲＣ種	・ＲＡ種	(・)行う ・行わない
コンクリート面(OP)、押出成形セメント板面	・	・ＲＡ種	・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	・ＲＢ種　・	・ＲＡ種　・ＲＢ種	―

③錆止め塗料塗り [7.3.2～3]

錆止め塗料塗りの種別

塗装面			塗料	工程
鉄鋼面	EP-G以外	塗替え 新規鉄鋼面見え掛り 新規見え隠れ	・A種 ・A種 ・A種	・C種　・ ・A種　・ (・)B種　・
	EP-G	塗替え 新規鉄鋼面見え掛り 新規見え隠れ	・B種 ・B種 ・B種	・C種　・ ・A種　・ ・B種　・
亜鉛めっき面	EP-G以外	塗替え 新規鉄鋼面	・A種　・ ・A種　・	・C種　・ ・A種　・
	EP-G	塗替え 新規鉄鋼面	・C種 ・C種	・C種　・ ・A種　・

④塗装

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り（SOP） 塗料の種別 ・1種　・2種	木部屋外	・B種　・	・A種・
	木部屋内	・B種　・	・B種・
	鉄鋼面	・B種　・	・B種・A種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	・A種　・	・B種・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	・B種　・	・B種・
・クリヤラッカー塗り（CL）		・B種　・ ・A種	・B種・A種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（FE）		―	―
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り（NAD）		・B種　・ ・A種	・B種・A種
(・)耐候性塗料塗り（DP）	(・)鉄鋼面　上塗り等級(　)	・　級	(・)C種
	・亜鉛めっき鋼面 上塗り等級(　)	・ ・　級	・A種
	(・)ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	(・)A種	・
・つや有合成樹脂エマルションペイント（EP-G）	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	・B種　・	・B種・A種
	屋内の木部	・B種　・	・A種・
	屋内の鉄鋼面	・B種　・	・B種・A種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	・B種　・	・B種・A種
・合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）		(・)B種　・	・B種・
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP-T）		・B種　・	・B種・A種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）		・B種　・ ・A種	・B種・A種
・ラッカーエナメル塗り（LE）		・B種 ・A種	・B種・A種
・オイルステイン塗り（OS）		―	
・木材保護塗料塗り（WP）		・B種 ・A種	・B種・A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、ﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
合成樹脂エマルションペイント塗り替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

・高日射反射塗料塗り
　下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　・ＲＡ種　・ＲＢ種　・ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/㎡)
塗料塗り	JISK5675	耐候性屋根用塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

【特記事項】

西沢建築設計事務所	令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	特記仕様書（４）	N・S	A ―― 05
一級建築士　No. 117422　西沢雅彦					

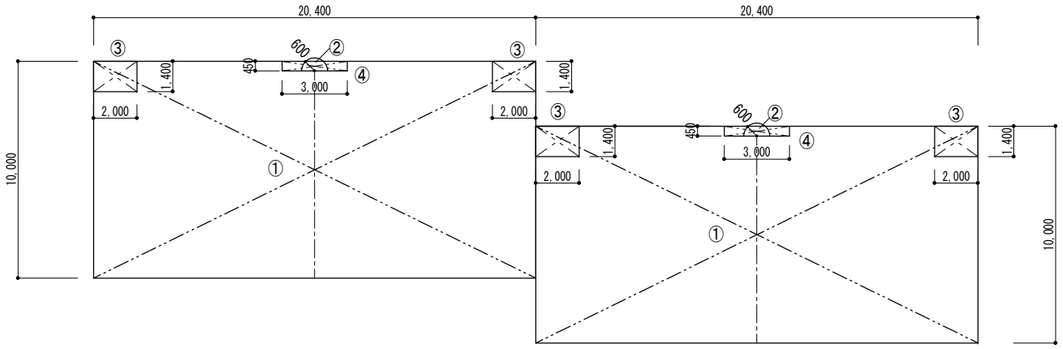

2・3 階求積図　1/200

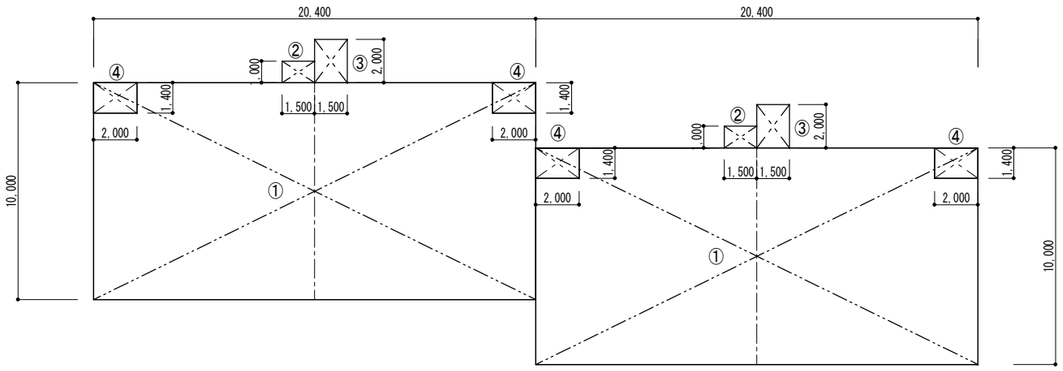

1 階求積図　1/200

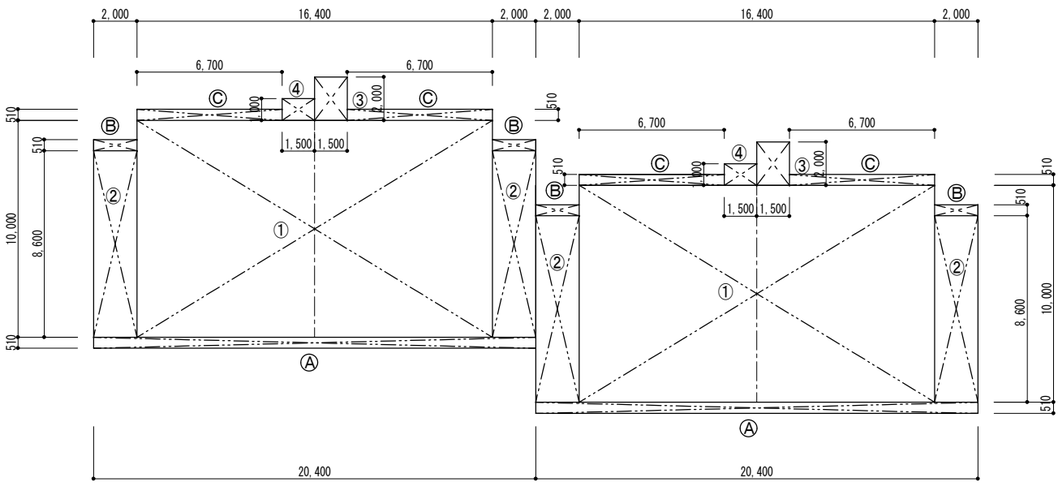

建築面積求積図　1/200

あじさい棟求積図　1/200

床面積、建築面積　算定表				
1階床面積				㎡
記号	距離（X）	距離（Y）	個数	面積
①	20.400	10.000	2	408.000
②	1.500	1.000	2	3.000
③	1.500	2.000	2	6.000
④	-2.000	1.400	4	-11.200
計				405.800
				(405.80)
2・3階 床面積				㎡
記号	距離（X）	距離（Y）	個数	面積
①	20.400	10.000	2	408.000
②	0.6×0.6×3.14×1/2		2	1.1304
③	-2.000	1.400	4	-11.200
④	-3.000	0.450	2	-2.700
計				395.2304
				(395.23)
建築面積				㎡
記号	距離（X）	距離（Y）	個数	面積
①	16.400	10.000	2	328.000
②	2.000	8.600	4	68.800
③	1.500	2.000	2	6.000
④	1.500	1.000	2	3.000
Ⓐ	20.400	0.510	2	20.808
Ⓑ	2.000	0.510	4	4.080
Ⓒ	6.700	0.510	4	13.668
計				444.356
				(444.36)

自転車置場求積図　1/200　8.400×1.435＝12.054（12.05）㎡

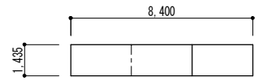

物置棟求積図　1/200　21.850×1.950＝42.6075（42.61）㎡

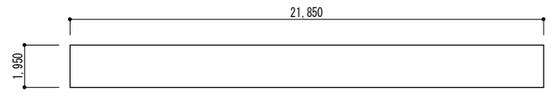

機械室棟求積図　1/200　2.000×2.150＝4.300（4.30）㎡

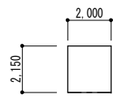

共用倉庫棟求積図　1/200　2.970×2.000＝5.940（5.94）㎡

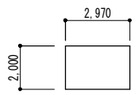

【特記事項】	西沢建築設計事務所		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	床面積、建築面積　求積図	1/300	A —— 06
	一級建築士　No. 117422　西沢雅彦						

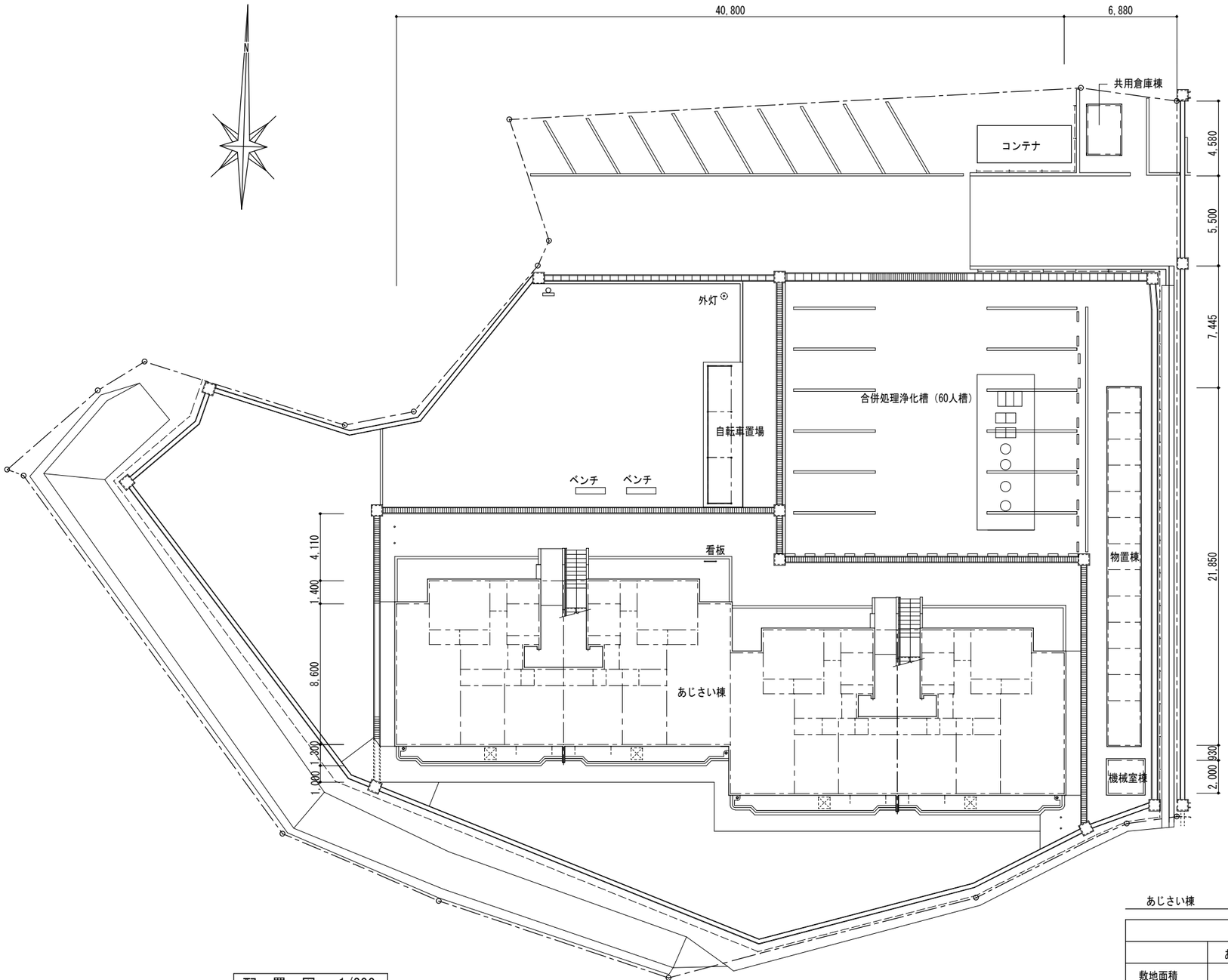

配　置　図　1/200

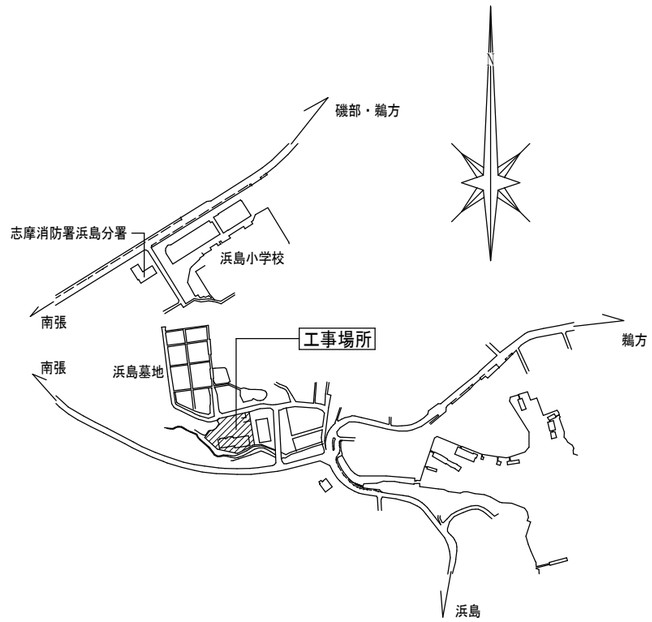

付近見取図

あじさい棟　　志摩市浜島町浜島　１１００

面　積　表　　(㎡)

	あじさい棟	機械室棟	物置棟	自転車置場	共用倉庫棟	合計
敷地面積						2,788.47
建築面積	444.36	4.30	42.61	12.05	5.94	509.26
１階床面積	405.80	4.30	42.61	12.05	5.94	470.70
２階床面積	395.23	――	――	――	――	395.23
３階床面積	395.23	――	――	――	――	395.23
延床面積	1,196.26	4.30	42.61	12.05	5.94	1,261.16

【特記事項】	西沢建築設計事務所		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	配　置　図	1/200	A ―― 07
	一級建築士　No. 117422　西沢雅彦				付近見取図		
					面　積　表		

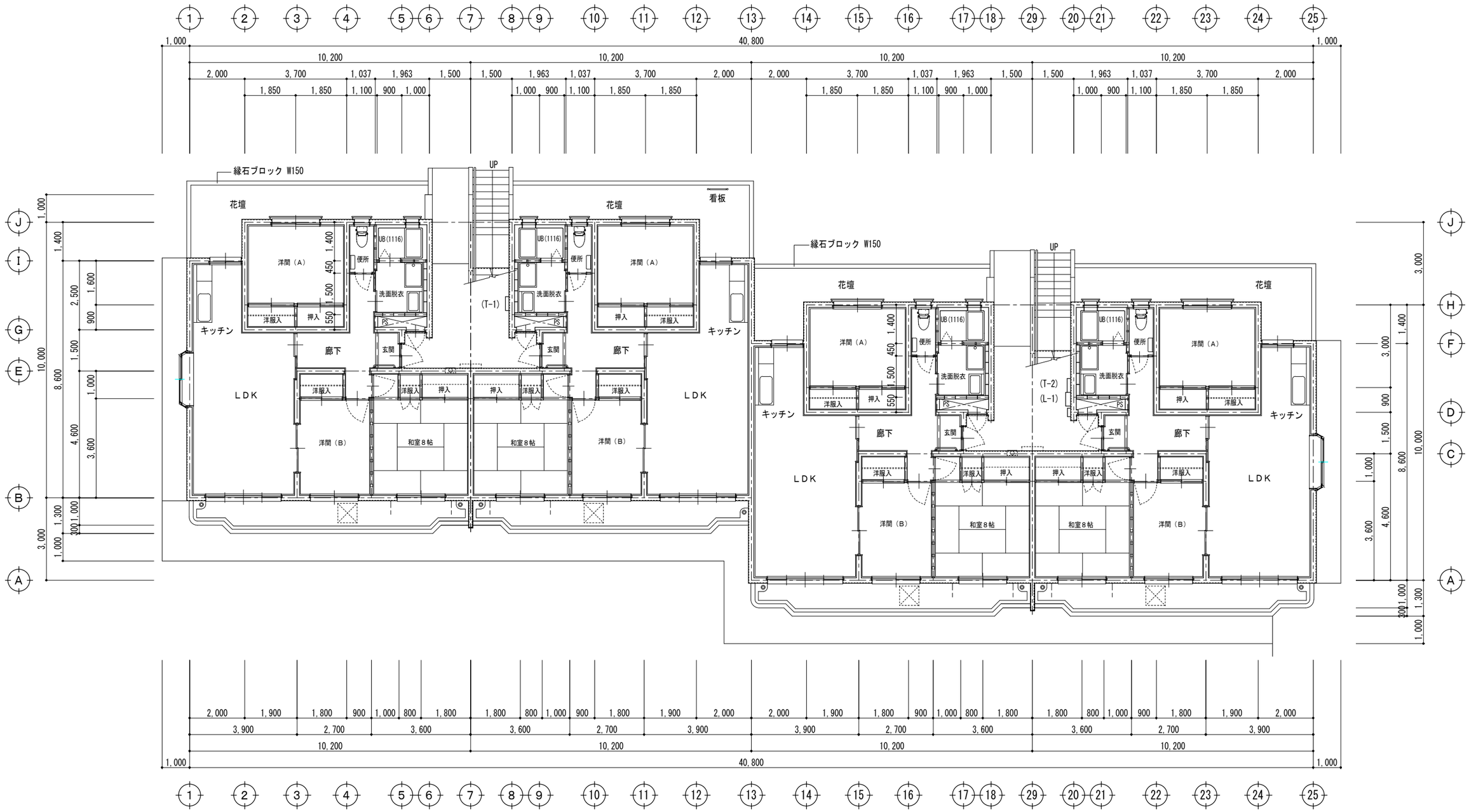

１階平面図　1/100

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	１階平面図	1/100	A —— 08

２階平面図　1/100

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	２階平面図	1/100	A —— 09

３階平面図　1/100

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	３階平面図	1/100	A ―― 10

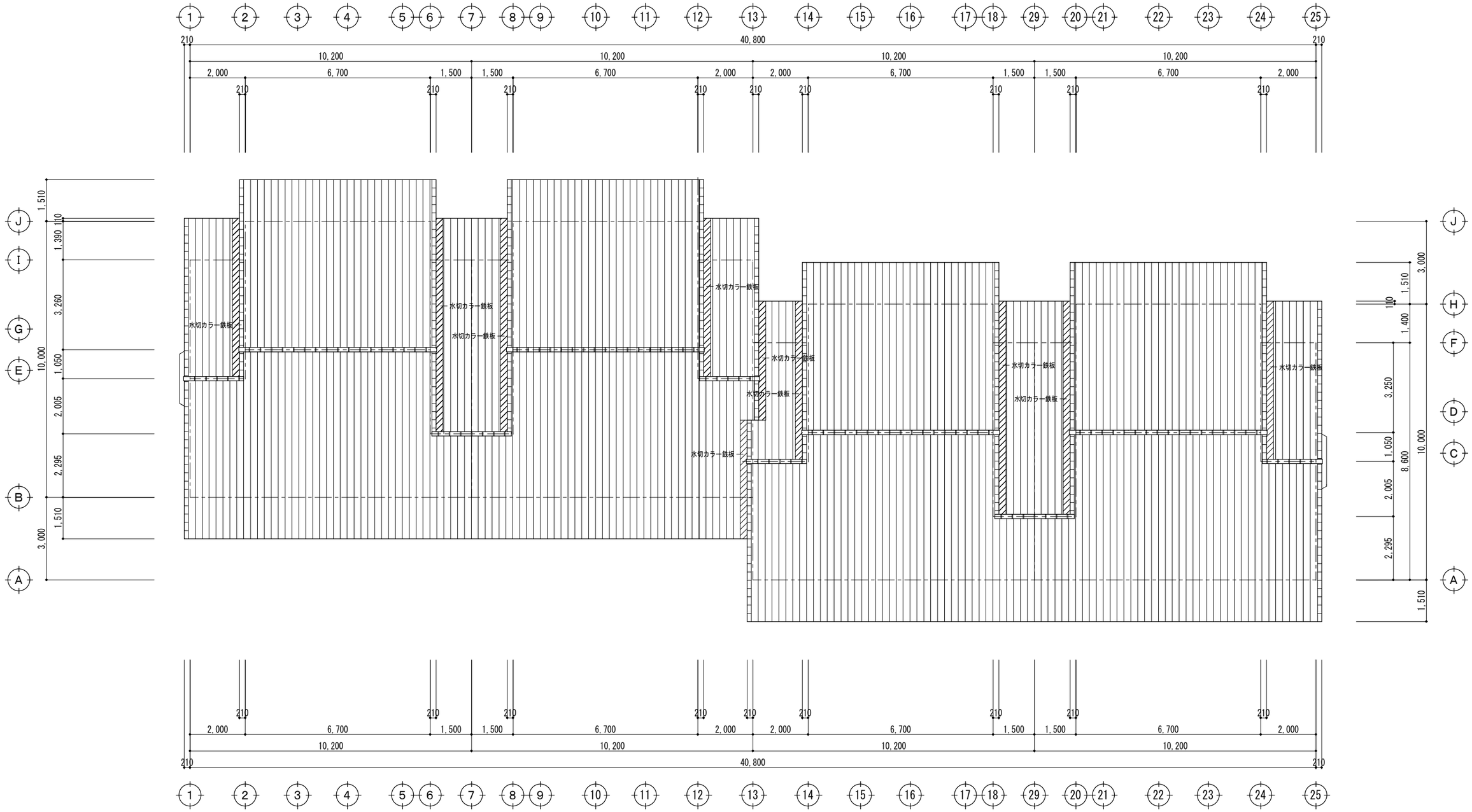

屋根平面図　1/100

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	屋根平面図	1/100	A —— 11

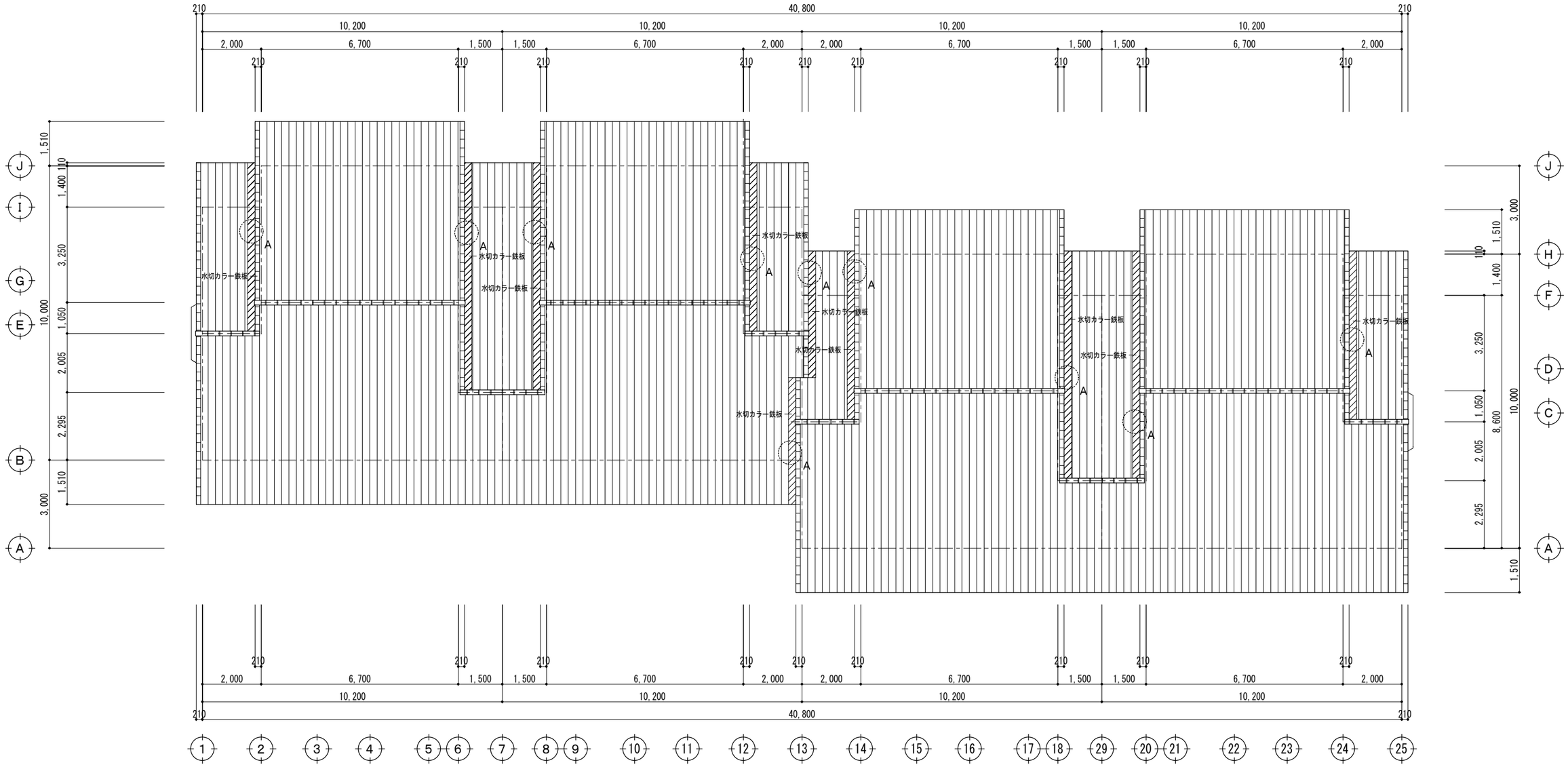

屋根平面図　1/100

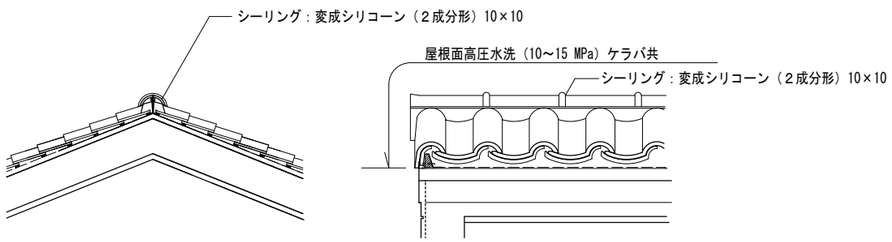

既設水切カラー鉄板の上
ガルバリウム塗装鋼板 t=0.4 糸幅 450 張付け
変成シリコーン（２成分系）10×20

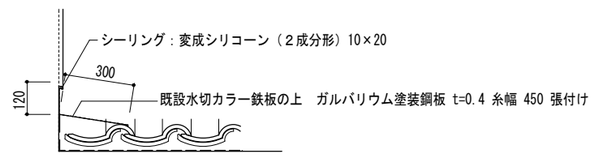

詳細図　1/20

屋根改善工事
既設　洋瓦葺き
高圧水洗（10～15 MPa）
棟瓦廻りシーリング防水処理　　変成シリコーン（２成分系）10×10

既設水切カラー鉄板の上
ガルバリウム塗装鋼板 t=0.4 糸幅 450 張付け
変成シリコーン（２成分系）10×10

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所	・	令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	屋根改修図	1/100	A —— 12
	一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦	・			詳細図	1/20	

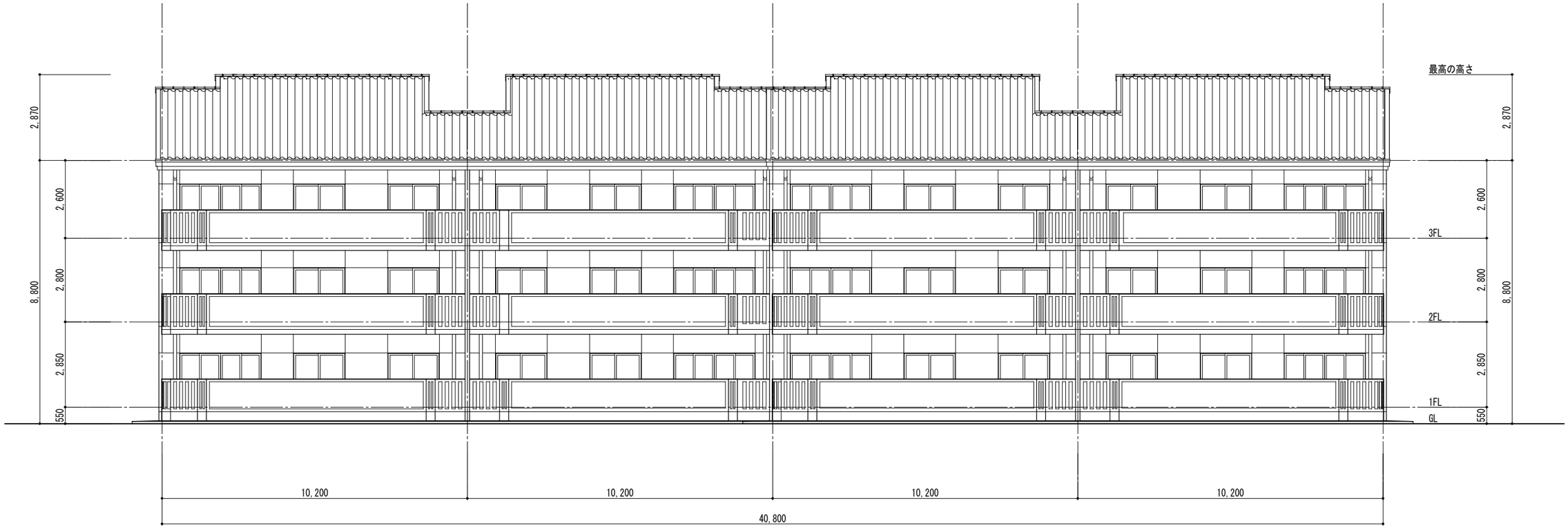

南立面図　1/100

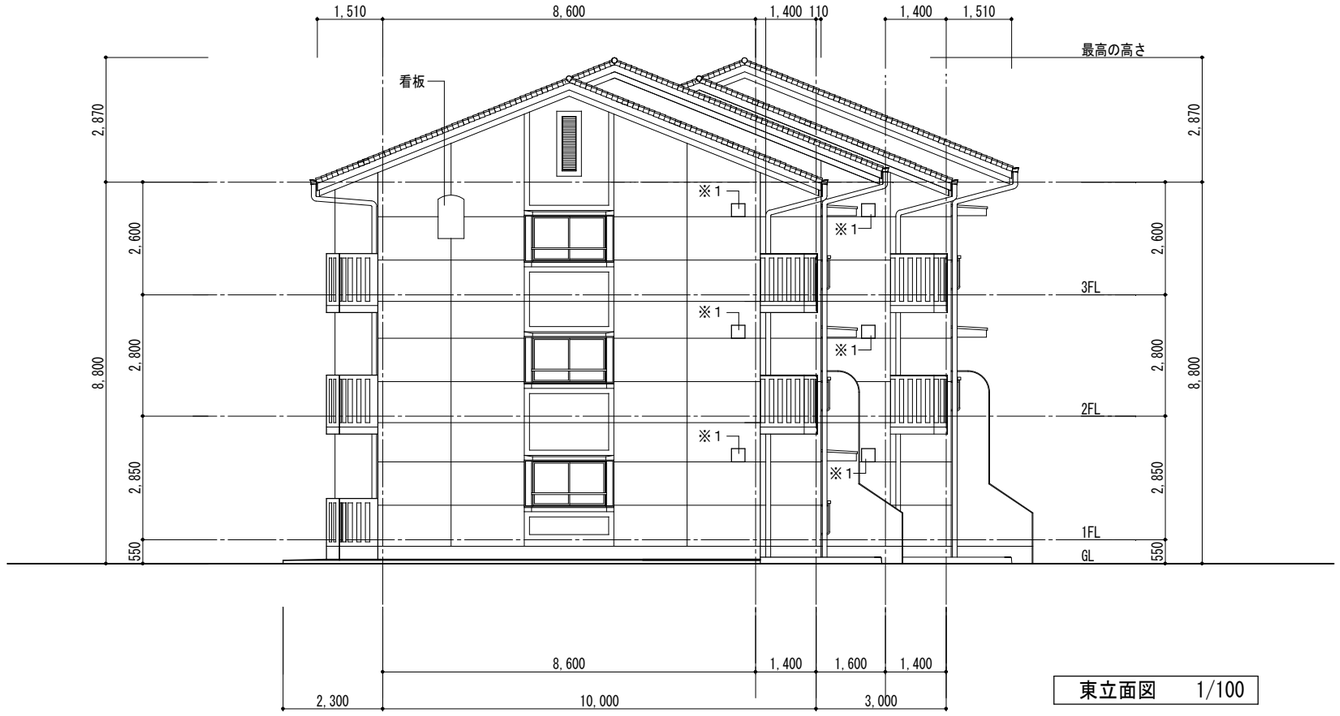

東立面図　1/100

屋根改善工事	既設　洋瓦葺き
	高圧水洗（10～15 MPa）
	棟瓦廻りシーリング防水処理　　変成シリコーン（２成分系）10×10
	既設水切カラー鉄板 t=0.4の上
	ガルバリウム塗装鋼板 t=0.4 糸幅 450 張付け
外壁・軒天改善工事	既設　コンクリート打放し下地　　複層仕上塗材(E)吹付け
（中央階段室含む）	事前調査（外壁面目視、マーキング、計測、図面記入）
	高圧水洗（10～15 MPa）
	クラック補修　　ボンドUカットシール工法　　（仕上面積の５%m/㎡を目安とする）
	既設サッシ廻りシーリング 10×10 撤去
	改修サッシ廻り変成シリコーンシーリング（２成分系）10×10
	躯体打継部目地シーリング撤去　10×20
	改修躯体打継部目地変成シリコーン（２成分系）10×20
	既設窓サッシ手摺り及び目隠しガラリ　　取り外し及び復旧
	外壁仕上材　　可とう形改修塗材（ＲＥ）吹付け（薄付　ふっ素）
	軒天・天井仕上材　　合成樹脂エマルジョンペイント（ＥＰ））塗装（Ｂ種）
	ステンレス換気扇フード(防虫網付・換気扇200Φ用）取替え　　既設撤去処分
	外部換気パイプ、換気フード　下地調整　ＲＣ種
	耐候性塗料（ＤＰ・ふっ素樹脂塗料）塗り（Ｃ種）
竪樋改善工事	既設　ＶＰΦ100　ＶＰ塗装　　掴み金物：ステンレス
	下地調整　ＲＣ種
	仕上塗装　　耐候性塗料(ＤＰ・ふっ素樹脂塗料）塗り（Ｃ種）
軒樋改善工事	既設　塩ビ製角　Ｗ=180　ＶＰ塗装　掴み金物：ステンレス
	軒樋　既設塩ビ製角 W=180 取替え　　既設軒樋撤去処分
	パナソニックエアロアイアン（前高 200 ワイド）同等品　掴み金物：ステンレス

※1　ステンレス換気扇フード(防虫網付・換気扇200Φ用）取替え。　　※2　外壁補修の工法・数量については、事前調査の結果をもとに監督職員と協議して決定する。

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	立面図（１）	1/100	A ―― 13

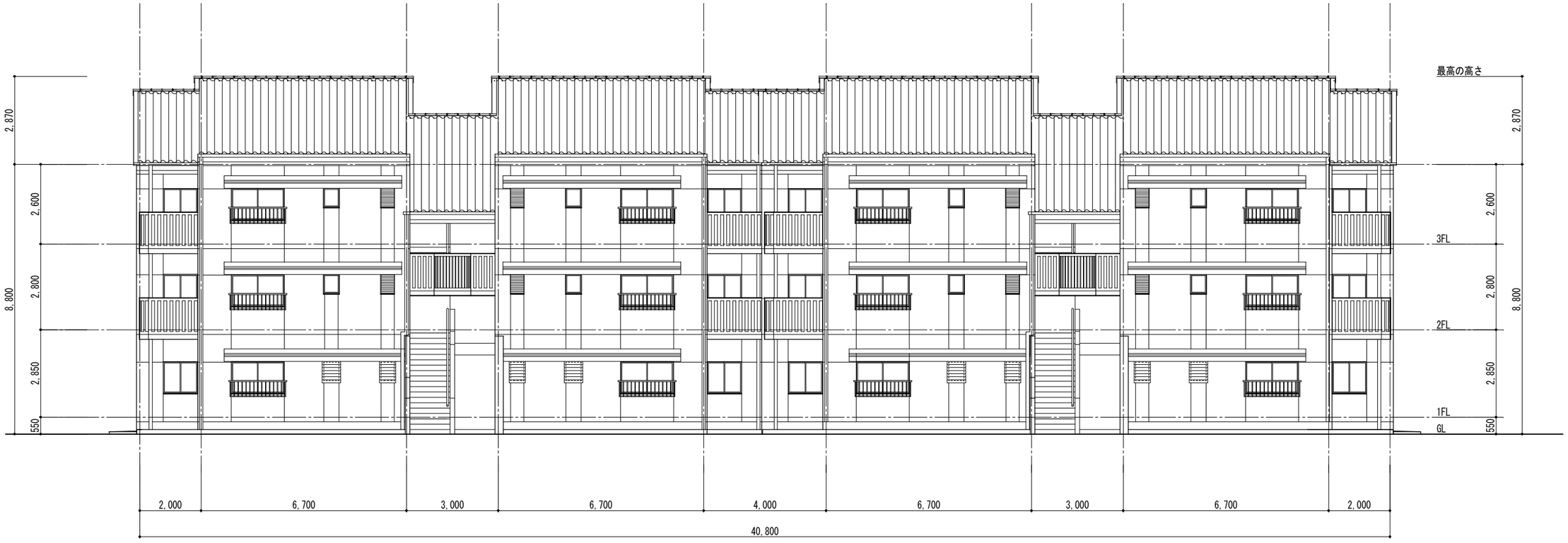

北立面図　1/100

西立面図　1/100

屋根改善工事	既設　洋瓦葺き
	高圧水洗（10～15 MPa）
	棟瓦廻りシーリング防水処理　　変成シリコーン（２成分系）10×10
	既設水切カラー鉄板 t=0.4の上
	ガルバリウム塗装鋼板 t=0.4 糸幅 450 張付け
外壁・軒天改善工事	既設　コンクリート打放し下地　　複層仕上塗材(E)吹付け
(中央階段室含む)	事前調査（外壁面目視、マーキング、計測、図面記入）
	高圧水洗（10～15 MPa）
	クラック補修　　ボンドUカットシール工法　　（仕上面積の５%m/㎡を目安とする）
	既設サッシ廻りシーリング 10×10 撤去
	改修サッシ廻り変成シリコーンシーリング（２成分系）10×10
	躯体打継部目地シーリング撤去　10×20
	改修躯体打継部目地変成シリコーン（２成分系）10×20
	既設窓サッシ手摺り及び目隠しガラリ　　取り外し及び復旧
	外壁仕上材　　可とう形改修塗材（ＲＥ）吹付け（薄付　ふっ素）
	軒天・天井仕上材　　合成樹脂エマルジョンペイント（ＥＰ））塗装（Ｂ種）
	ステンレス換気扇フード(防虫網付・換気扇200Φ用）取替え　　既設撤去処分
	外部換気パイプ、換気フード　下地調整　ＲＣ種
	耐候性塗料（ＤＰ・ふっ素樹脂塗料）塗り（Ｃ種）
竪樋改善工事	既設　ＶＰΦ100　ＶＰ塗装　　掴み金物：ステンレス
	下地調整　ＲＣ種
	仕上塗装　　耐候性塗料(ＤＰ・ふっ素樹脂塗料）塗り（Ｃ種）
軒樋改善工事	既設　塩ビ製角　Ｗ=180　ＶＰ塗装　掴み金物：ステンレス
	軒樋　既設塩ビ製角 W=180 取替え　　既設軒樋撤去処分
	パナソニックエアロアイアン（前高 200 ワイド）同等品　掴み金物：ステンレス

※1　ステンレス換気扇フード(防虫網付・換気扇200Φ用）取替え。　※2　外壁補修の工法・数量については、事前調査の結果をもとに監督職員と協議して決定する。

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	立面図（２）	1/100	A ―― 14

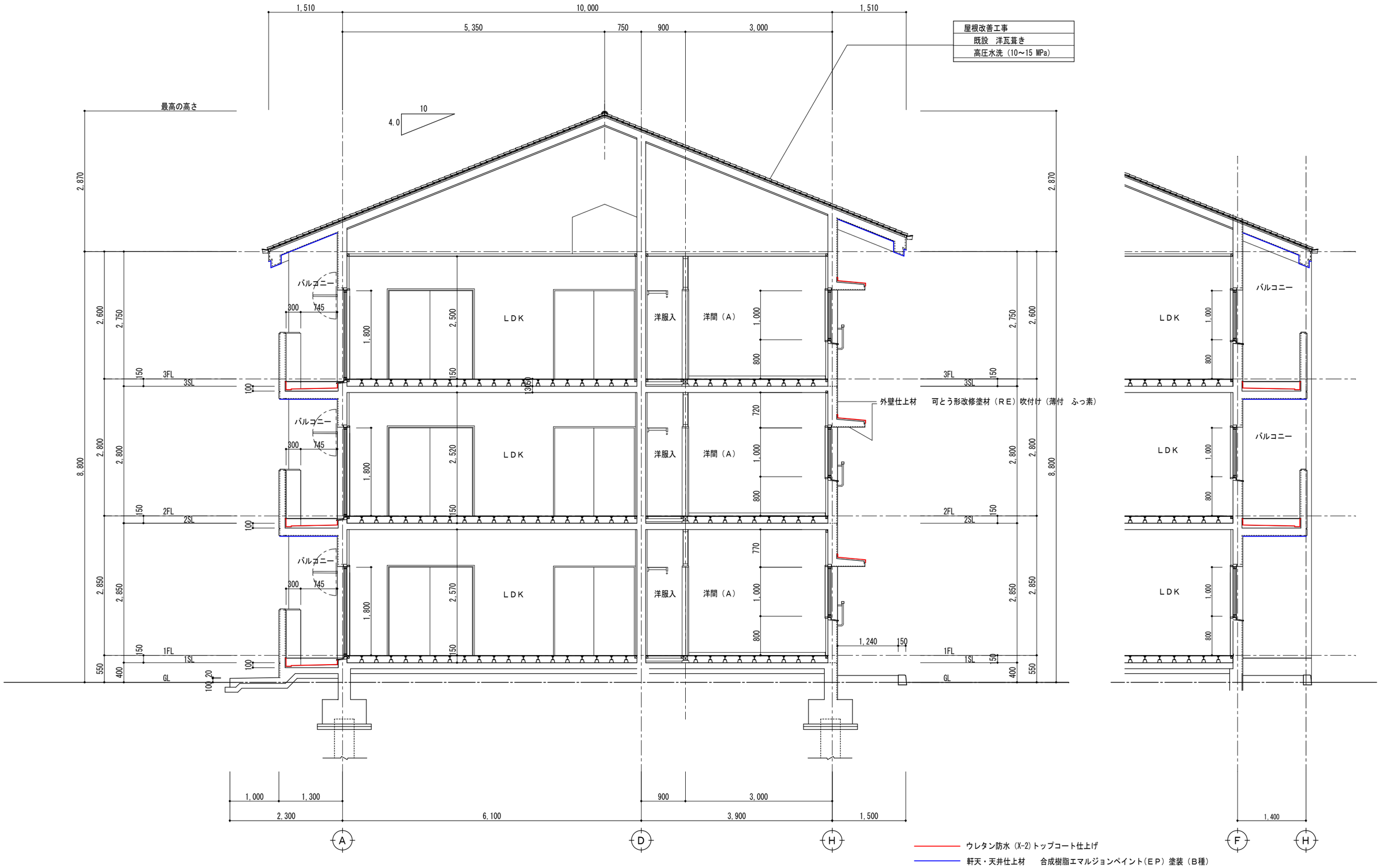

【特記事項】	西沢建築設計事務所 一級建築士　No. 117422　西沢雅彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	断面図（１）	1/50	A ―― 15

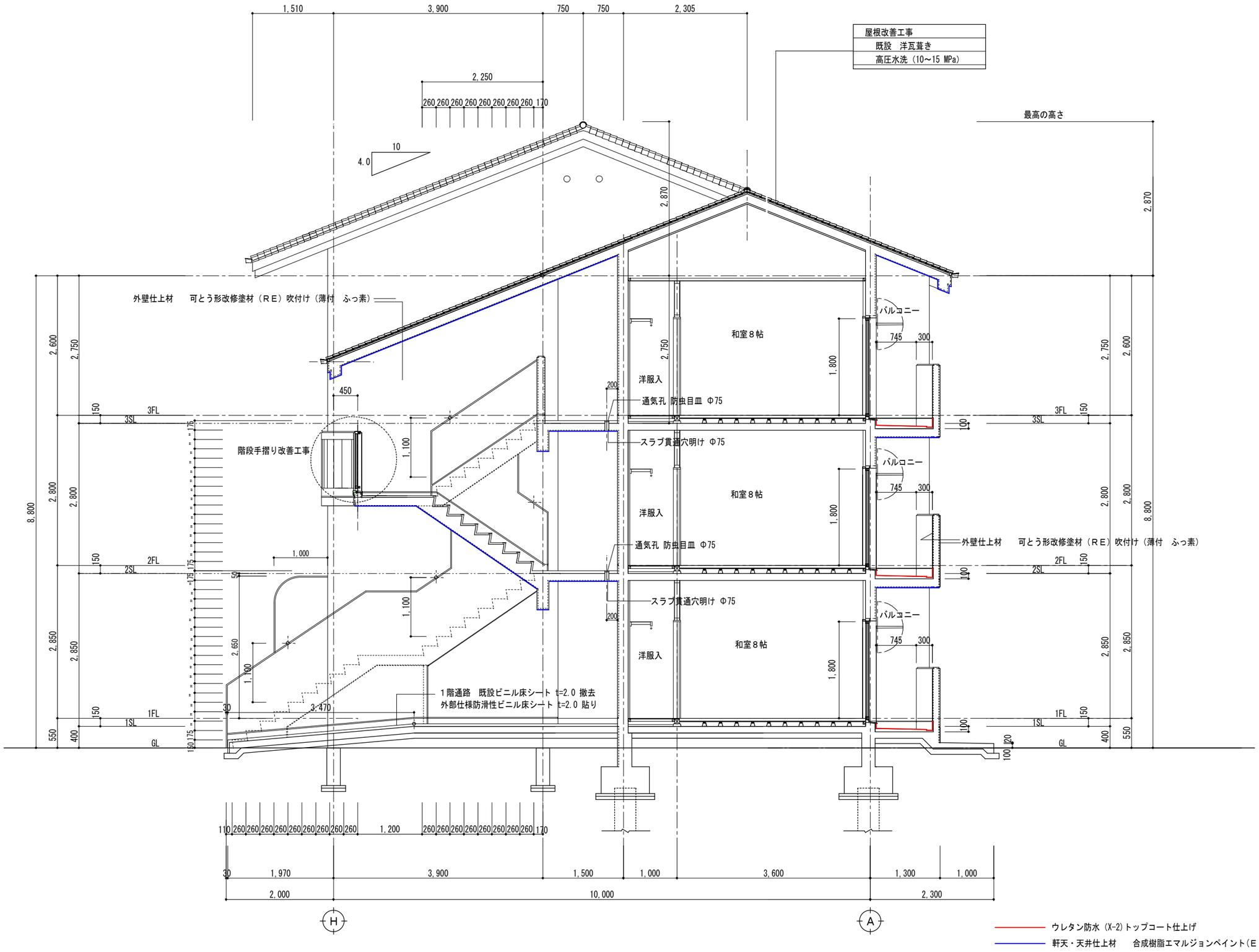

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	断面図（２）	1/50	A ―― 16

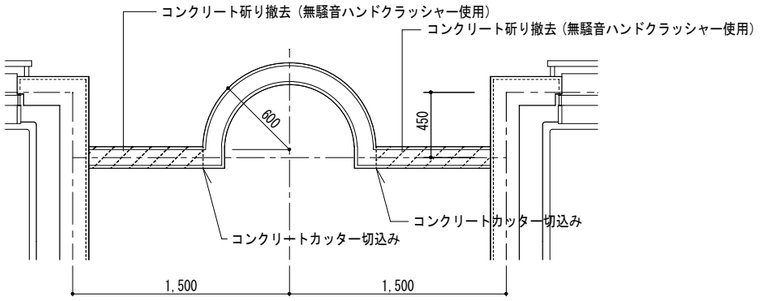

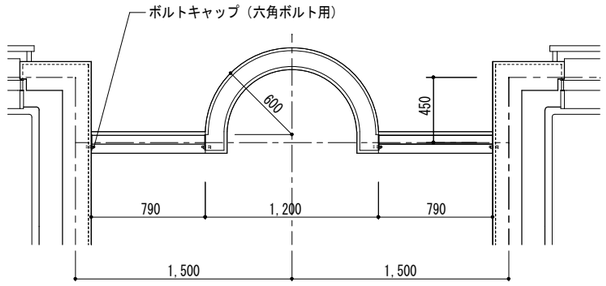

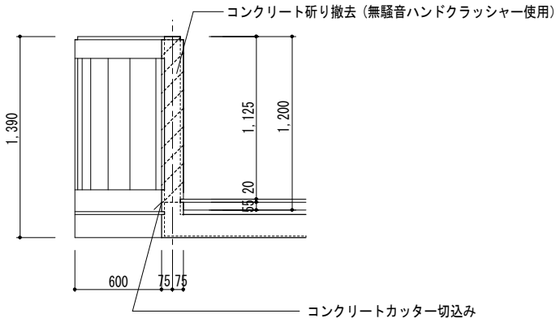

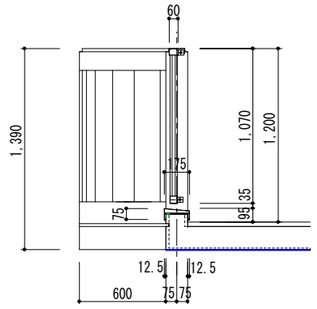

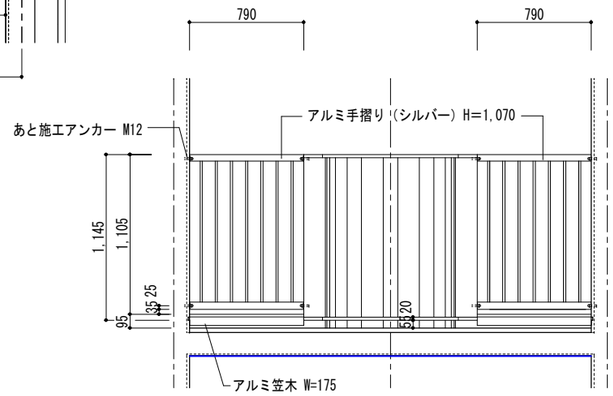

アルミ手摺り（シルバー）W 790×H 1,070×4箇所

階段室手摺り改善　詳細図　1/30

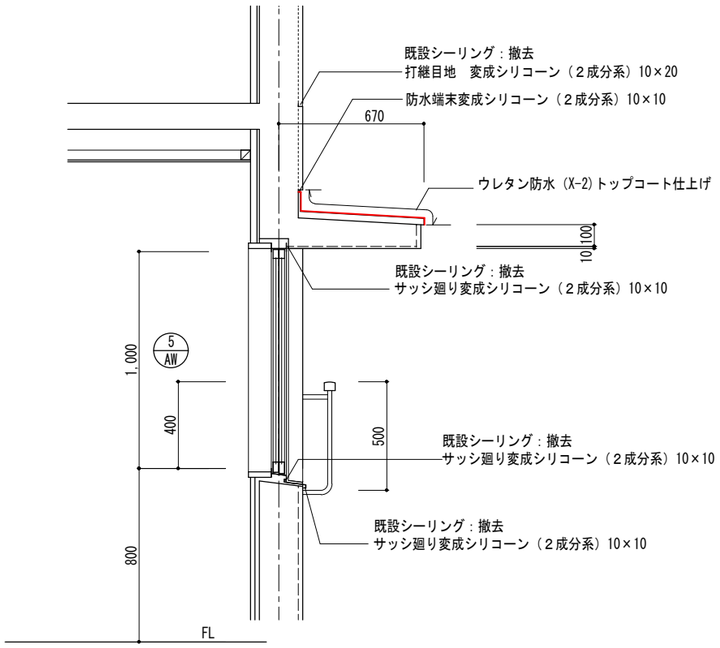

小庇防水　断面詳細図　1/20

ウレタン防水（X-2）トップコート仕上げ

軒天・天井仕上材　合成樹脂エマルジョンペイント（ＥＰ）塗装（Ｂ種）

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	断面図（３）	1/30	A —— 17
					小庇防水　断面詳細図	1/20	
					階段室手摺り改善　詳細図	1/30	

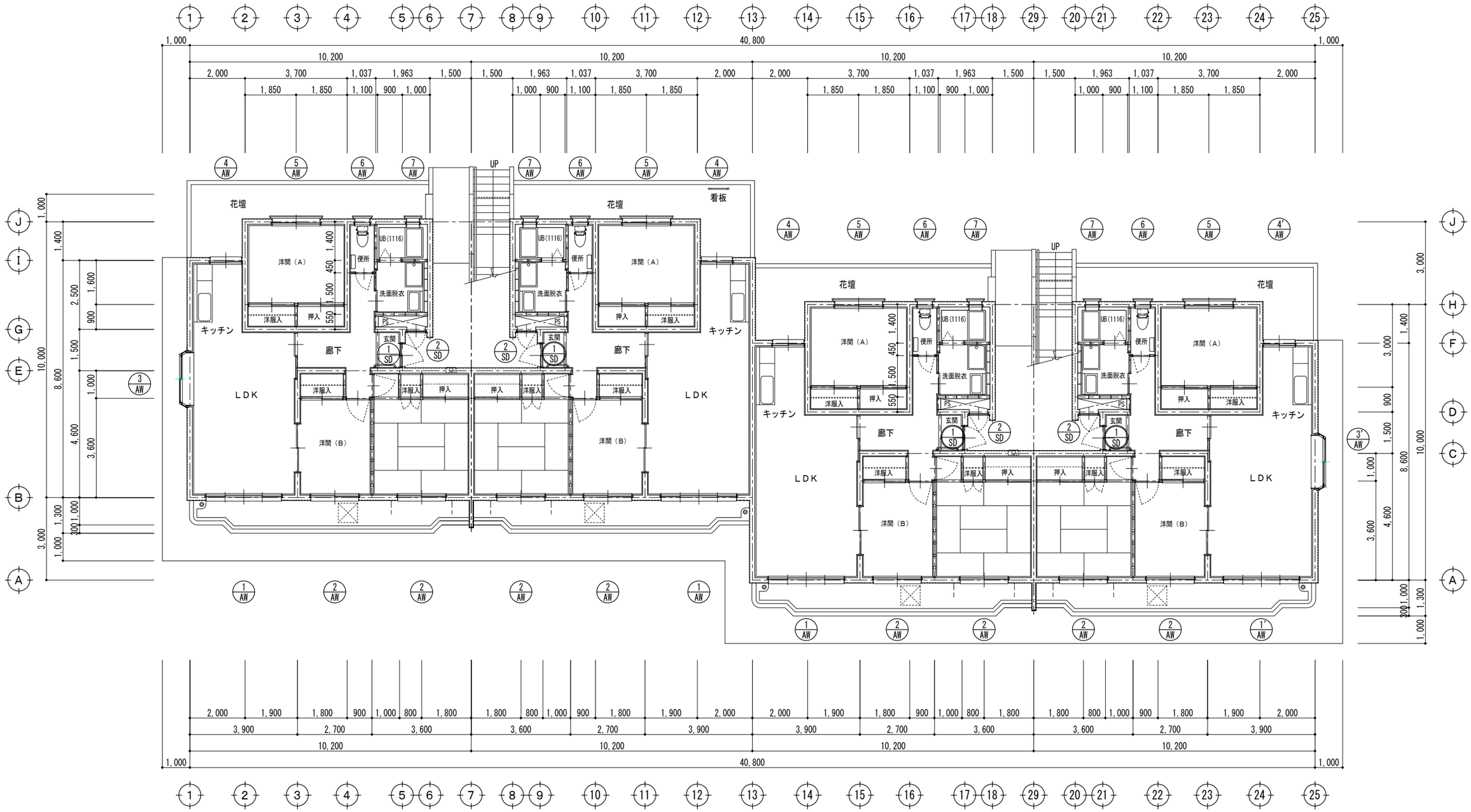

1階建具指示図　1/100

【特記事項】	西沢建築設計事務所 一級建築士 No. 117422 西沢雅彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	１階建具指示図	1/100	A —— 18

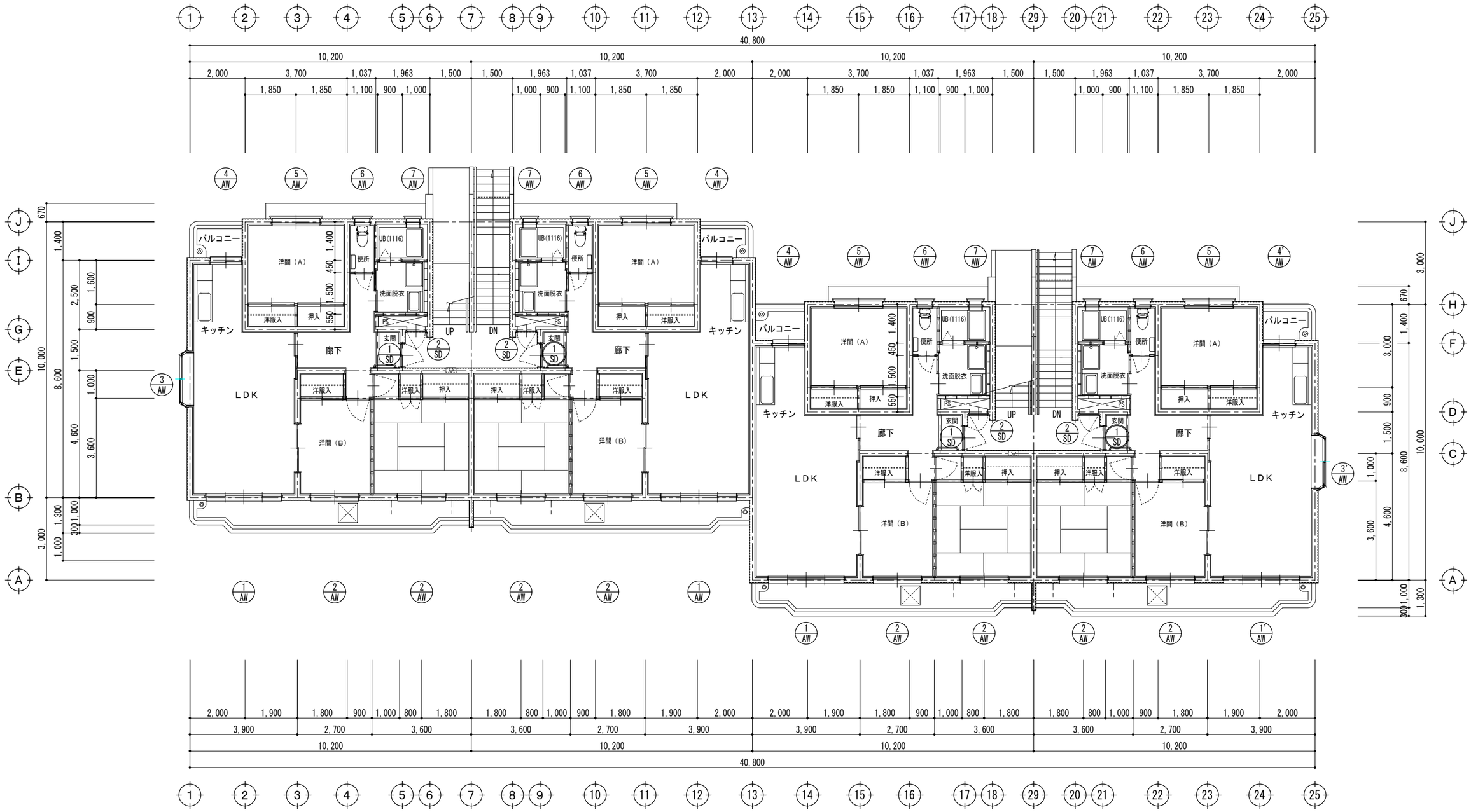

２階建具指示図　1/100

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	２階建具指示図	1/100	A ―― 19

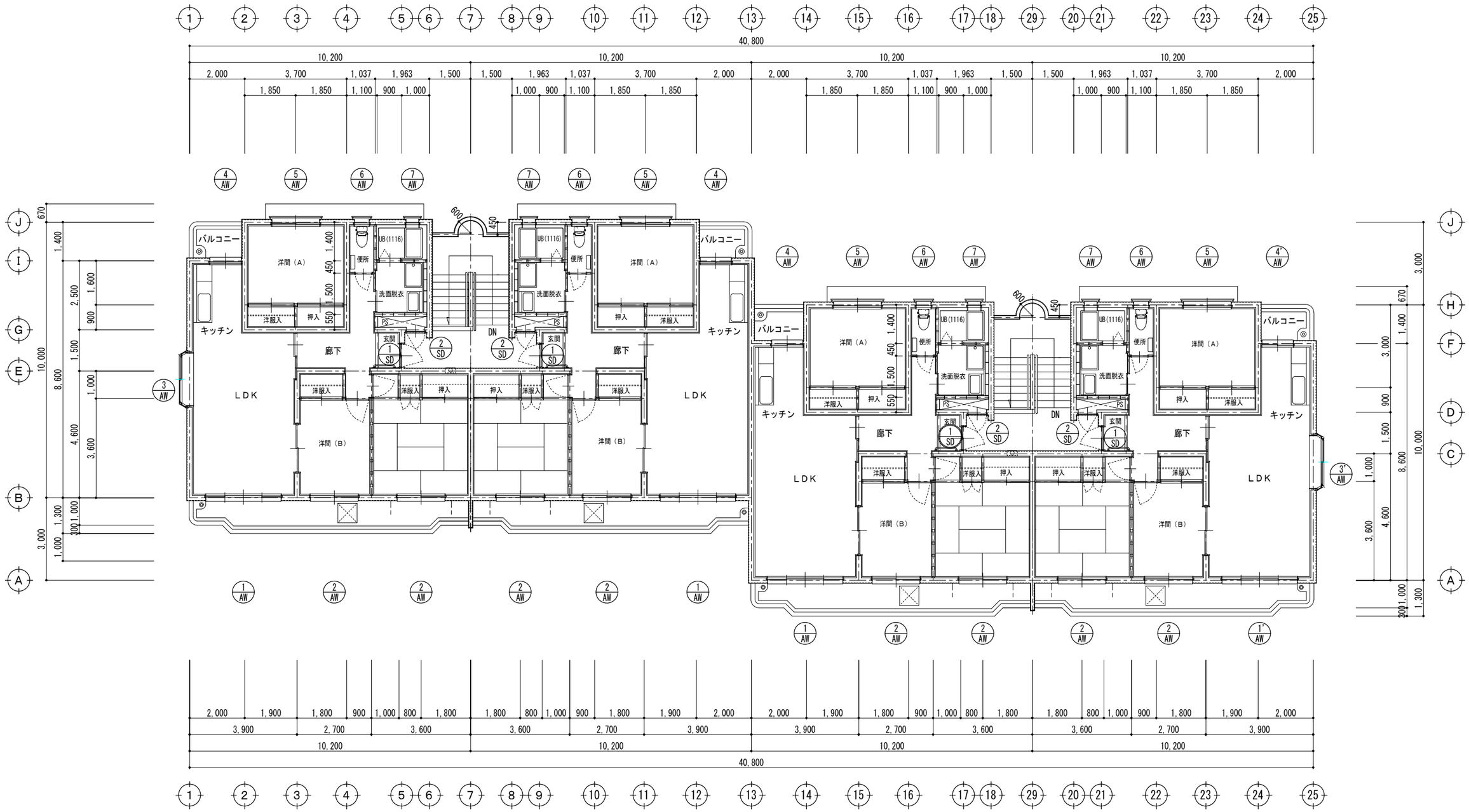

３階建具指示図　1/100

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	３階建具指示図	1/100	A ―― 20

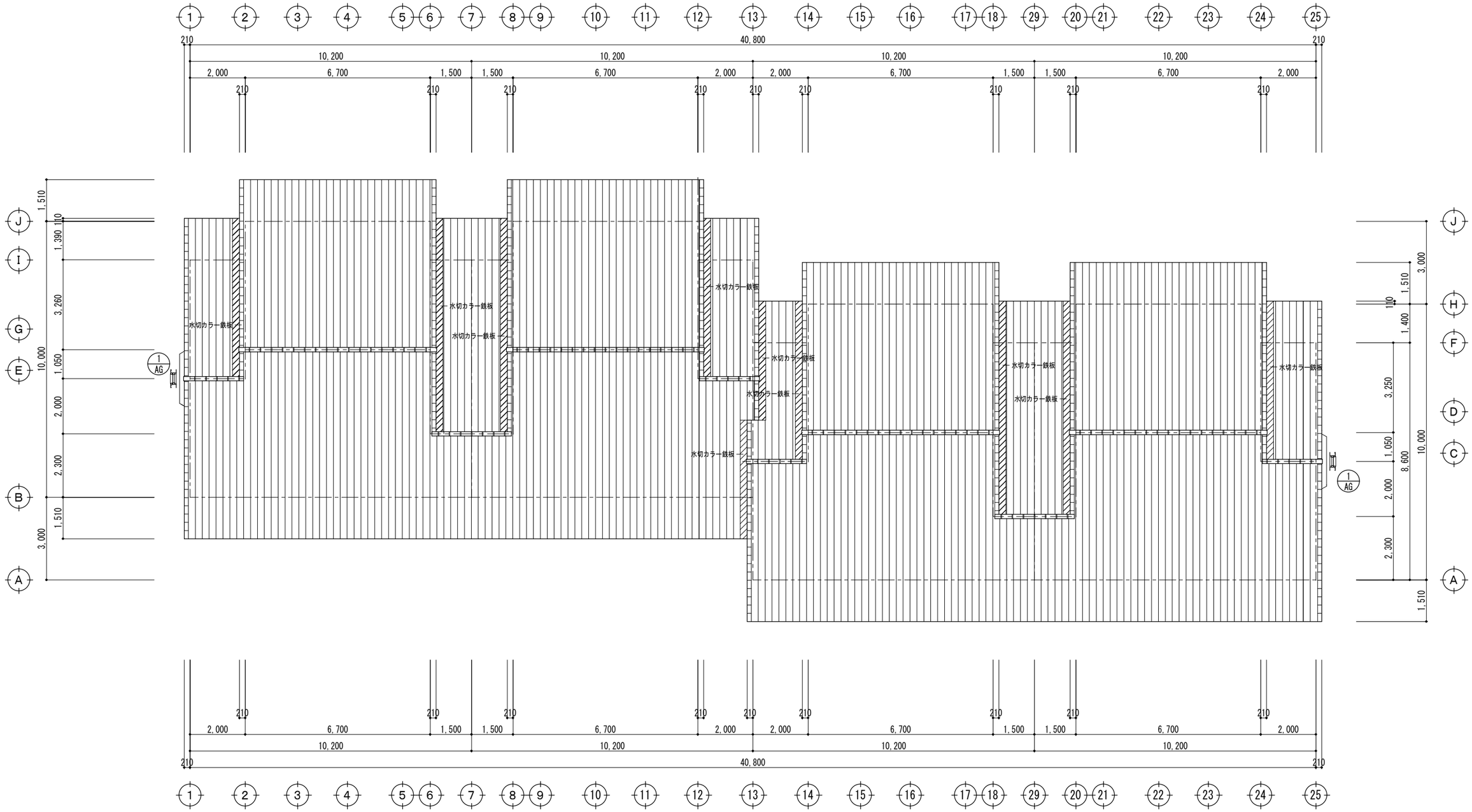

屋根建具指示図　1/100

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	屋根建具指示図	1/100	A —— 21

記号	1 SD	2 SD	
場所	玄関	ＰＳ	
型式	片開きスチールドア	片開きスチールドア	
内法	800×1,900	650×1,800	
数量	12	12	
見込	70	70	
付属金物	シリンダー錠、丁番 レバーハンドル	ケースハンドル	
硝子		トーメイ t=3	
材質	スチール	スチール	
塗装	ＳＯＰ	ＳＯＰ	
備考	郵便受け　ドアスコープ 防犯チェーン		

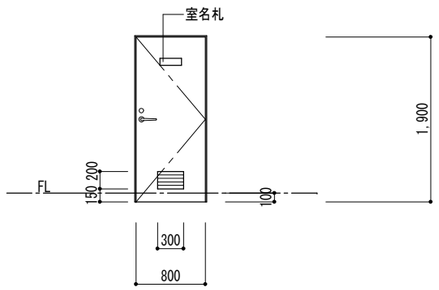

※ 開き勝手は指示図参照

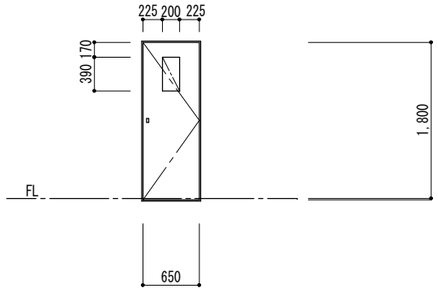

記号	1 AW	1' AW	2 AW	3 AW	3' AW
場所	ＬＤＫ		洋間（Ｂ）和室８帖	ＬＤＫ（出窓）	
型式	アルミ引違い窓		アルミ引違い戸	アルミ引違い窓	
内法	2,700×1,800		1,700×1,000	1,900×1,000	
数量	AW-1　9 AW-1'　3		24	AW-3　3 AW-3'　3	
見込	70		70	70	
付属金物	クレセント			クレセント	
硝子	AW-1　強化 t=4 AW-1'　PW 6.8		強化 t=4	AW-3　強化 t=4 AW-3'　PW 6.8	
材質	アルミ		アルミ	アルミ	
塗装					
備考	網戸		網戸	網戸，アルミ手摺り（Φ40）	

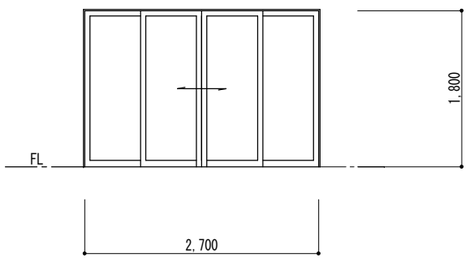

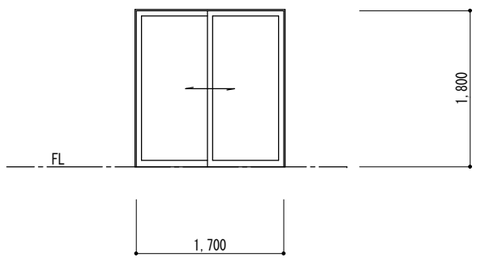

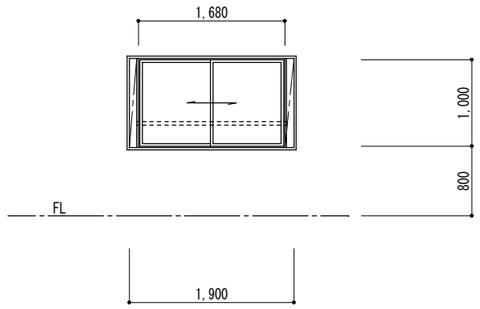

記号	4 AW	4' AW	5 AW	6 AW
場所	ＬＤＫ		洋間（Ａ）	便所
型式	アルミ引違い窓		アルミ引違い窓	アルミ内倒し窓
内法	1,100×1,000		1,700×1,000	500×600
数量	AW-4　9 AW-4'　3		12	12
見込	70		70	70
付属金物	クレセント		クレセント	トップラッチ
硝子	AW-4　強化 t=4 AW-4'　PW 6.8		強化型 t=4	型 t=4
材質	アルミ		アルミ	アルミ
塗装				
備考	網戸		網戸、窓用手摺 H=500	網戸

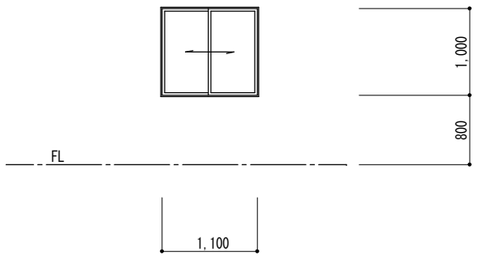

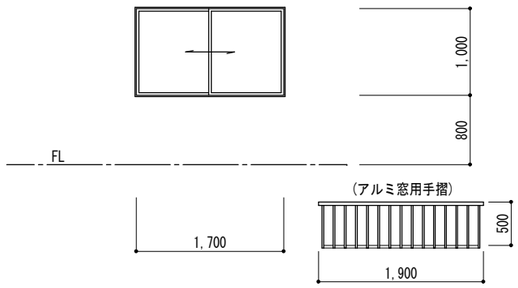

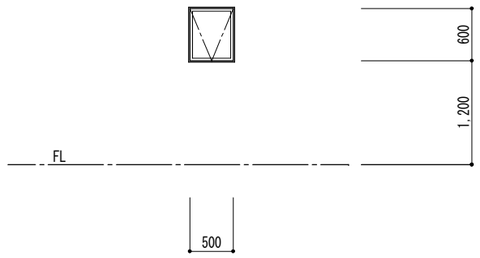

※ １階のみ目隠しガラリ（H600×W700）

記号	7 AW	1 AG
場所	ＵＢ	小屋裏
型式	ガラスルーバー窓	通気ガラリ
内法	430×600	300×1,200
数量	12	2
見込	70	70
付属金物	オペレーターハンドル	
硝子	型 t=6	
材質	アルミ	アルミ
塗装		
備考	網戸	防虫ネット

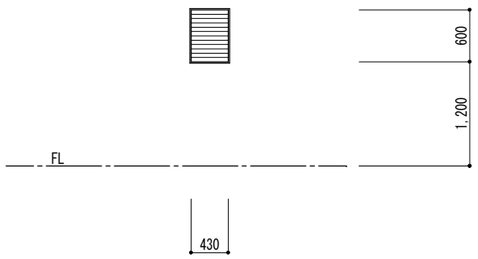

※ １階のみ目隠しガラリ（H600×W700）

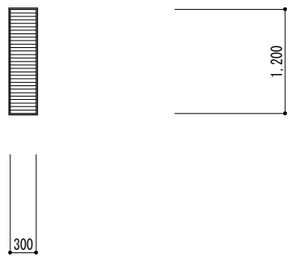

【特記事項】

西沢建築設計事務所
一級建築士　No. 117422　西沢雅彦

令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事

あじさい棟

建具表　1/50

A ―― 22

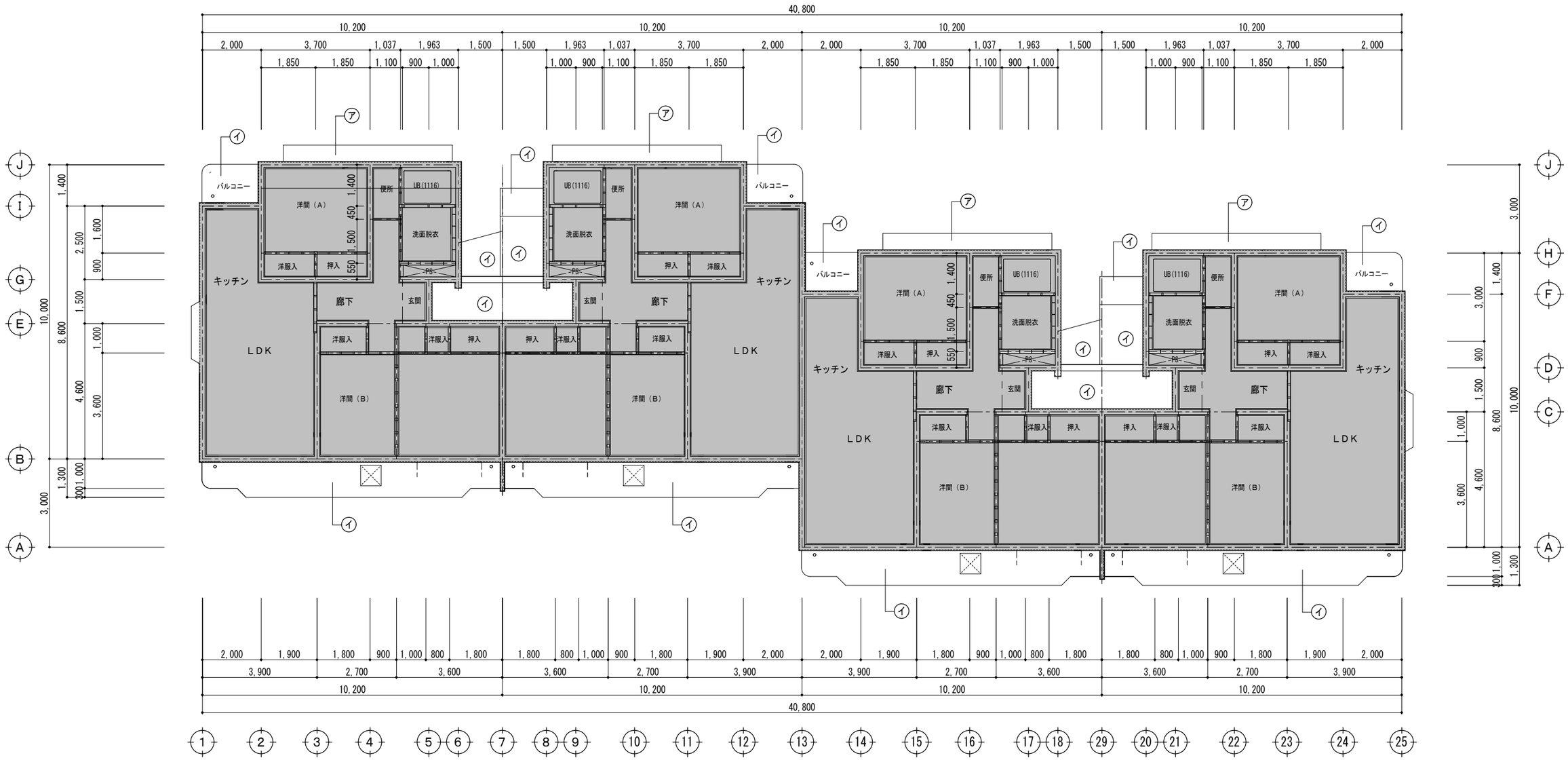

1階天井伏図　1/100

既設仕上表	
㋐ 外壁・軒天　仕上げ	コンクリート打放し下地補修　複層塗材(E) 吹付け
㋒ 軒樋	塩ビ製角　W=180　VP塗装　掴み金物：ステンレス

長寿命化型改善仕上表	
外壁・軒天　改善工事	既設　コンクリート打放し下地補修　複層塗材(E) 吹付け
	事前調査（外壁面目視、マーキング、計測、図面記入）
	高圧水洗（10～15 MPa）
	クラック補修　ボンドUカットシール工法
㋐ 外壁・小庇上げ裏部分	外壁仕上材　可とう形改修塗材（RE）吹付け（薄付　ふっ素）
㋑ 軒天・天井部分	軒天・天井仕上材　合成樹脂エマルジョンペイント（EP））塗装（B種）
㋒ 軒樋改善工事	既設　塩ビ製角　W=180　VP塗装　掴み金物：ステンレス
	軒樋　既設塩ビ製角 W=180 取替え　既設軒樋撤去処分
	パナソニックエアロアイアン（前高 200 ワイド）同等品　掴み金物：ステンレス

【特記事項】	西沢建築設計事務所		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	1階天井伏図	1/100	A —— 23
	一級建築士　No. 117422　西沢雅彦						

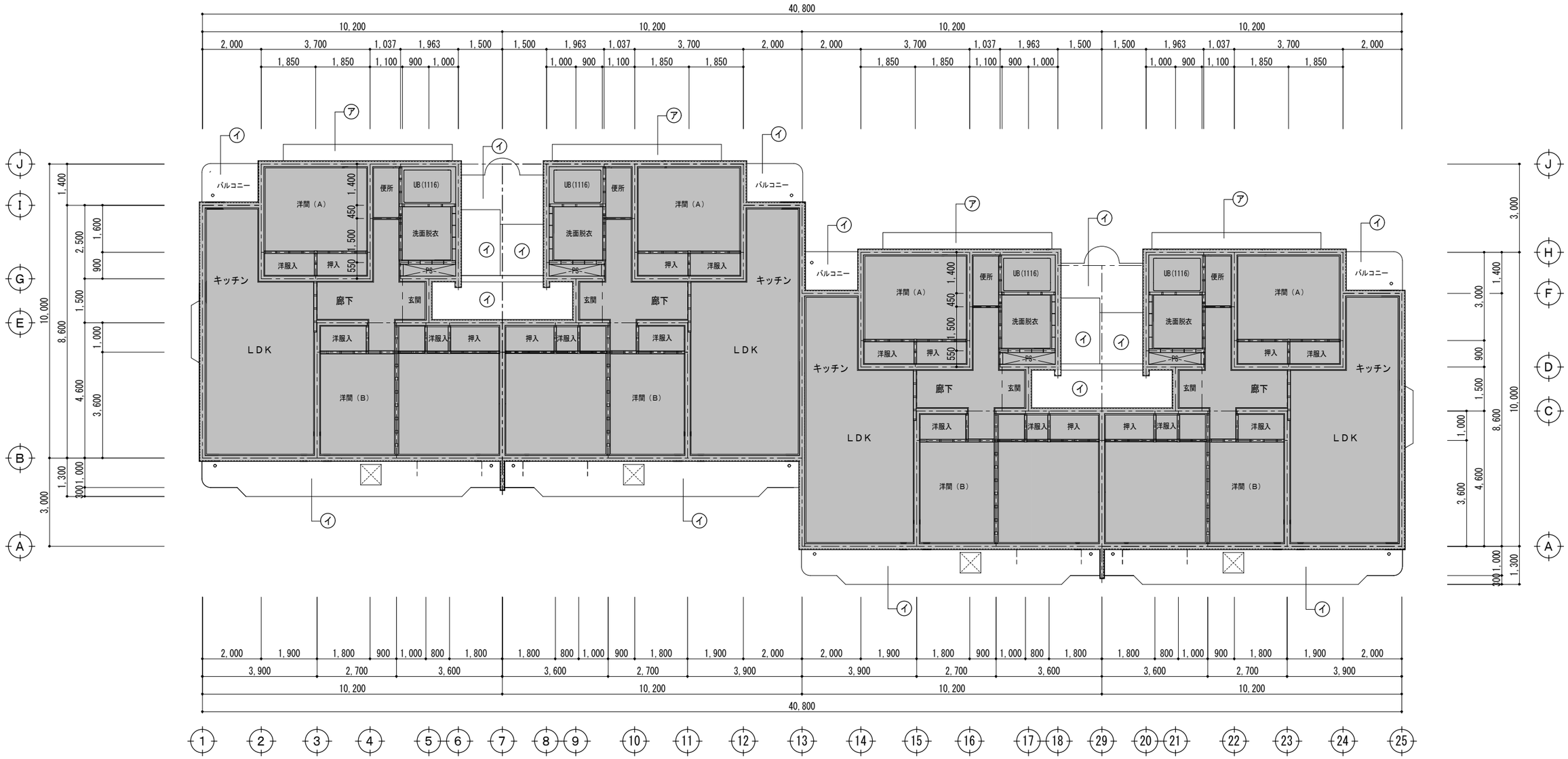

２階天井伏図　1/100

既設仕上表	
㋐ 外壁・軒天　仕上げ	コンクリート打放し下地補修　　複層塗材(E) 吹付け
㋒ 軒樋	塩ビ製角　W=180　ＶＰ塗装　掴み金物：ステンレス

長寿命化型改善仕上表	
外壁・軒天　改善工事	既設　コンクリート打放し下地補修　　複層塗材(E) 吹付け
	事前調査（外壁面目視、マーキング、計測、図面記入）
	高圧水洗（10～15 MPa）
	クラック補修　　ボンドUカットシール工法
㋐ 外壁・小庇上げ裏部分	外壁仕上材　　可とう形改修塗材（ＲＥ）吹付け（薄付　ふっ素）
㋑ 軒天・天井部分	軒天・天井仕上材　　合成樹脂エマルジョンペイント（ＥＰ））塗装（Ｂ種）
㋒ 軒樋改善工事	既設　塩ビ製角　W=180　ＶＰ塗装　掴み金物：ステンレス
	軒樋　既設塩ビ製角 W=180 取替え　　既設軒樋撤去処分
	パナソニックエアロアイアン（前高 200 ワイド）同等品　掴み金物：ステンレス

【特記事項】	西沢建築設計事務所		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	２階天井伏図	1/100	A ―― 24
	一級建築士　No. 117422　西沢雅彦						

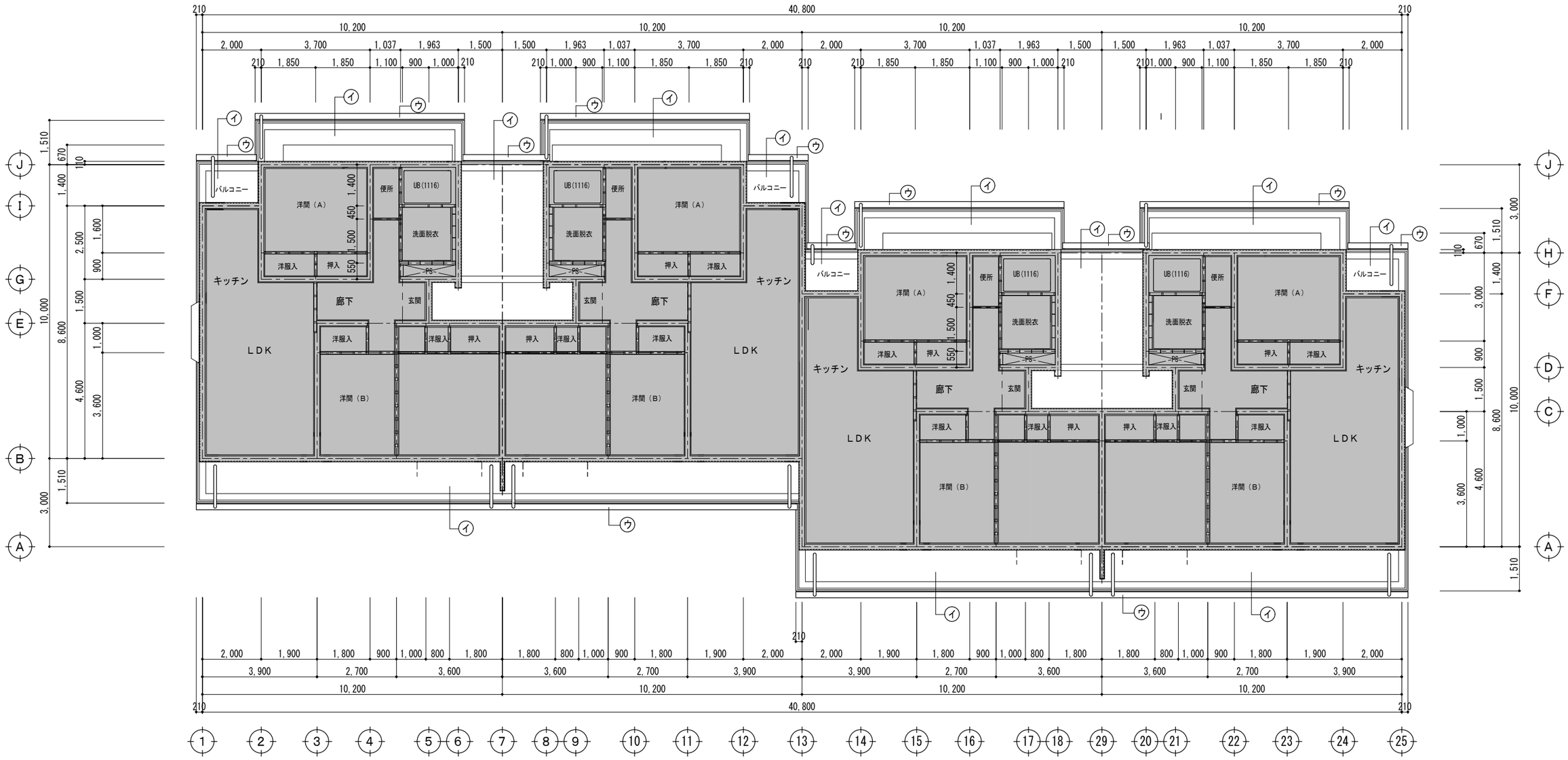

３階天井伏図　1/100

既設仕上表	
㋐ 外壁・軒天　仕上げ	コンクリート打放し下地補修　　複層塗材(E) 吹付け
㋒ 軒樋	塩ビ製角　W=180　ＶＰ塗装　掴み金物：ステンレス

長寿命化型改善仕上表	
外壁・軒天　改善工事	既設　コンクリート打放し下地補修　　複層塗材(E) 吹付け
	事前調査（外壁面目視、マーキング、計測、図面記入）
	高圧水洗（10～15 MPa）
	クラック補修　　ボンドUカットシール工法
㋐ 外壁・小庇上げ裏部分	外壁仕上材　　可とう形改修塗材（ＲＥ）吹付け（薄付　ふっ素）
㋑ 軒天・天井部分	軒天・天井仕上材　　合成樹脂エマルジョンペイント（ＥＰ））塗装（Ｂ種）
㋒ 軒樋改善工事	既設　塩ビ製角　W=180　ＶＰ塗装　掴み金物：ステンレス
	軒樋　既設塩ビ製角 W=180 取替え　　既設軒樋撤去処分
	パナソニックエアロアイアン（前高 200 ワイド）同等品　掴み金物：ステンレス

【特記事項】	西沢建築設計事務所		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	３階天井伏図	1/100	A ―― 25
	一級建築士　No. 117422　西沢雅彦						

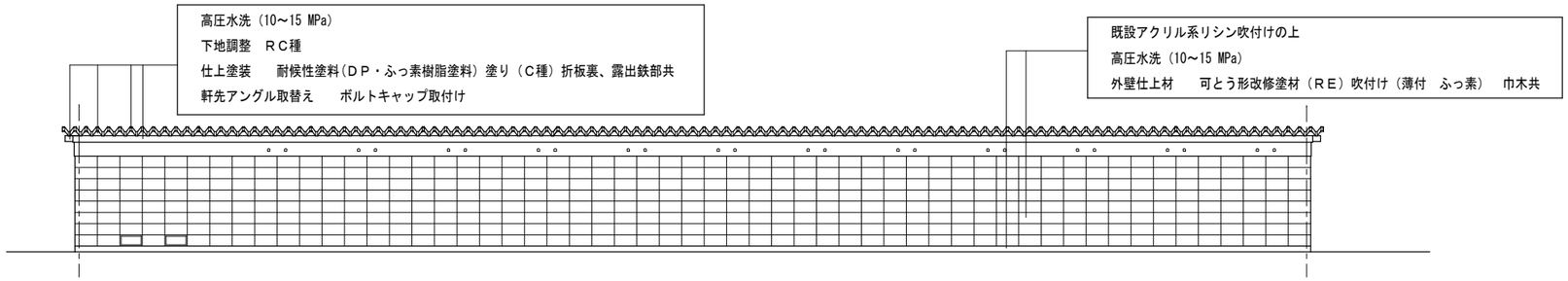

西立面図　　1/75

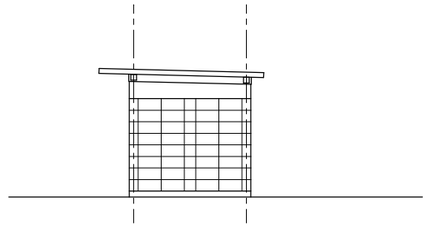

南立面図　　1/75

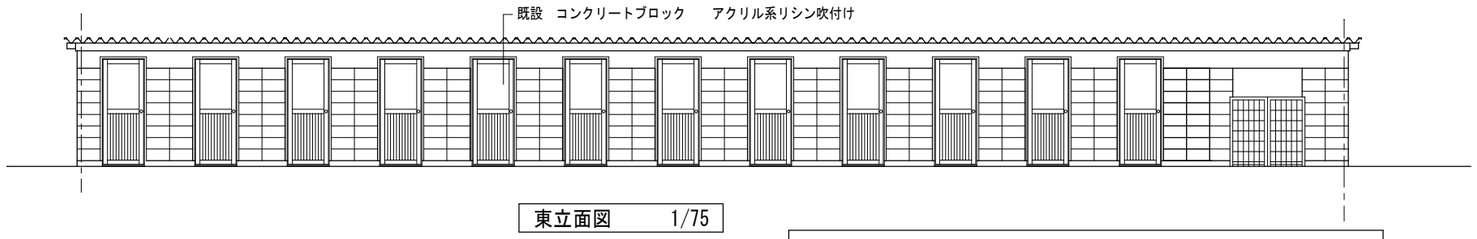

東立面図　　1/75

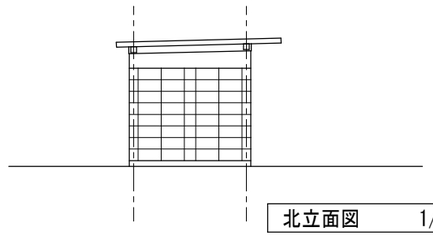

北立面図　　1/75

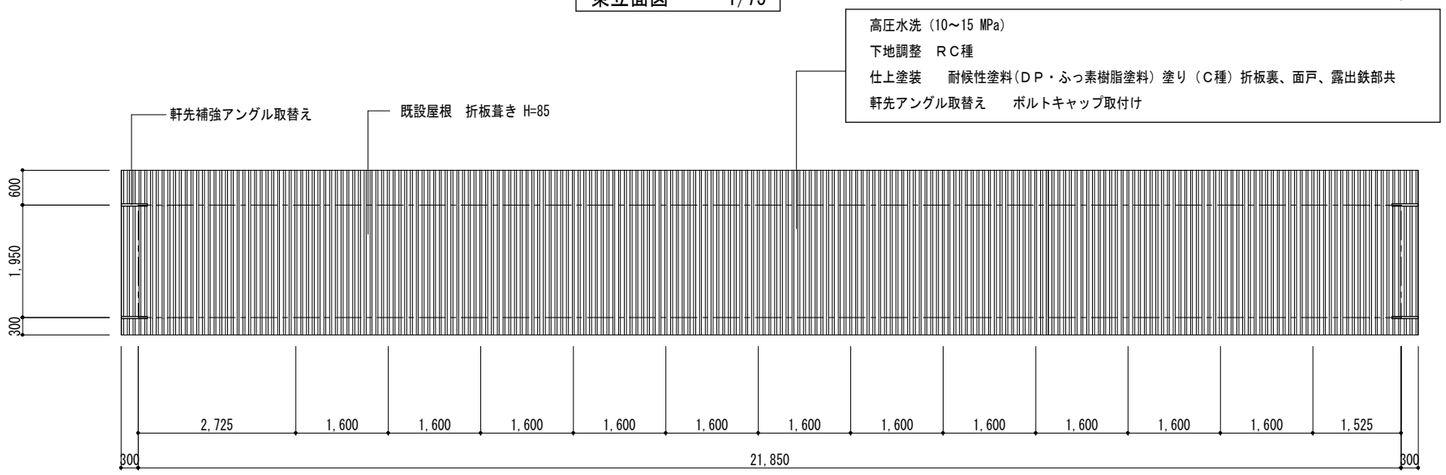

屋根伏図　　1/75

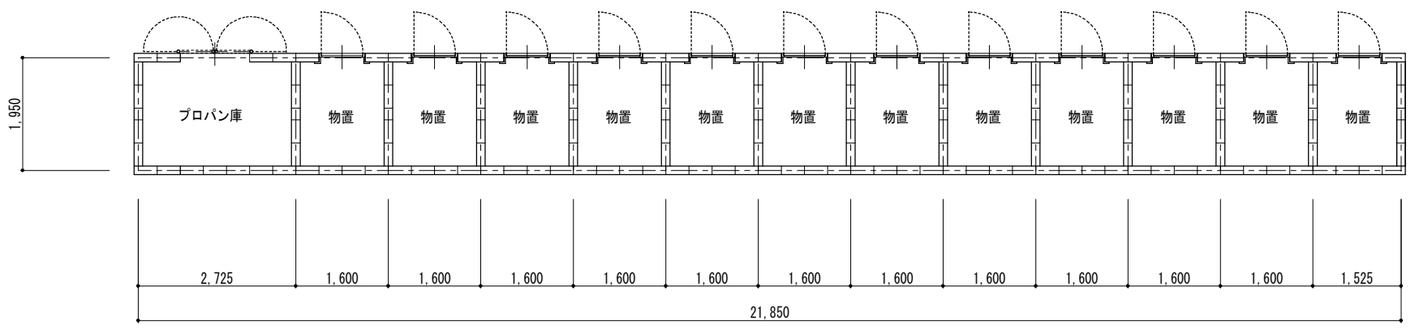

平 面 図　　1/75

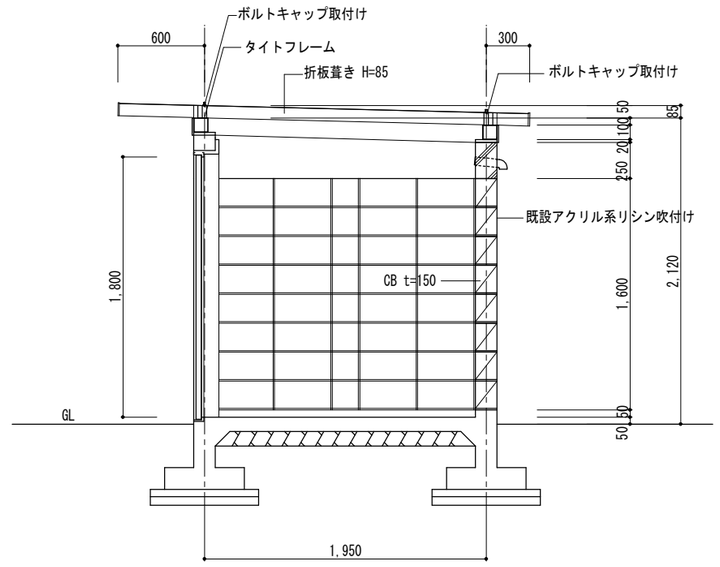

断面詳細図　　1/30

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	屋外付帯　物置棟改善工事		A —— 26
					平面図　屋根伏図　立面図	1/75	
					断面詳細図	1/30	

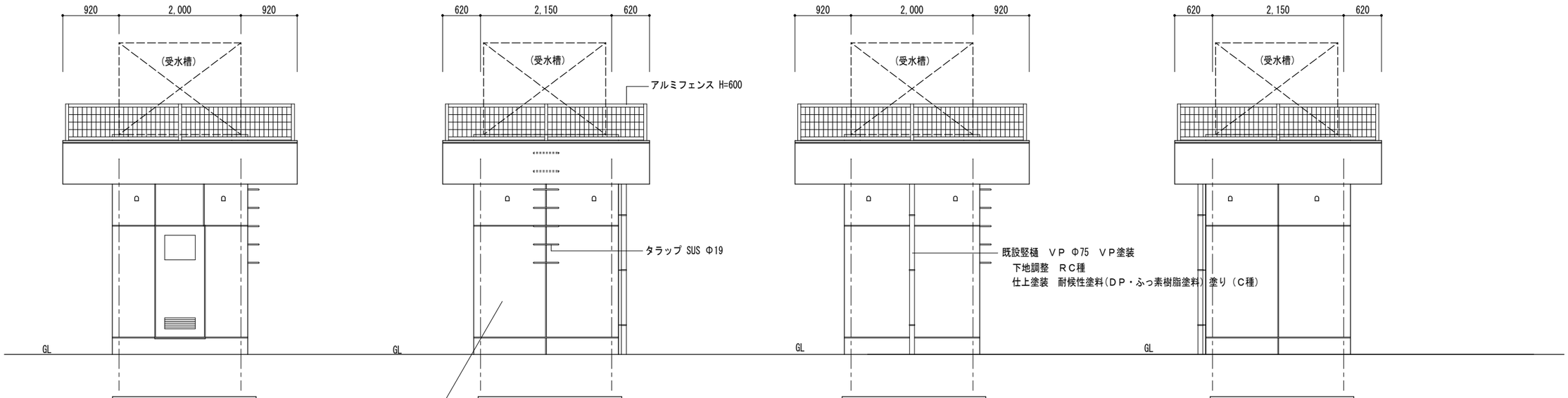

西立面図　1/50

南立面図　1/50

東立面図　1/50

北立面図　1/50

既設アクリル系リシン吹付けの上
高圧水洗（10～15 MPa）
外壁仕上材　可とう形改修塗材（ＲＥ）吹付け（薄付　ふっ素）　巾木共

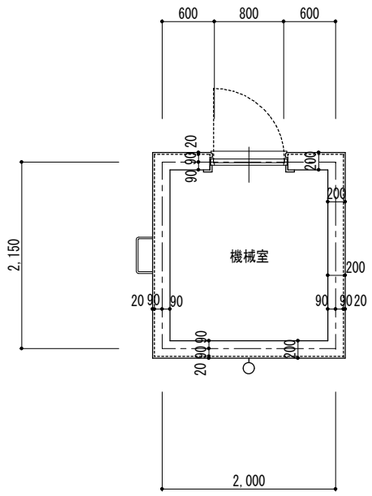

平 面 図　1/50

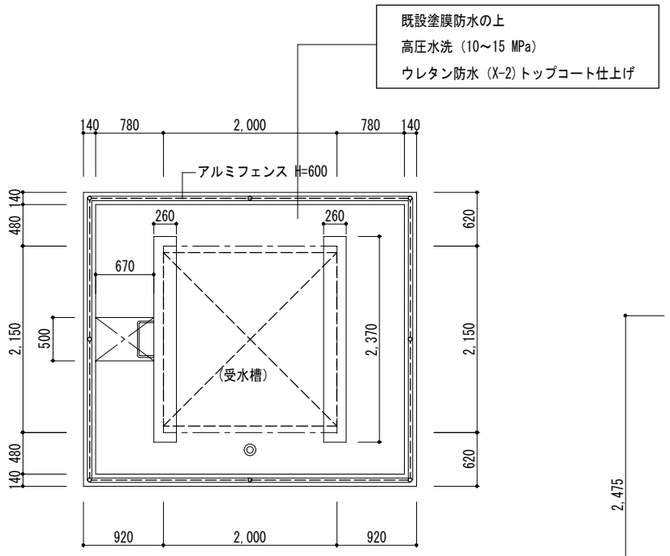

屋根伏図　1/50

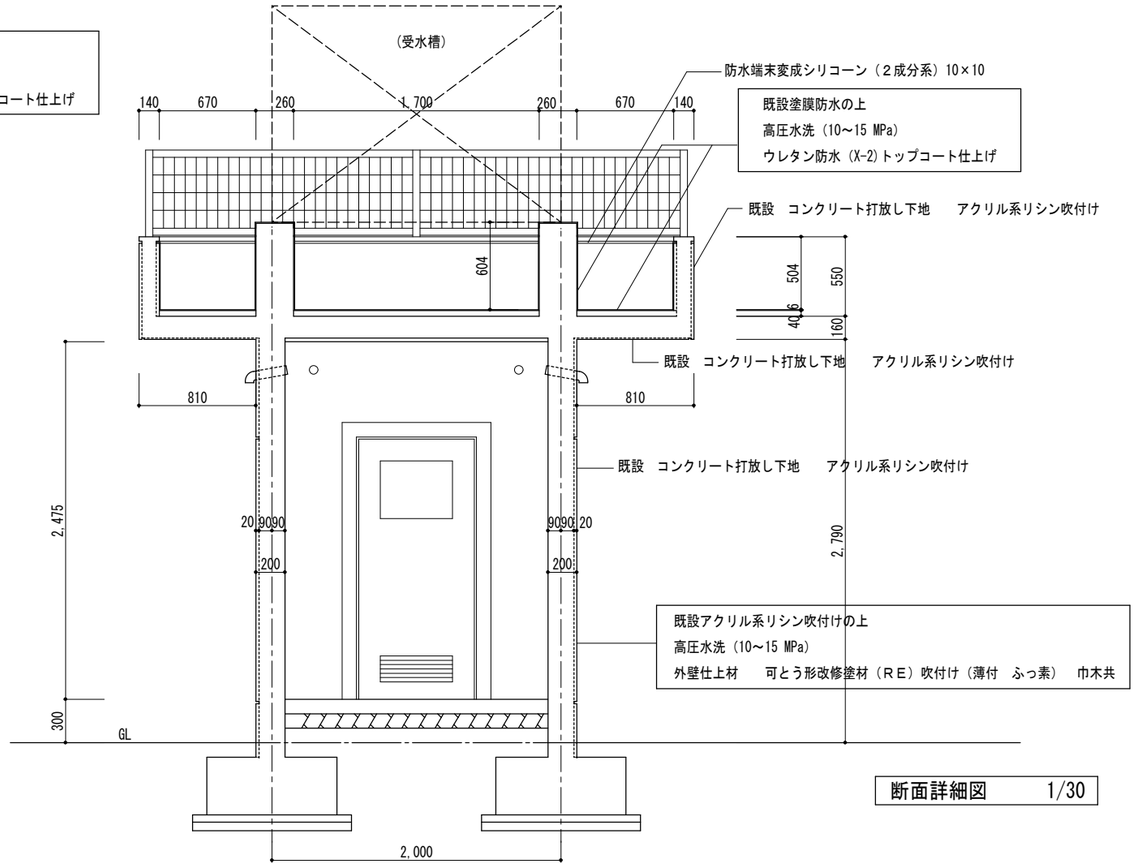

断面詳細図　1/30

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	屋外付帯　機械室棟改善工事		A ―― 27
					平面図　屋根伏図　立面図	1/100	
					断面詳細図	1/30	

柱・梁・パネル(表・裏) 全面
高圧水洗 (10～15 MPa)
下地調整 (ＲＣ種)　　錆止め塗料塗り (Ｂ種)
仕上塗装　　耐候性塗料(ＤＰ・ふっ素樹脂塗料) 塗り (Ｃ種)

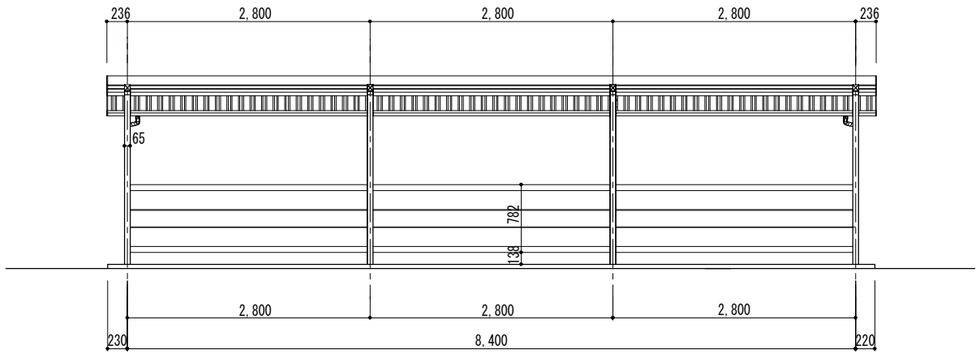

正 面 図　　1/50

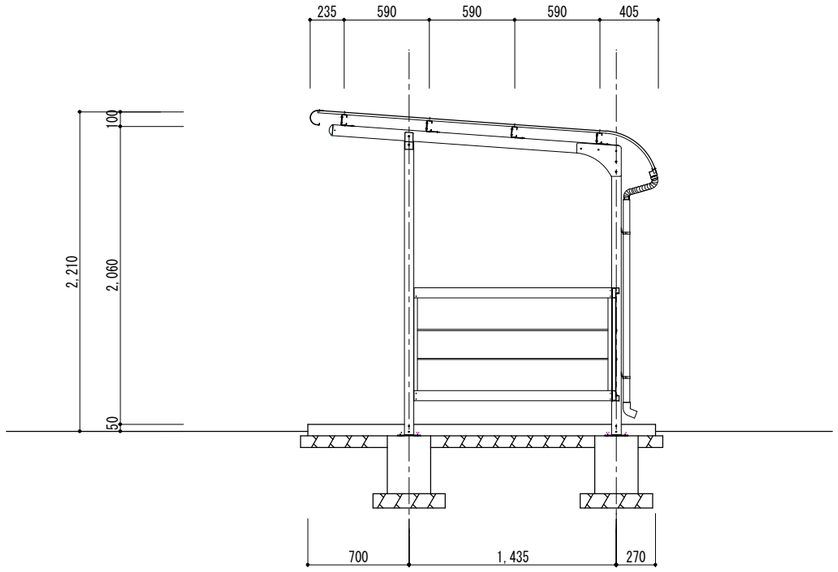

断面詳細図　　1/30

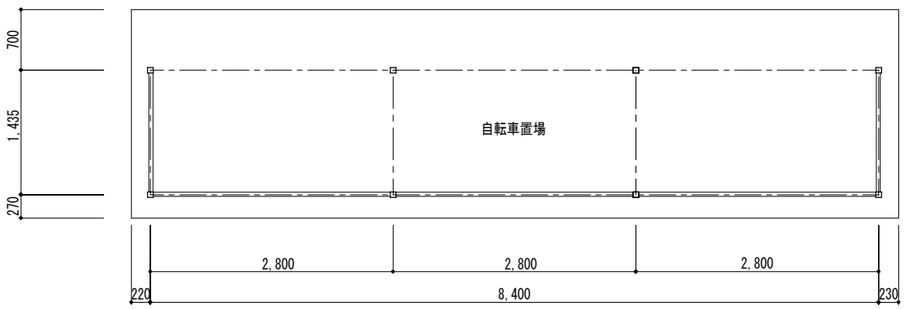

平 面 図　　1/50

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦	・ ・	令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	屋外付帯　自転車置場改善工事		A ―― 28
					平面図　正面図	1/50	
					断面詳細図	1/30	

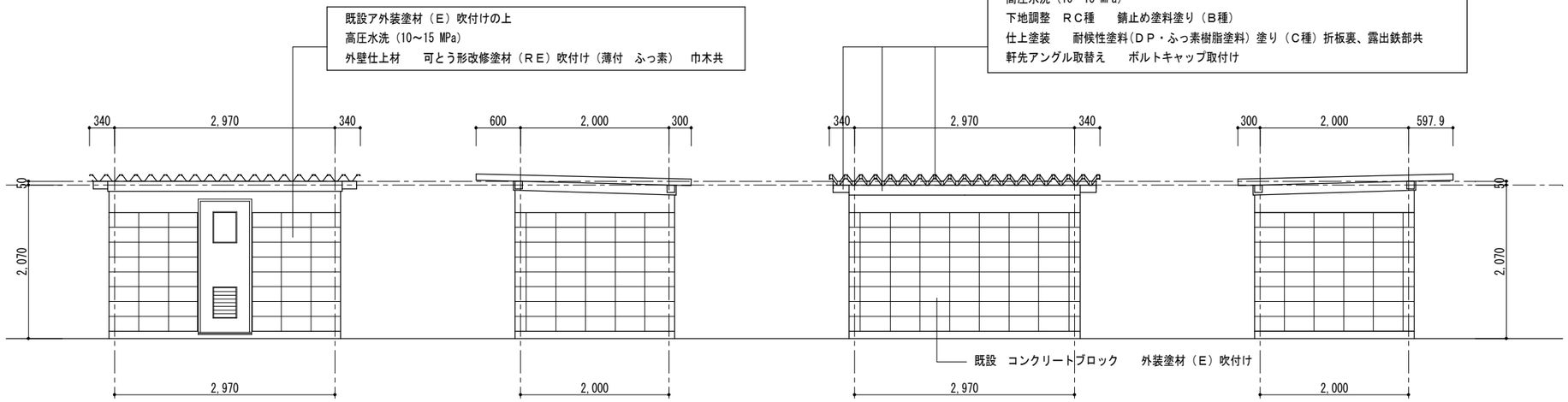

東立面図　1/50　　北立面図　1/50　　西立面図　1/50　　南立面図　1/50

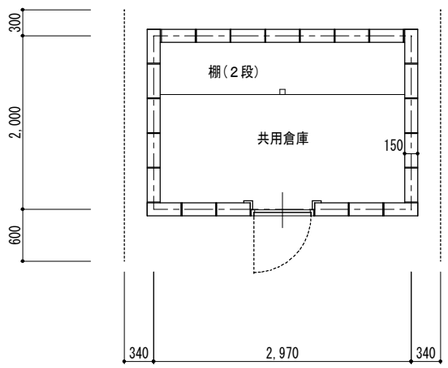

平 面 図　1/50

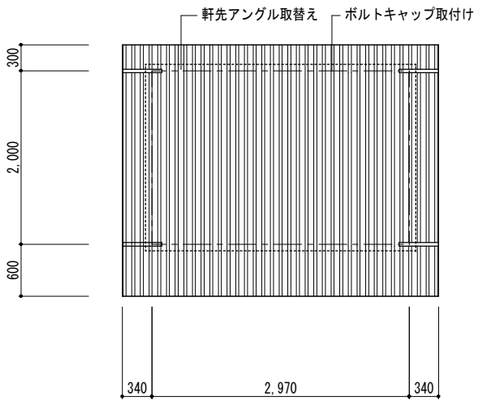

屋根伏図　1/50

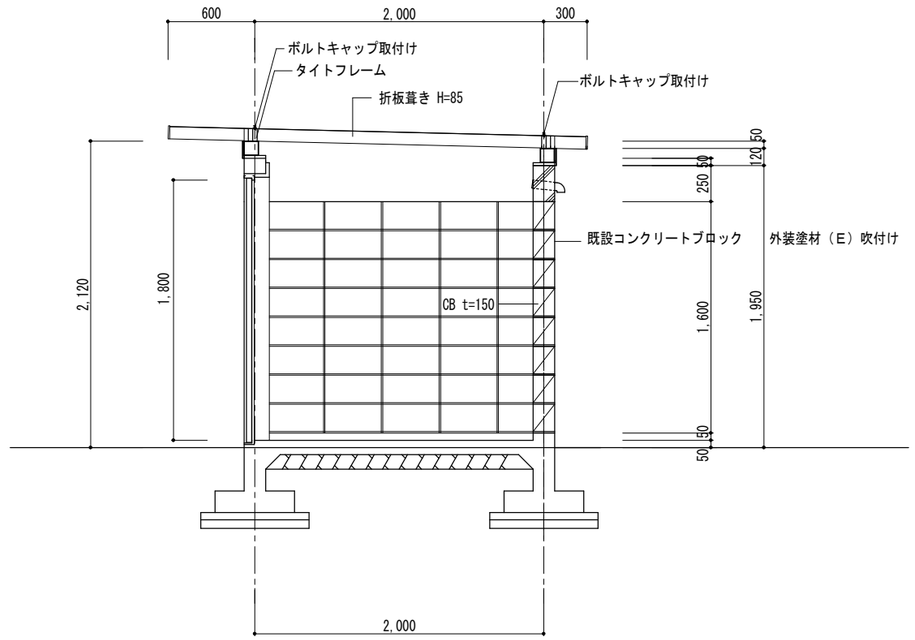

断面詳細図　1/30

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	屋外付帯　共用倉庫棟改善工事 平面図　屋根伏図　立面図 断面詳細図	 1/50 1/30	A ―― 29

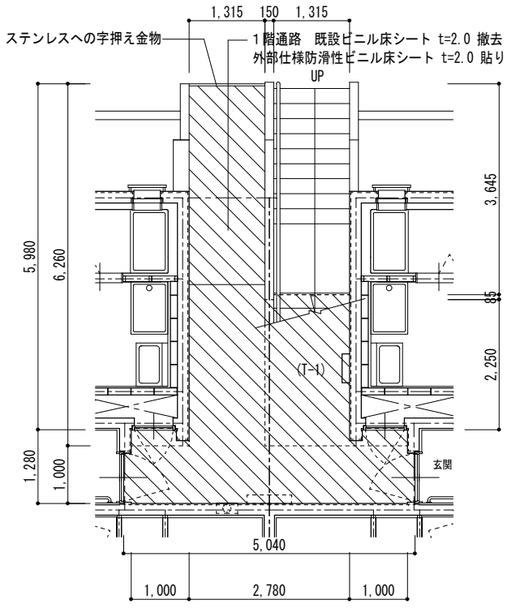

１階 階段室平面図　1/75　（×２箇所）

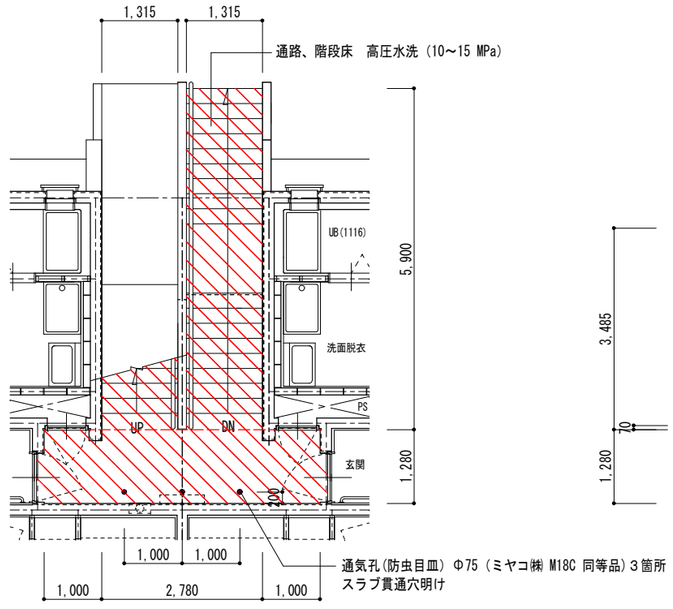

２階 階段室平面図　1/75　（×２箇所）

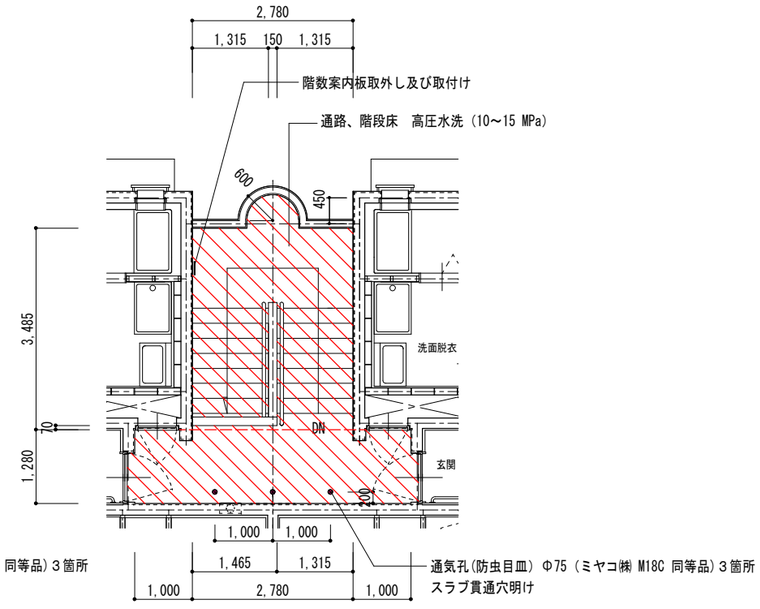

３階 階段室平面図　1/75　（×２箇所）

バルコニー防水改善工事	既設　床モルタルコテ下地　　ウレタン系塗膜防水　トップコート仕上げ
	下地　　高圧水洗（10～15 MPa）
	（平場）既設防水の上　ウレタン防水（X-2）トップコート仕上げ
	（立上り）既設防水の上　ウレタン防水（X-2）トップコート仕上げ
	防水端末変成シリコーン（２成分系）10×10

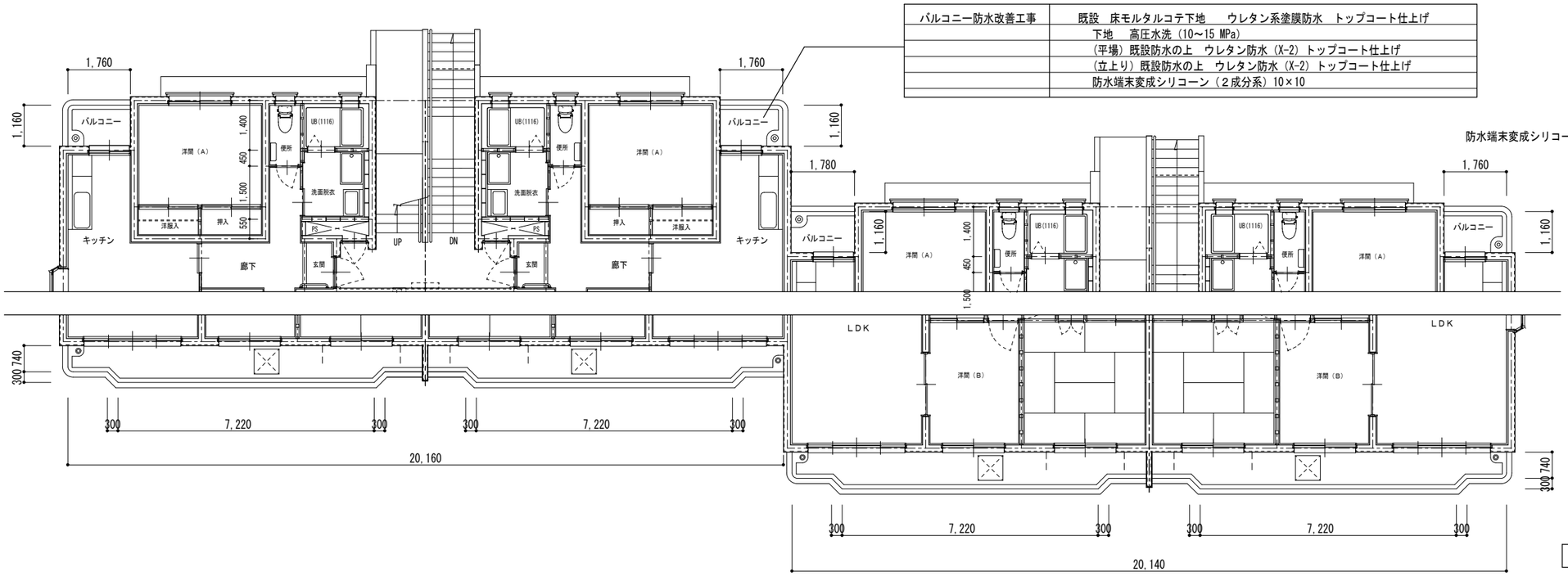

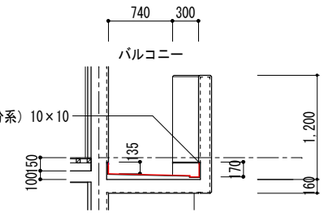

１階～３階 バルコニー平面図　1/100

【特記事項】	西沢建築設計事務所		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	階段室床改善工事	1/75	A —— 30
	一級建築士　No. 117422　西沢雅彦				バルコニー防水改善工事	1/100	

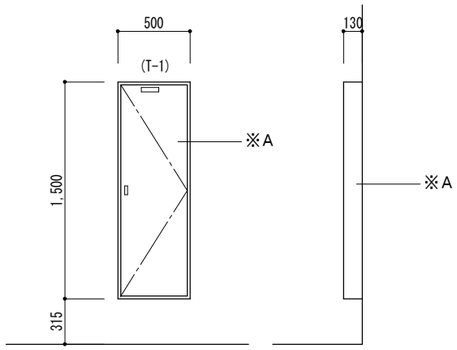

配電盤（T-1）　1/30　（×１箇所）

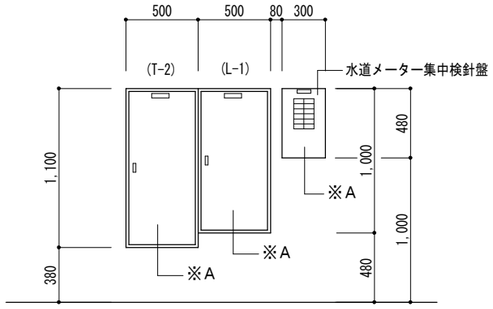

配電盤（T-2)(L-1)　1/30　（×１箇所）

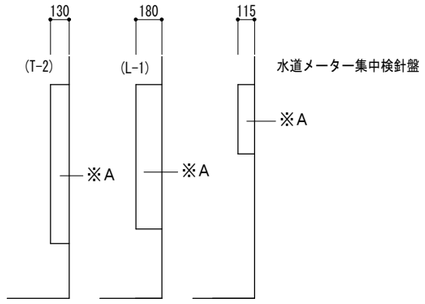

水道メーター集中検針盤　1/30　（×１箇所）

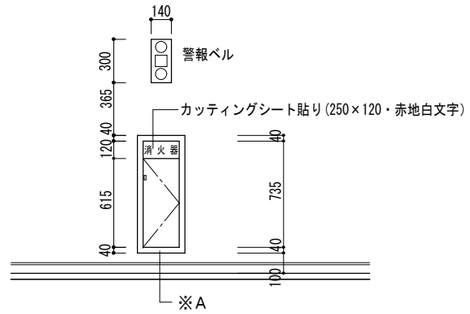

消火器ＢＯＸ・警報ベル 詳細図　1/30　（×６箇所）

※A　下地調整　ＲＣ種　　錆止め塗装（Ｂ種）　　仕上：耐候性塗料（ＤＰ）塗り　Ｃ種

記　号	① SD
場　所	玄関
型　式	片開きスチールドア
内　法	800×1,900
数　量	6（1F 3　2F 2　3F 1）
見　込	70
付属金物	シリンダー錠、丁番 レバーハンドル
硝　子	
材　質	スチール
塗　装	ＳＯＰ
備　考	郵便受け　ドアスコープ 防犯チェーン

※A（表裏両面）枠共

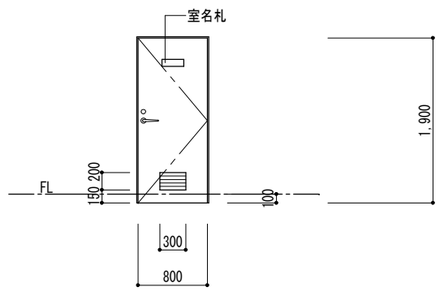

※ 開き勝手は指示図参照

	② SD
	ＰＳ
	片開きスチールドア
	650×1,800
	12
	70
	ケースハンドル
	トーメイ t=3
	スチール
	ＳＯＰ

※A（表裏両面）枠共

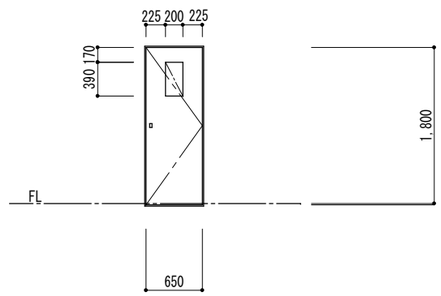

※A　下地調整　ＲＣ種　　錆止め塗装（Ｂ種）　　仕上：耐候性塗料（ＤＰ）塗り　Ｃ種

【特記事項】	西沢建築設計事務所 一級建築士　No. 117422　西沢雅彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	分電盤等鉄部塗装及び 鋼製建具塗装改善工事	1/30 1/50	A —— 31

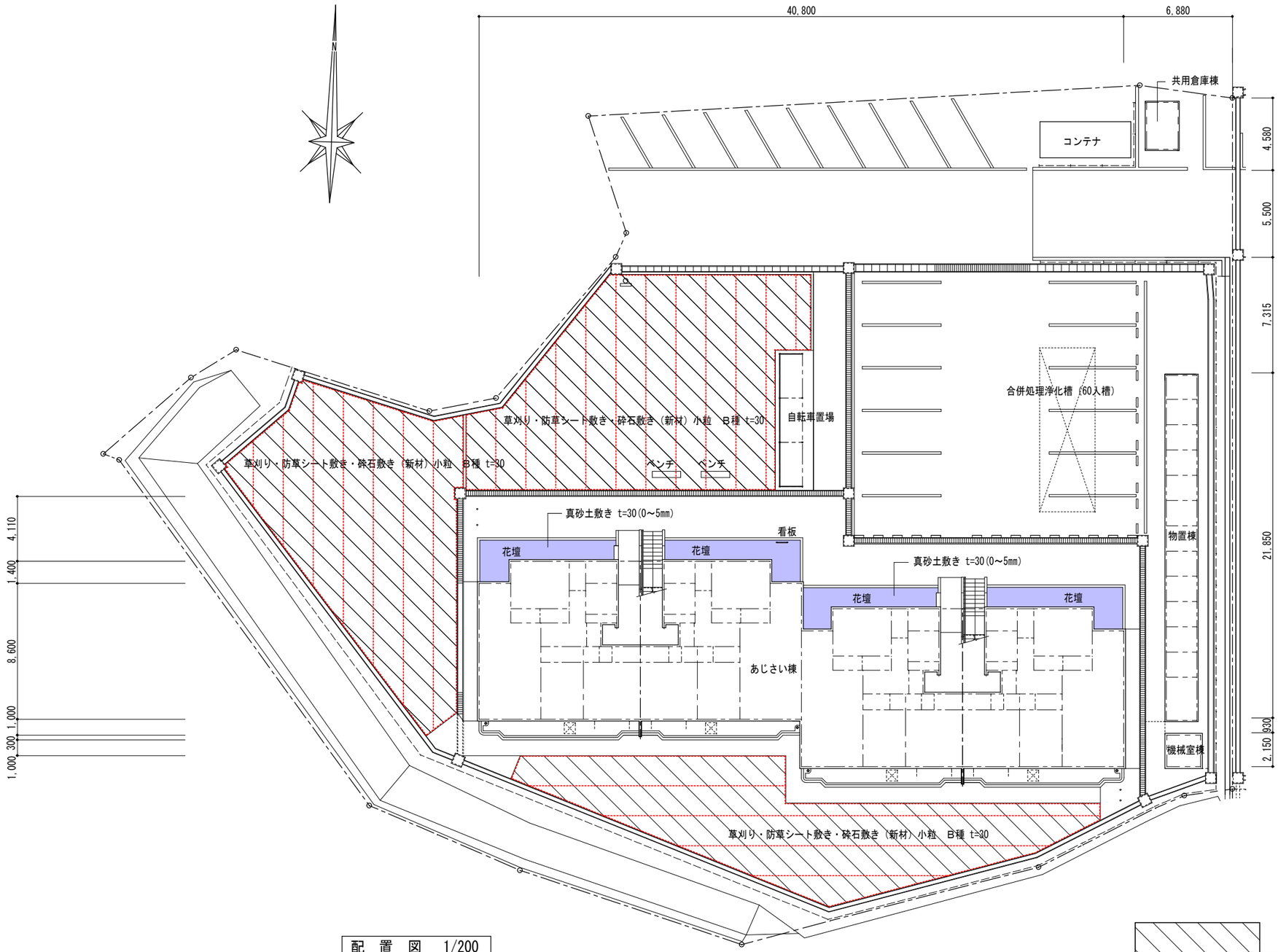

配　置　図　1/200

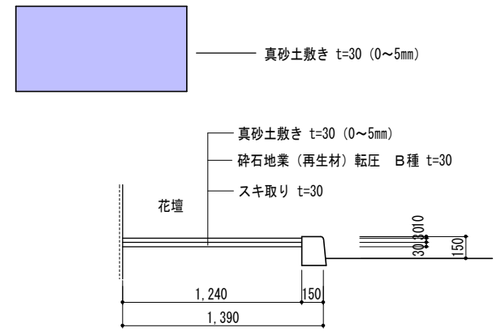

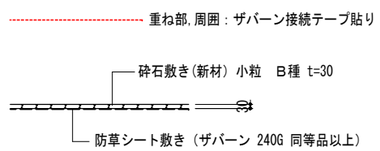

場内緑地帯草刈り
防草シート敷き（ザバーン 240G t=0.64・米国デュポン社 同等品以上）
　重ね部，周囲：ザバーン接続テープ貼り
　コ型止めピン（Φ4 L=150・亜鉛メッキ製）縦横@1,000
　防草ワッシャー（直径 80mm）
砕石敷き(新材）小粒　B種 t=60

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	外構改善工事 配　置　図　（１）	1/200	A ―― 32

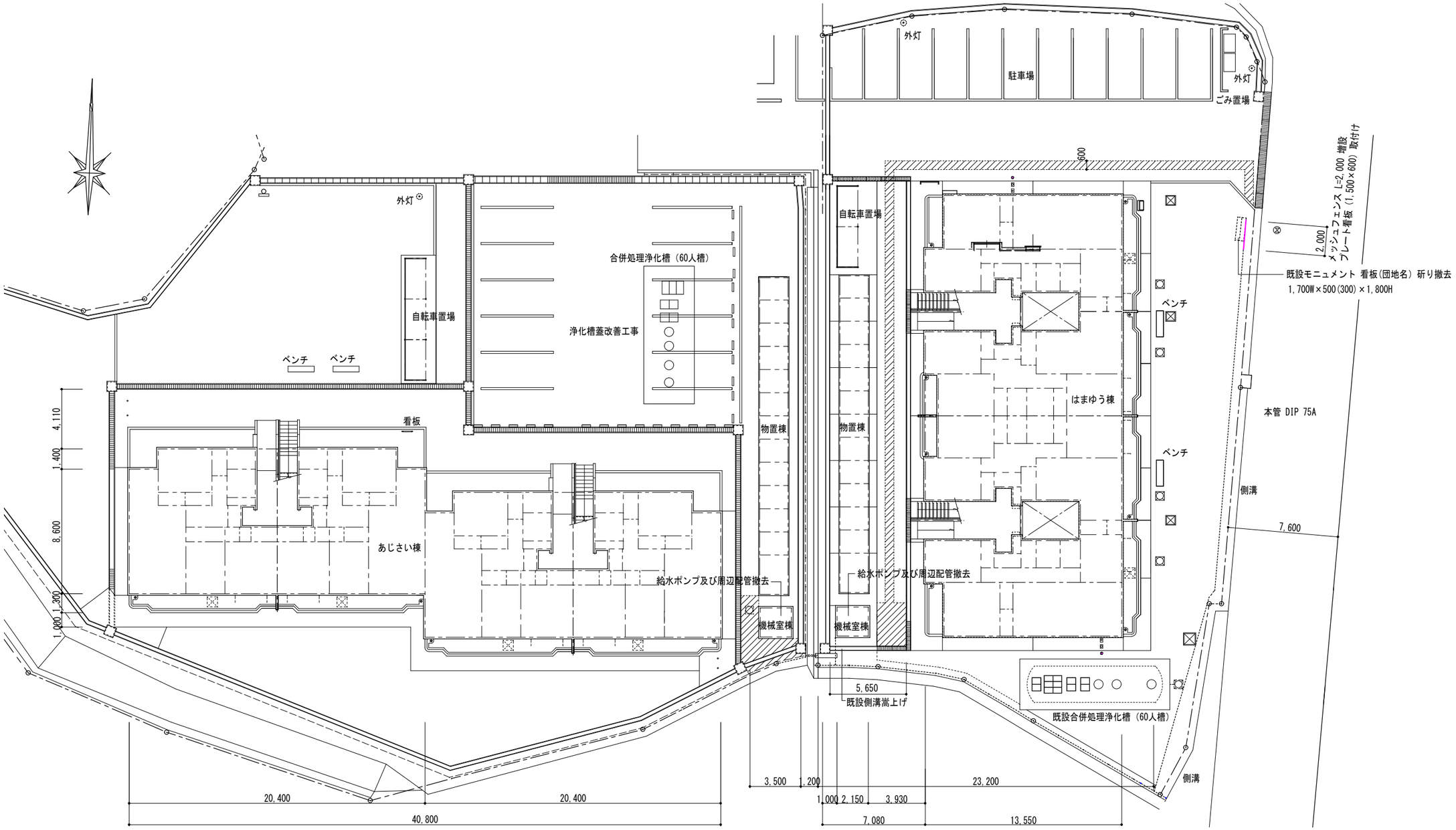

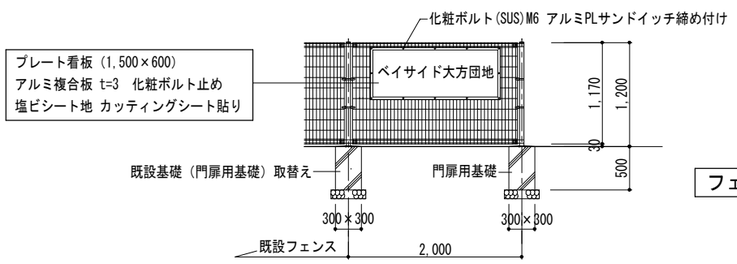

フェンス増設部詳細図　1/50

配　置　図　1/200

土間コンクリート打設 t=100
土間補強筋　溶接金網（100×100×6）

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	外構改善工事 配　置　図　（２） 詳　細　図	 1/200 1/50	A —— 33

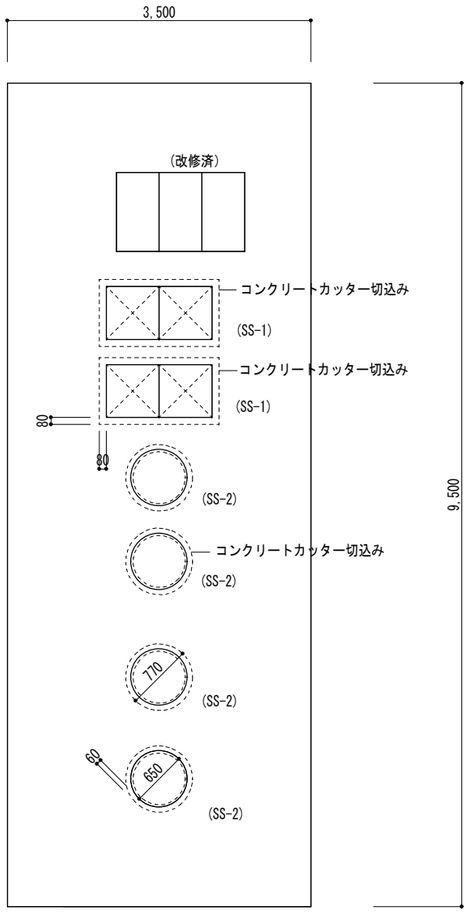

(SS-2)：既設マンホール撤去取替え

現況浄化槽　平面図　1／50

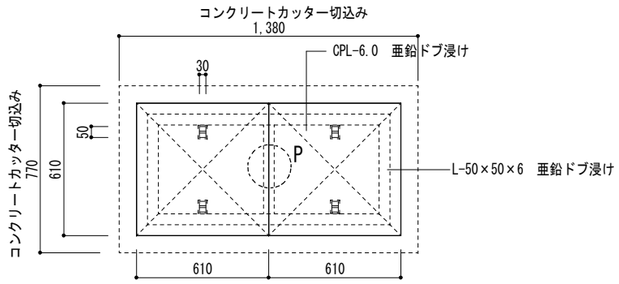

(SS-1)：既設 CPL鋼板蓋撤去取替え

CPL-6.0　610×610×6.0（L-40×40×5 下地フレーム）×4枚　亜鉛ドブ浸け

詳細図　1/20

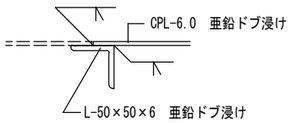

P 部詳細図　1／5

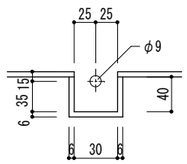

フック掛け部詳細図　1/5

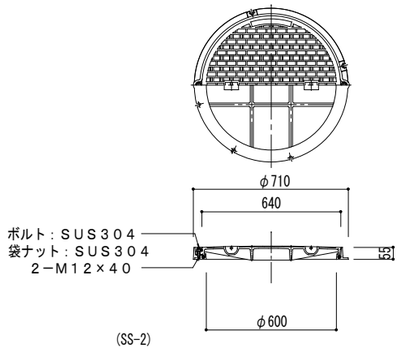

(SS-2)

カネソウ・ボルトロック式　密閉型（防水・防臭形）丸枠　同等品

丸型マンホール鉄蓋　MWE－S－600（丸）－b（鎖付）

ボルトロック式 密閉型（防水・防臭型）丸枠×4枚取替え

適用荷重：T-20

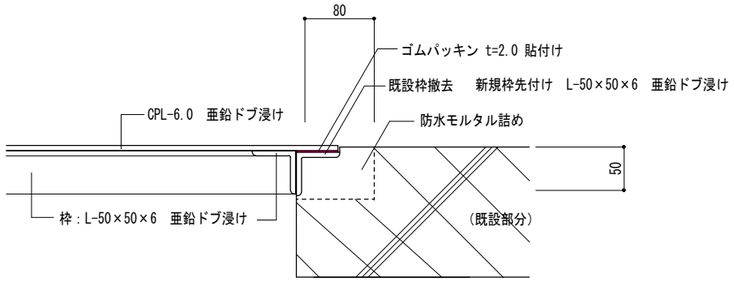

詳細図　1/5

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	浄化槽蓋改善工事 詳細図	1/50 1/5	A ―― 34

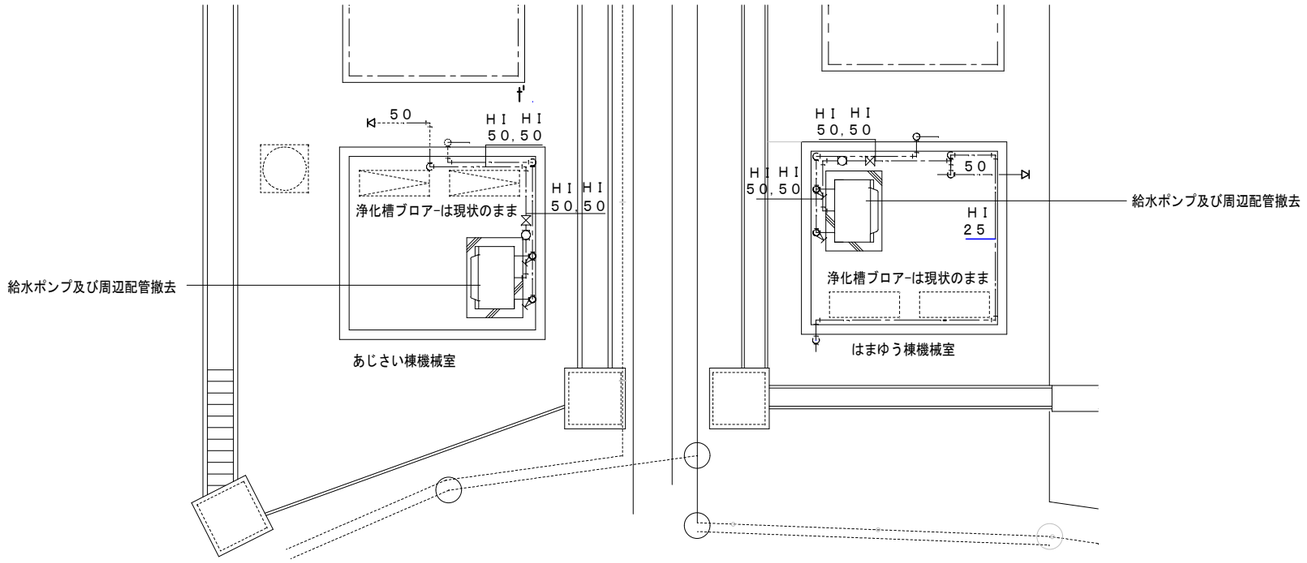

あじさい棟機械室　はまゆう棟機械室　平面図　　1/50

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	既設機械室内 給水ポンプ等撤去工事	1/200 1/50	A —— 35

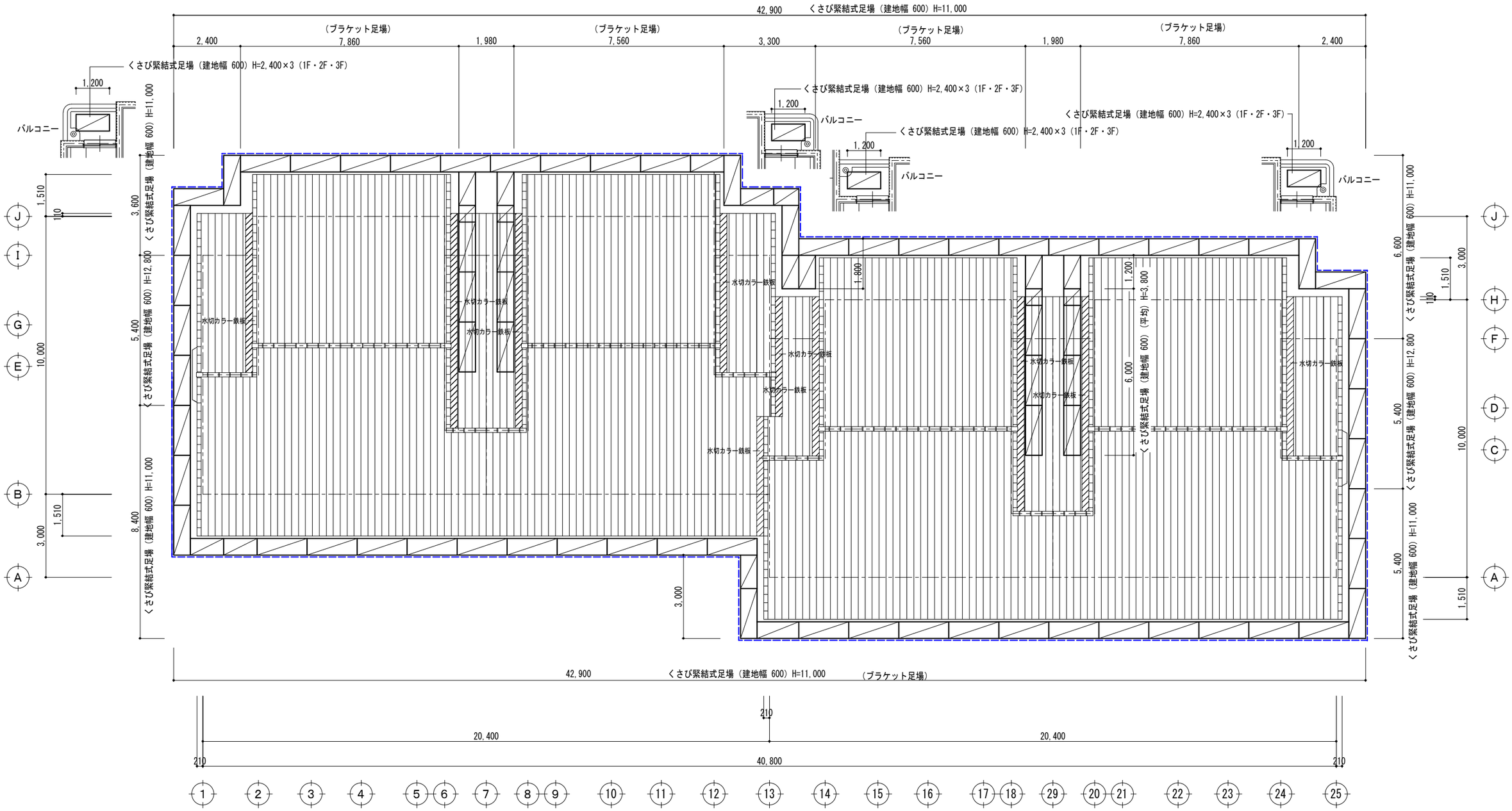

屋根平面図　1/100

くさび緊結式足場（建地幅 600）高さ20m未満

メッシュシート張り

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	仮設計画図（参考図）（１） 屋根平面図	1/100	A —— 36

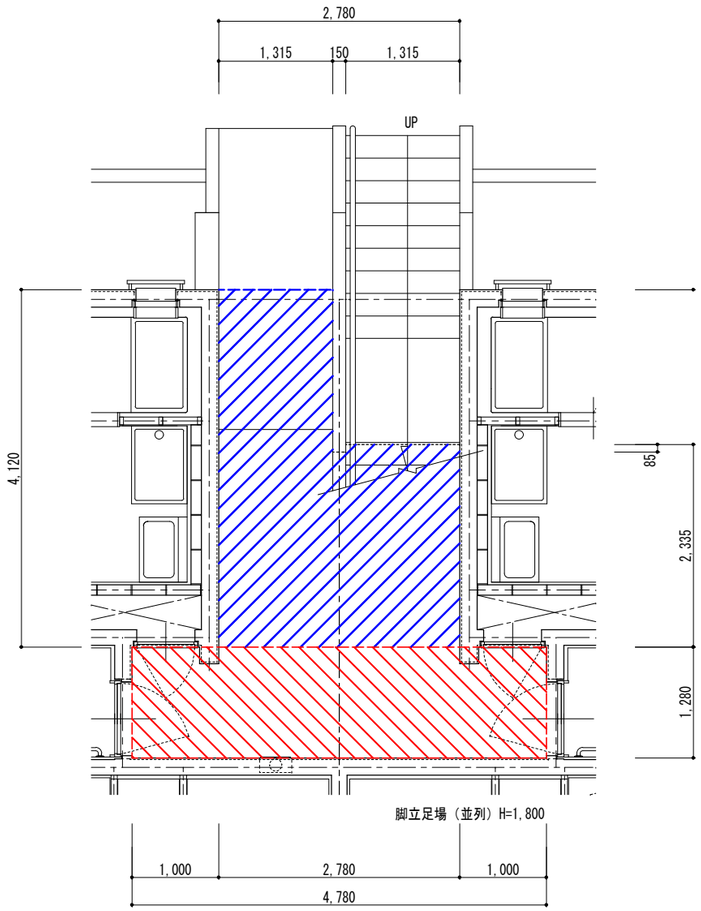

1階 階段室平面図　1/50　（×２箇所）

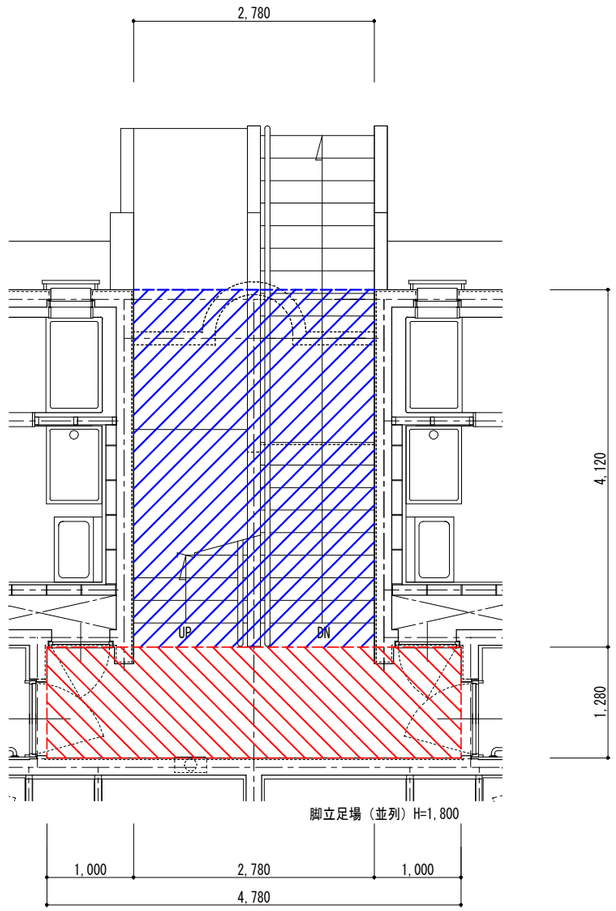

2階 階段室平面図　1/50　（×２箇所）

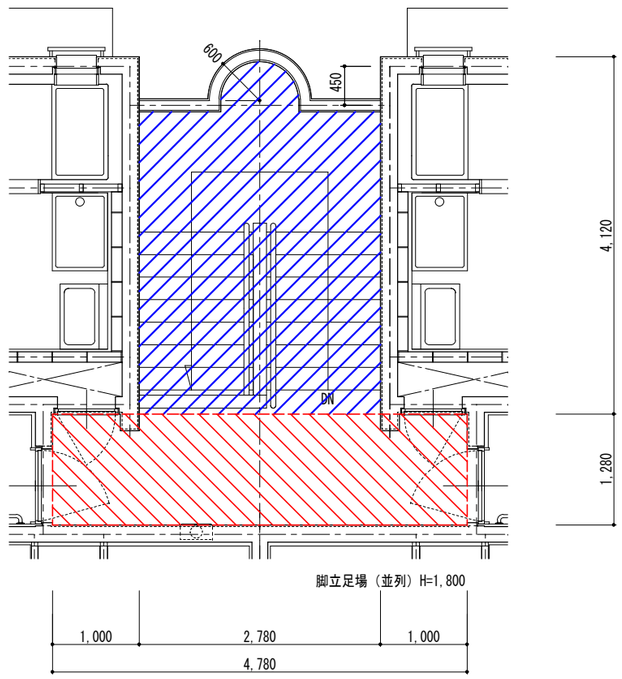

3階 階段室平面図　1/50　（×２箇所）

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	仮設計画図（参考図）（２） 階段室平面図	1/50	A —— 37

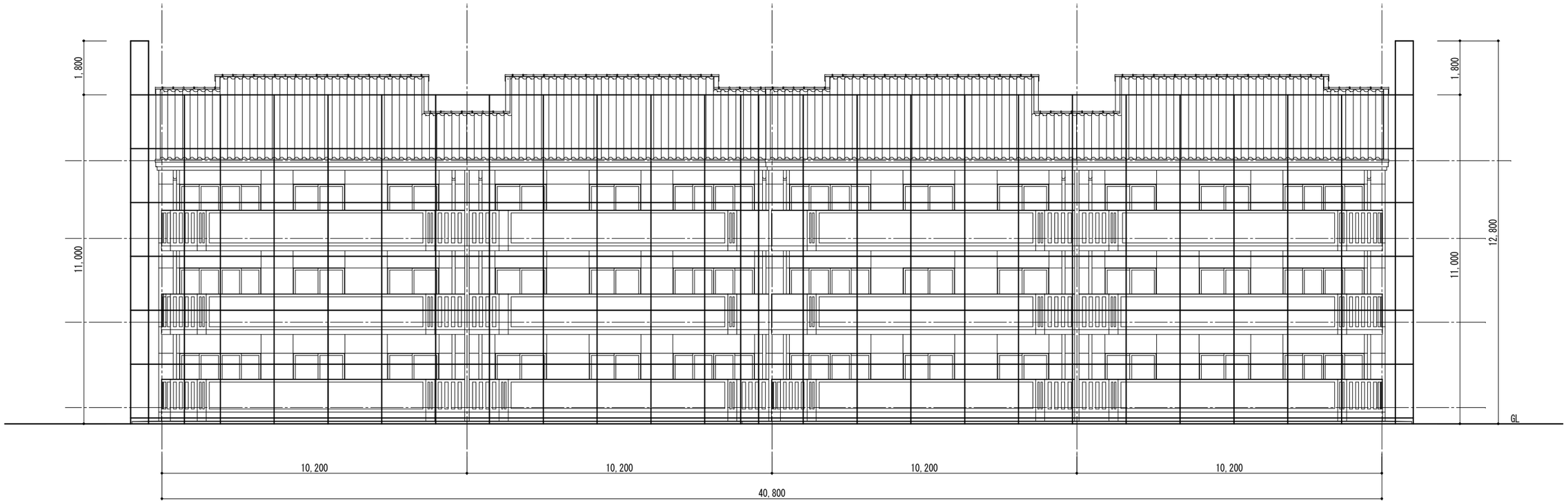

南立面図　1/100

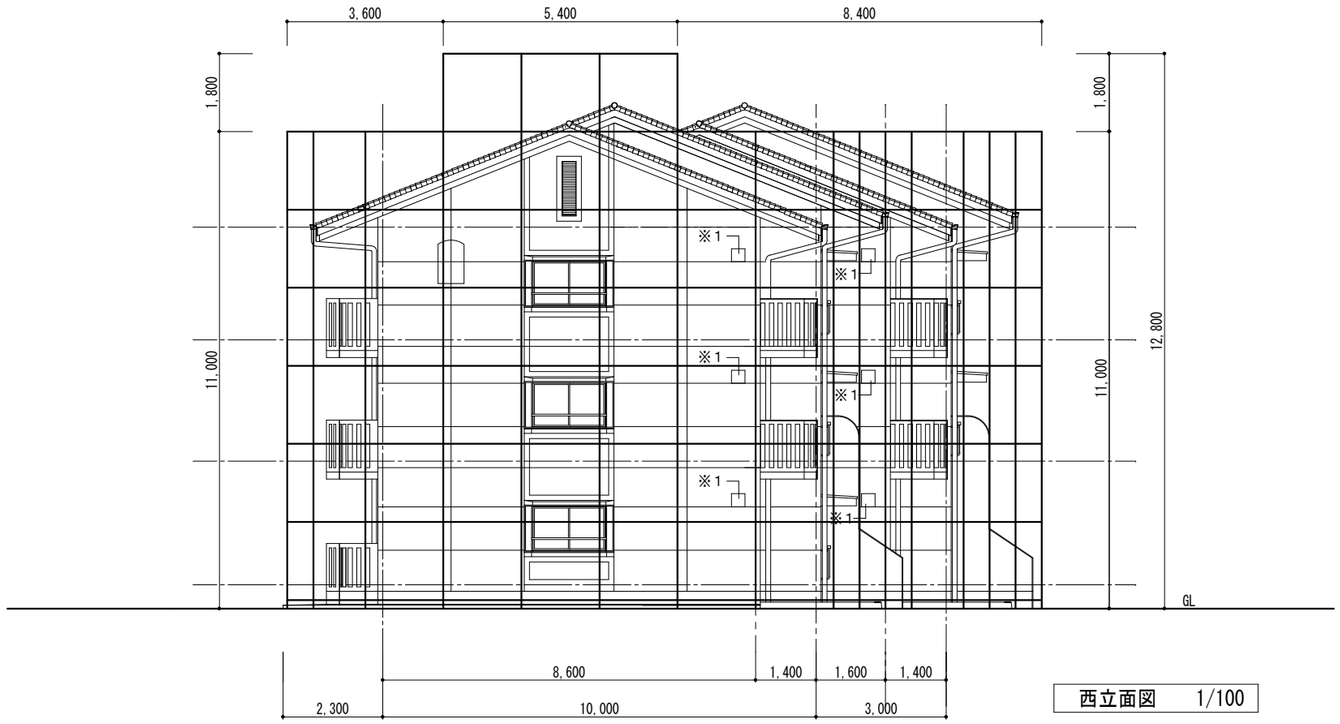

西立面図　1/100

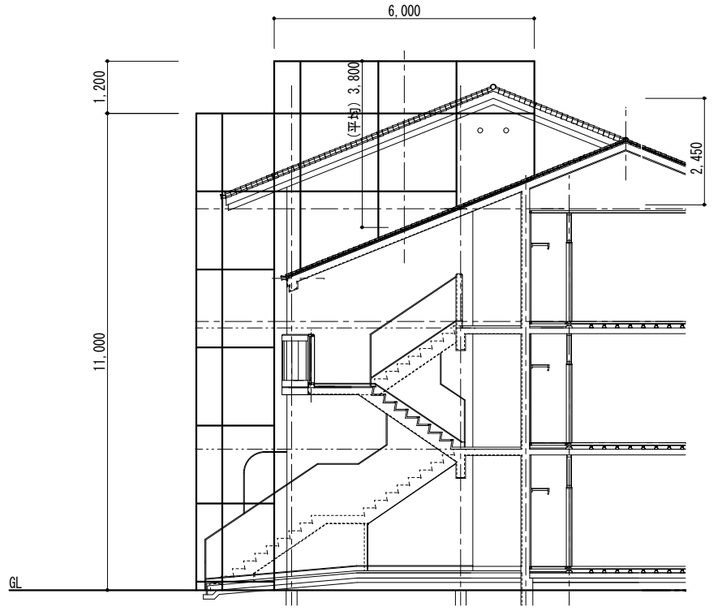

※　くさび緊結式足場（建地幅 600）高さ20m未満

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦	令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	仮設計画図（参考図）（３） 立面図（１）	1/100	A —— 38

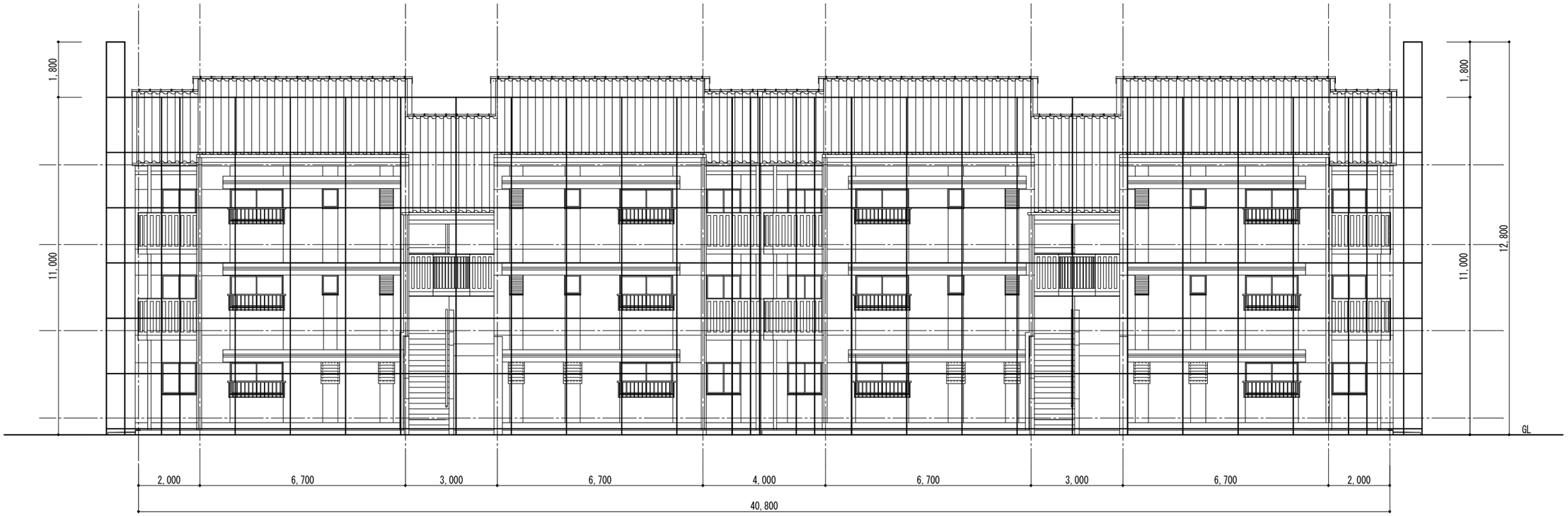

北立面図　1/100

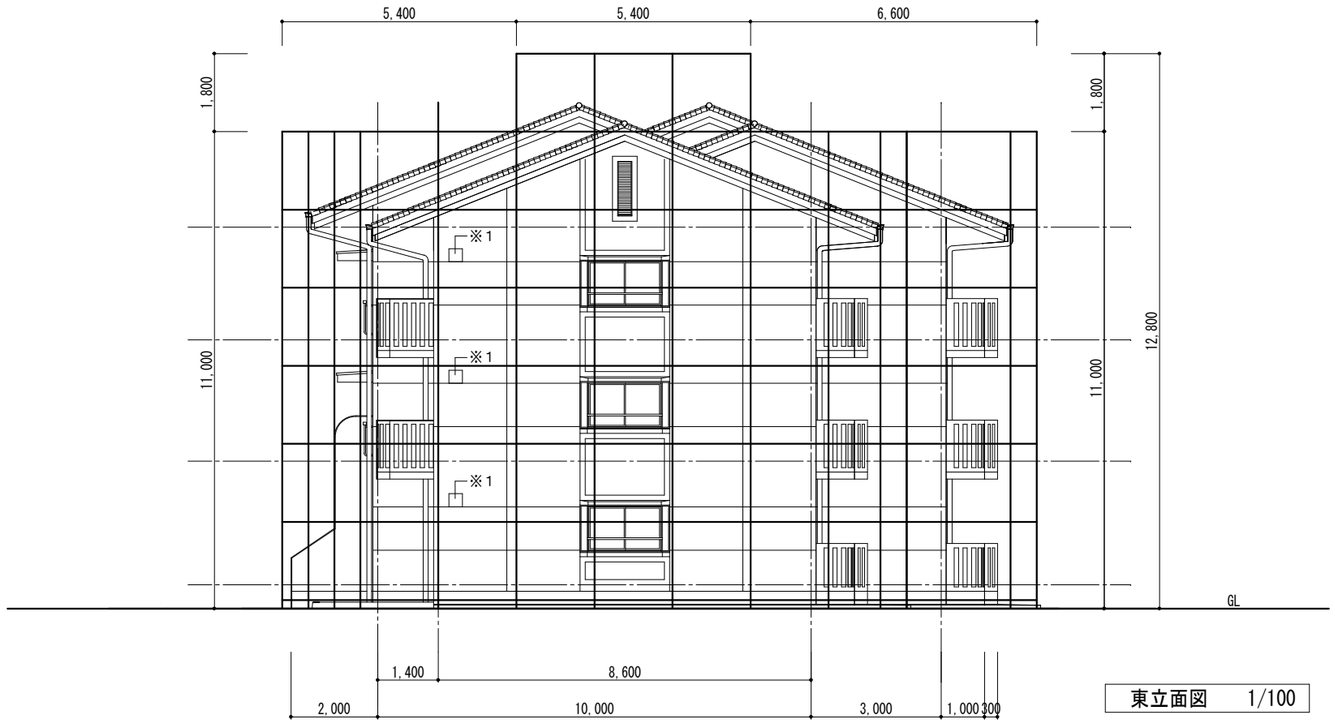

東立面図　1/100

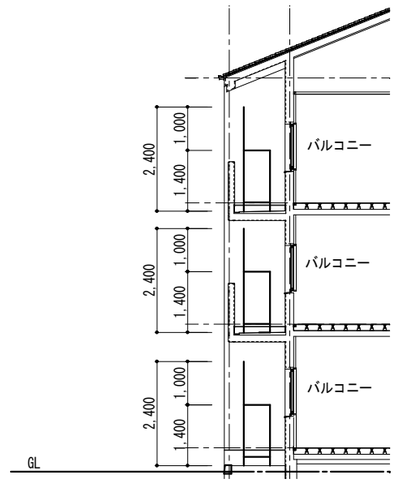

※　くさび緊結式足場（建地幅 600）高さ20m未満

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦	令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	仮設計画図（参考図）（４） 立面図（２）	1/100	A —— 39

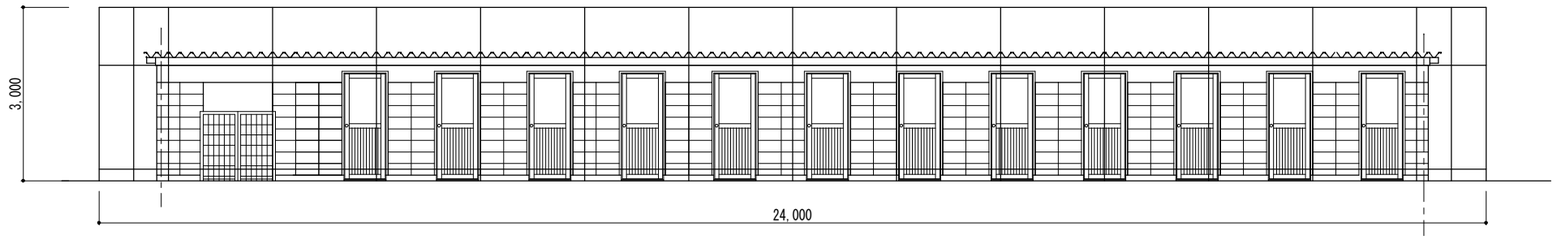

物置棟　立面図　　1/75

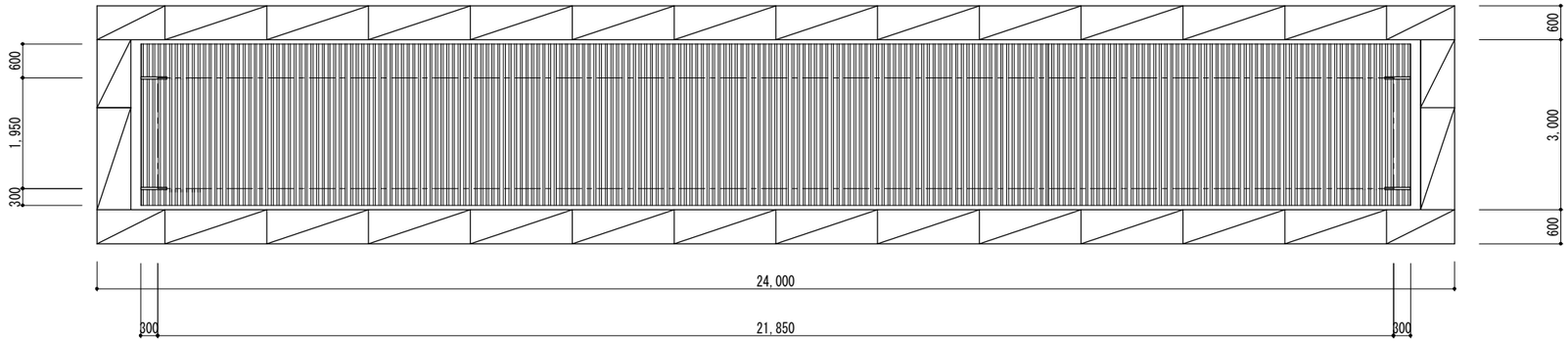

物置棟　屋根伏図　　1/75

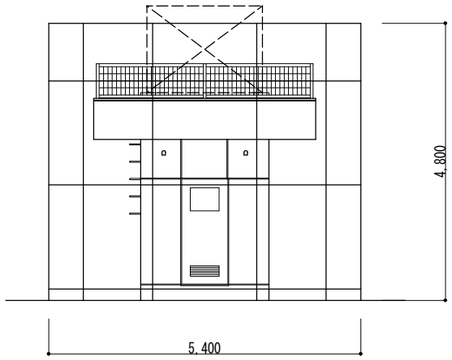

機械室棟　立面図　　1/75

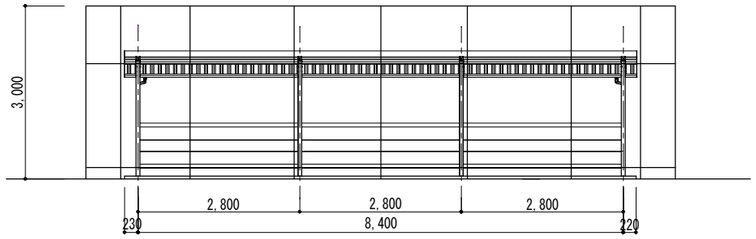

自転車置場　平面図　　1/75

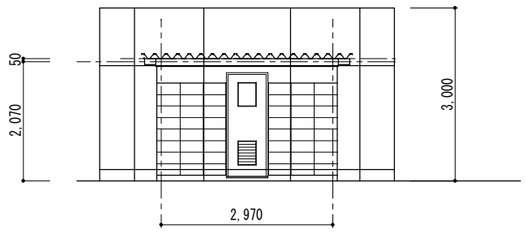

共用倉庫棟　立面図　　1/75

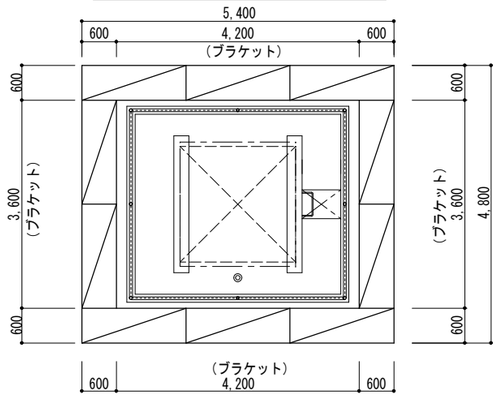

機械室棟　屋根伏図　　1/75

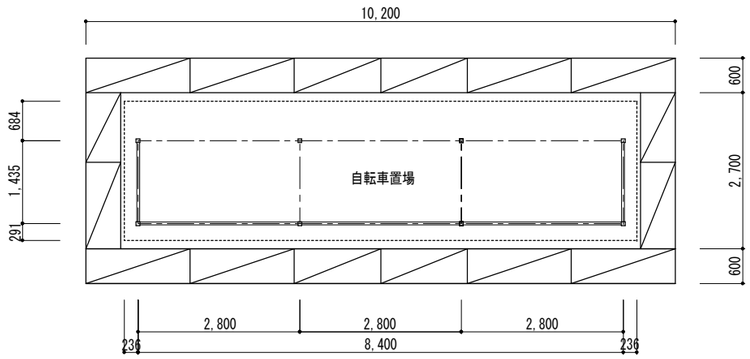

自転車置場　平面図　　1/75

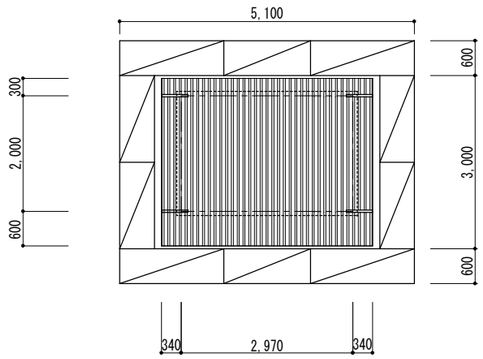

共用倉庫棟　屋根伏図　　1/75

※　くさび緊結式足場（建地幅 600）高さ10m未満

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	仮設計画図（参考図）（５） 物置棟　機械室棟 自転車置場　共用倉庫棟	 1/75 1/75	A ―― 40

工事名称　　令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地あじさい棟長寿命化型改善工事

仕 様 書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　志摩市浜島町　地内

2．建物概要

建物名称	構造及び階数	国:延面積	建:延面積	消施令の適用	備　考
市営住宅	RC造　3階建		1,196.26 m2	別表第一（７）項	

国:国有財産法延面積（㎡）　建:建築基準法延面積（㎡）

3．工事種目　（O印の付いたものが対象工事）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	市営住宅				屋外・その他
⊙ 電灯設備	○				
・ 動力設備					
・ 電熱設備					
・ 雷保護設備					
・ 受変電設備					
・ 電力貯蔵設備					
・ 発電設備					
・ 構内情報通信網設備					
・ 構内交換設備					
・ 情報表示設備					
・ 映像・音響設備					
・ 拡声設備					
・ 誘導支援設備					
・ テレビ共同受信設備					
・ 監視カメラ設備					
・ 駐車場管制設備					
・ 防犯・入退室管理設備					
・ 自動火災報知設備					
・ 中央監視制御設備					
・ 構内配電線路					
・ 構内通信線路					
・ テレビ電波障害防除設備					
・					

4．指定部分　・無　⊙有　対象部分　既設照明器具をＬＥＤ照明に取替え

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1）　図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の下記仕様書等のうち、O 印が付いたものによる。
⊙ 公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（平成31年版）
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）
⊙ 公共建築設備工事標準図　（電気設備工事編）（平成31年版）

（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、機械設備工事の特記仕様は（　／　～　／　）図、建築工事の特記仕様は（　／　～　／　）図による。

2．特記仕様

（1）項目は、番号にO印の付いたものを適用する。

（2）特記事項のうち選択する事項は、O印の付いたものを適用する。

（3）東海地震にかかる地震防災対策強化地域における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第 26 条（臨機の措置）によって処理されたものとする。

● 一般事項

1 環境への配慮

1）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２５年２月）閣議決定」による。
2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－プチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
3）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

2 材料・機材の品質等

1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2）別表－１に示す設備機材等の製造業者等は次の①から⑥すべて事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。

①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

3 足場その他

・ 別契約の関係受注者(下請け工事の場合は元請け)が定置したものは無償で使用できる。
・ 本工事で設置する。
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編）第１編第1章2.2.2より足場の種別は以下による。
・ 内部足場　（・A種　・B種　・C種　・D種　・　種 ）
・ 外部足場　（・A種　・B種　・C種　・D種　・　種 ）

4 施工図等

工事が完成（指定部分に係わる完成を除く）したときは、本工事で作成する施工図等のうち、下記の原図及び複写図（1 部）を監督職員に提出する。ただし、製作図等で原図として提出ができないものは、原図に代わるものとしてよい。
なお、施工図等の著作権に係わる該当建物に限る使用権は、発注者に移譲する。
機器製作図　一式 、 制御システム図　一式
試験成績書　一式 、 機器・配管固定の施工図　一式

⑤ 完成図等

完成図(オリジナルファイルも提出)にＰＤＦ形式を加える(ＰＤＦは1ﾌｧｲﾙにまとめる)
ＰＤＦより縮刷製本を作成。保全に関する資料を含め、部数等は監督職員の指示による。

6 電源周波数

・ ６０Hz　　・ ５０Hz

7 耐震措置

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針　2005 年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。
1）設計用水平地震力
機器の重量 [kgf]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設 重要機器	・特定の施設 一般機器	・一般の施設 重要機器	・一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	0.6
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	1.0
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	2.0	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの
・重要機器は次のものを示す。
・ 配電盤　・ 発電装置(防災用)　・ 直流電源装置
・ 交流無停電電源装置　・ 交換機　・ 自動火災報知受信機
・ 中央監視装置　・ 総合盤　・ 放送架
・ 受変電設備　・　・

2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

8 他工事との工事区分

図面に特記無き場合は、次表の「他工事との工事区分表」による。

「他工事との工事区分表」

他工事との取合い			電気設備工事	機械設備工事	建築工事
開口部	梁・床・壁貫通部	補強			○
		スリーブ・仮枠	○		
	埋込分電盤・端子盤・プルボックス	補強			○
		仮枠	○		
	軽量鉄骨下地天井・壁ボード類の切込	補強有りの場合(補強共)			○
		補強無しの場合	○		
	床デッキプレート	切込			○
	既製間仕切壁の位置ボックス及びその取付		○		
発電機の基礎					○
配電盤・制御盤等の基礎		屋内・屋上			○
		屋外	○		
自立型テレビアンテナの基礎（屋上）					○
避雷針の基礎（屋上）					○
配線ピット及び蓋					○
自立閉鎖装置を取付ける防火戸の切込・補強及びﾄﾞｱﾁｪｯｸ・ﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ					○
照明器具・幹線等の吊ボルト用のインサート			○		
別途機器などへの接続（直接接続するもの）			○		
機器付属制御盤以降の配管配線（接地共）				○	
機器付属制御盤への電源供給の渡配管配線（接地共）			○		
機器付属制御盤への操作回路の渡配管配線				○	
天井吊型 FCU 及び全熱交換形換気扇と操作スイッチとの渡配管配線				○	
煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線			○		
小便器用水装置の制御盤以降の配管配線				○	
自動扉及び電動シャッターなどの制御装置に至る配管配線			○		
防油提					○
天井点検口					○

9 発生材の処理等について

引渡しを要するもの以外は、構内搬出適切処理とし、搬出処理費は別途とする。
・ 引渡を要するもの　（・金属類　・電線、ｹｰﾌﾞﾙ類　・盤類　）
・ 特定管理産業廃棄物　（・PCB使用機器・ｲｵﾝ化式感知器　・蓄電池　）
・ 再生資源化を図るもの （・蛍光灯ﾗﾝﾌﾟ ・白熱灯、HID灯　・　）
・ 石綿含有品　（・　・　・　）

10 特定建設資材の再資源化等

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第９条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難い場合は、監督職員と協議する。また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。

①分別解体の方法

工　程	作業内容	分別解体の方法
・ 新築 ・ 増築 ・ 修繕 ・ 模様替	建築設備工事 ・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業併用

②特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設名称	所　在　地
・ コンクリート		
・ コンクリート及び鉄から成る建設資材		
・ 木材		
・ ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ		

届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設（同種の再資源化等を行う施設に限る。）を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

11 建設発生土の処分

・ 構内敷きならし
・ 本工事は、建設発生土情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更が有った場合、速やかに当該システムのデーター更新を行うものとする。尚、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。

12 室内空気中の化学物質の濃度測定

室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。　なお、測定はパッシブ型採取機器により行う。
測定時期　・工事着手前　・施工終了時
測定対象室　・図　示　・
測定箇所　・図　示　・

13 天井仕上区分

（　）書き又は△を頭に付したの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

● 共通事項

1 電気工事士

最大電力 500 kW 以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。

2 機器姿図

姿図の形状及び寸法は、概略を示す。

3 呼び線

長さ 1m 以上の入線しない電線管には、1.2mm 以上の呼び線を挿入する。

4 ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄ

フラッシュプレートは、図面に特記なき場合は次による。
・ 金属製（ステンレス、新金属も含む）　・ 樹脂製

5 電線本数・管路等

分電盤、制御盤、端子盤などの二次側以降の配管経路、電線の太さ、電線本数、管径等は、監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
ただし、相違する場合は監督職員の承諾を受ける。

6 金属管の塗装

次の露出配管は、塗装を行う。
（・ 屋外の配管　・ 直天井室内の配管　・　）

7 合成樹脂管配線

合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管）及び付属品は、タイプ - 25 のものを使用する。
なお、電力用位置ボックス類は原則として合成樹脂製とするが、コンクリート打ち込み部分は金属製としても良い。
ただし、金属製とする場合は当該ボックスには接地を施すものとする。

8 薄鋼電線管

薄鋼電線管は表示されているものと同一外形のねじなし電線管を使用しても良い。

9 保護管

ケーブル配線の保護管は、標準仕様書の金属管配線、合成樹脂管配線の項による。

10 最上階の埋め込み配管

最上階の天井スラブへの埋め込み配管は、原則として避けるものとする。

11 地中配線の埋設深さ等

地中配線で、特記なき埋設深さは 0.6m 以上とする。
なお、地中配線には標識シート等（２倍長以上重合せ）を設ける。

12 ハンドホールの蓋

ハンドホール等の鉄蓋は、鋳型流し込みで用途名を表示する。
構内配電線路の用途名　（・ 電力　・　）
構内通信線路の用途名　（・ 通信　・　）

13 電力・電話の引き込み

電力及び電話引き込み線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打ち合わせのうえ監督職員と協議により施工する。また、外線工事負担金などの調査報告を監督職員に速やかに行う。

14 機器取付高さ

図面に特記無き場合は、次表の「機器標準取付高さ」による。

「機器標準取付高さ」

	名　称	測　点	取付高さ[mm]		名　称	測　点	取付高さ[mm]
電力共通	積算計器	地上 ～ 窓中心	1,800～2,000	出退表示	情報表示盤	床上 ～ 中心	天井高×0.9
	引込開閉器	地上 ～ 中心	1,800～2,200		壁付発信器	床上 ～ 中心	1,300
					ﾍﾞﾙ･ﾌﾞｻﾞｰ･ﾁｬｲﾑ	床上 ～ 中心	2,300
電灯	分電盤	床上 ～ 中心	1,500（上端1,900以下）		壁付押釦（一般）	床上 ～ 中心	1,300
	スイッチ	床上 ～ 中心	1,300	誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ子機	標準図による	
	スイッチ（多目的便所）	床上 ～ 中心	1,100		壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	床上 ～ 中心	1,300
	スイッチ（自動扉）	床上 ～ 中心	1,800		呼出釦(ﾄｲﾚ呼出)	床上 ～ 中心	900
	コンセント（一般）	床上 ～ 中心	300		呼出釦(ﾄｲﾚ呼出)	床上 ～ 中心	300
	コンセント（和室）	床上 ～ 中心	150		復帰釦	床上 ～ 中心	1,500～1,800
	コンセント（台上）	台上 ～ 中心	150～ 200	テレビ共同受信	機器収容箱	天井下 ～ 上端	200
	コンセント（土間）	床上 ～ 中心	500		ﾃﾚﾋﾞ端子直列ﾕﾆｯﾄ（一般）	床上 ～ 中心	300
	コンセント（外壁・屋外）	地上 ～ 中心	800		ﾃﾚﾋﾞ端子直列ﾕﾆｯﾄ（和室）	床上 ～ 中心	150
	ブラケット（一般）	床上 ～ 中心	2,100～2,300				
	ブラケット（踊場）	床上 ～ 中心	2,000～2,500				
	ブラケット（鏡上）	鏡上端 ～ 中心	150	火災報知	受信機・副受信機	床上 ～ 中心	800～1,500
動力	壁掛形制御盤	床上 ～ 中心	1,500（上端1,900以下）		機器収容箱・発信機	床上 ～ 中心	800～1,500
					警報ベル	床上 ～ 中心	2,300
	手元開閉器箱	床上 ～ 中心	1,500		表示灯	床上 ～ 中心	2,100
	制御スイッチ	床上 ～ 中心	1,300		ｶﾞｽ検知機(LPG)	床上 ～ 中心	300
構内交換	室内端子盤	床上 ～ 下端	300	備考	注）1.天井高3,000以上の場合及び上記取付高さにおいて機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。 2.意匠に関する部分(正面玄関･玄関ﾎｰﾙ･EVﾎｰﾙ･上級室･会議室)の取付位置は、監督職員と協議すること。 3.表記は原則とし、施工前に監督職員の承諾を受ける。		
	集合保安器箱	天井下 ～ 上端	200				
	壁付電話機	床上 ～ 中心	1,300				
時計	壁掛形親時計	床上 ～ 中心	1,500（上端1,900以下）				
	子時計	床上 ～ 中心	天井高×0.9				
拡声	壁掛形スピーカ	床上 ～ 中心	天井高×0.9				
	壁付アッテネータ	床上 ～ 中心	1,300				

15 接地極

図面に特記無き接地極は、次表の「接地極一覧表」による。

「接地極一覧表」

接地の種類	記　号	接地抵抗値	接地極の規格・数量
・ 共同接地	$E_{A \cdot B \cdot C \cdot D}$	Ω以下	ＥＢ（D=14,L=1500 又は W=40,L=1200）×3 連 -　組
・ 共同接地	$E_{A \cdot C \cdot D}$	１０Ω以下	銅板式 900×900×1.5t
・ A種	E_A	１０Ω以下	ＥＢ（D=14,L=1500 又は W=40,L=1200）×3 連 -　組
・ B種	E_B	Ω以下	銅板式 600×600×1.5t
・ C種	E_C	１０Ω以下	ＥＢ（D=14,L=1500 又は W=40,L=1200）×3 連 -　組
・ D種	E_D	Ω以下	ＥＢ（D=14,L=1500 又は W=40,L=1200）×3 連 -　組
・ D種	E_D	１００Ω以下	ＥＢ（D=10,L=1000 又は W=30,L=900）×１
・ 高圧避雷器	E_{LH}	１０Ω以下	ＥＢ（D=14,L=1500 又は W=40,L=1200）×3 連 -　組
・ 交換装置用	E_t	１０Ω以下	ＥＢ（D=14,L=1500 又は W=40,L=1200）×3 連 -　組
・ 通信用	E_{At}	１０Ω以下	ＥＢ（D=14,L=1500 又は W=40,L=1200）×3 連 -　組
・ 通信用	E_{Dt}	１００Ω以下	ＥＢ（D=10,L=1000 又は W=30,L=900）×１
・ 電話引込口の保安器用	E_{Dt}	１００Ω以下	ＥＢ（D=10,L=1000 又は W=30,L=900）×１
・ 測定用	E_0	１００Ω以下	ＥＢ（D=10,L=1500 又は W=30,L=1200）×3 連 -　組
・ 構造体接地		Ω以下	
・ 等電位接地		Ω以下	

● 電力・受変電・発電

1 照明制御総合動作試験

照明制御の総合動作試験は次に示す事項について行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾をうける。
・ 目標照度設定のための各調光センサー（夜間及び日中）
・ 在不在制御機能の動作及び動作時間設定のための調光人感センサー
・ タイムスケジュール制御における点滅及び調光制御の動作確認
・ 外光センサーによる点滅及び調光制御のための動作確認
注）上記試験項目は全数確認とする。

2 照度測定

一般照明の照度測定を（　箇所）測定し、監督職員に報告する。
なお、測定する場所は、監督職員と協議とする。

3 発電機回路用ｺﾝｾﾝﾄ

発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。

4 電動機等の接地

金属管配線において、電動機容量 7.5ｋW 以下は金属管を接地線とする。

5 分電盤・実験盤

本工事の分電盤・実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器の寸法と定格は、JIS C 8201-2-1 : 附属書XC(参考)「電灯分電盤用協約形回路遮断器」による。
また、漏電遮断器の寸法と定格は、JIS C 8201-2-2 : 附属書XC(参考)「電灯分電盤用協約形回路遮断器」による。

6 インバータ装置の規約効率

三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5
規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5

電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45
規約効率(%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

（1）規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

7 低圧配電盤

低圧配電盤に用いる配線用遮断器は埋込形とし、全て警報接点付きとする。

8 自家発電設備の配管工事等

原動機・発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線は、監督職員の承諾を受けて多少相違しても差し支えない。

9 太陽電池アレイの設置

太陽電池アレイの配置が決定した際、周辺環境への影響（日影・反射光等）を監督職員に報告すること。

10 設備機器容量等

本工事及び別契約の関連工事において設備機器容量等が相違する場合は、関連する設備の施工及び機器製作前に監督職員と協議し、指示を受けること。

● 通信・情報

1 局　線

局線の新増設移転の手続きは、本工事とする。

2 電界強度の測定

最上階フロアのコンクリート打設前に、受信電波の電界強度測定を 3 か所以上行うこと。
また、その報告書を監督職員まで提出すること。

3 ケーブル

・ EM-UTPケーブルは、使用用途が判別できるようシース色等を変えること。
・ EM-CPEEケーブルは、EM-FCPEEケーブルを使用しても良い。

● 改修一般事項

① 施工調査

事前調査　（⊙ 本工事　・ 別途　）
調査項目　（・ 既存資料調査　・ 既存配線ﾙｰﾄ　・　）
調査範囲　（・ 図示　・ 工事範囲　・　）
調査方法　（・ 図示　⊙ 目視　・　）

2 仮設備工事

仮電源　・ 受変電設備　・ 発電設備
仮設備期間　・　ヶ月　・ 図示による

③ 養生

既存部分の養生は、改修標準仕様書第１編第１章による。
養生範囲　（・　・　）　養生方法　（・　・　）

4 は つ り

はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターによる。

5 非破壊検査

非破壊検査による埋設物の調査（・ 要　・ 不要　）とする。
なお、範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。

⑥ 既設との取り合い

本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。

別表－１

機　材　名
蛍光灯器具
照明制御装置
可変速運転用インバータ装置
分電盤
制御盤
キュービクル式配電盤
高圧スイッチギヤ（ＣＷ形）
高圧スイッチギヤ（ＰＷ形）
高圧交流遮断機
高圧進相コンデンサ
高圧限流ヒューズ
高圧負荷開閉器
高圧変圧器（特定機器）
交流無停電電源装置
太陽光発電装置（ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ及び系統連系保護装置）
監視カメラ装置
中央監視制御（監視制御装置）

【特記事項】

西 沢 建 築 設 計 事 務 所
一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦

令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事　あじさい棟　特記仕様書（電気：改修）　N・S　E —— 01

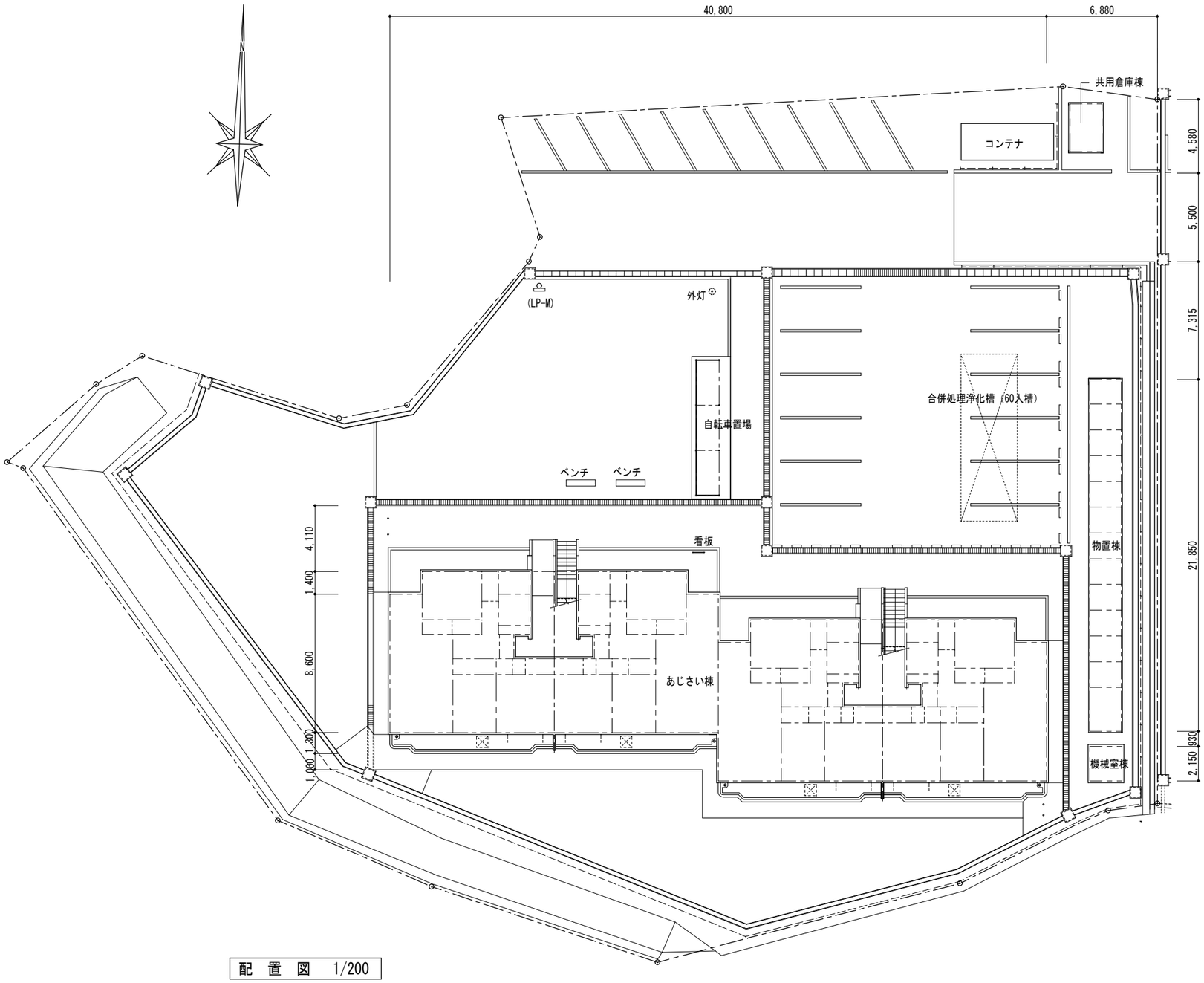

配　置　図　1/200

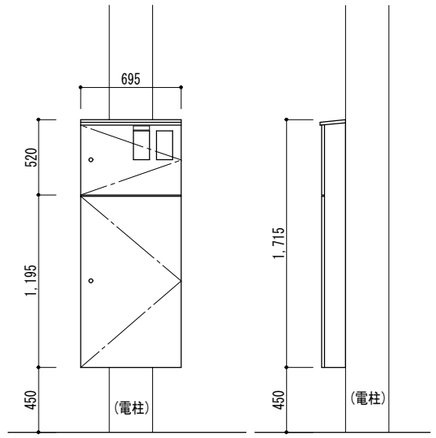

ステンレス盤ＢＯＸ　795×1,715×165 以上のサイズ（既製品）に取替え
既設盤撤去処分

引込盤 LP-M 詳細図　1/30

【特記事項】	西沢建築設計事務所 一級建築士 No. 117422 西沢雅彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	電灯設備改善　配置図	1/200	E —— 02
					引込盤 LP-M 詳細図	1/30	

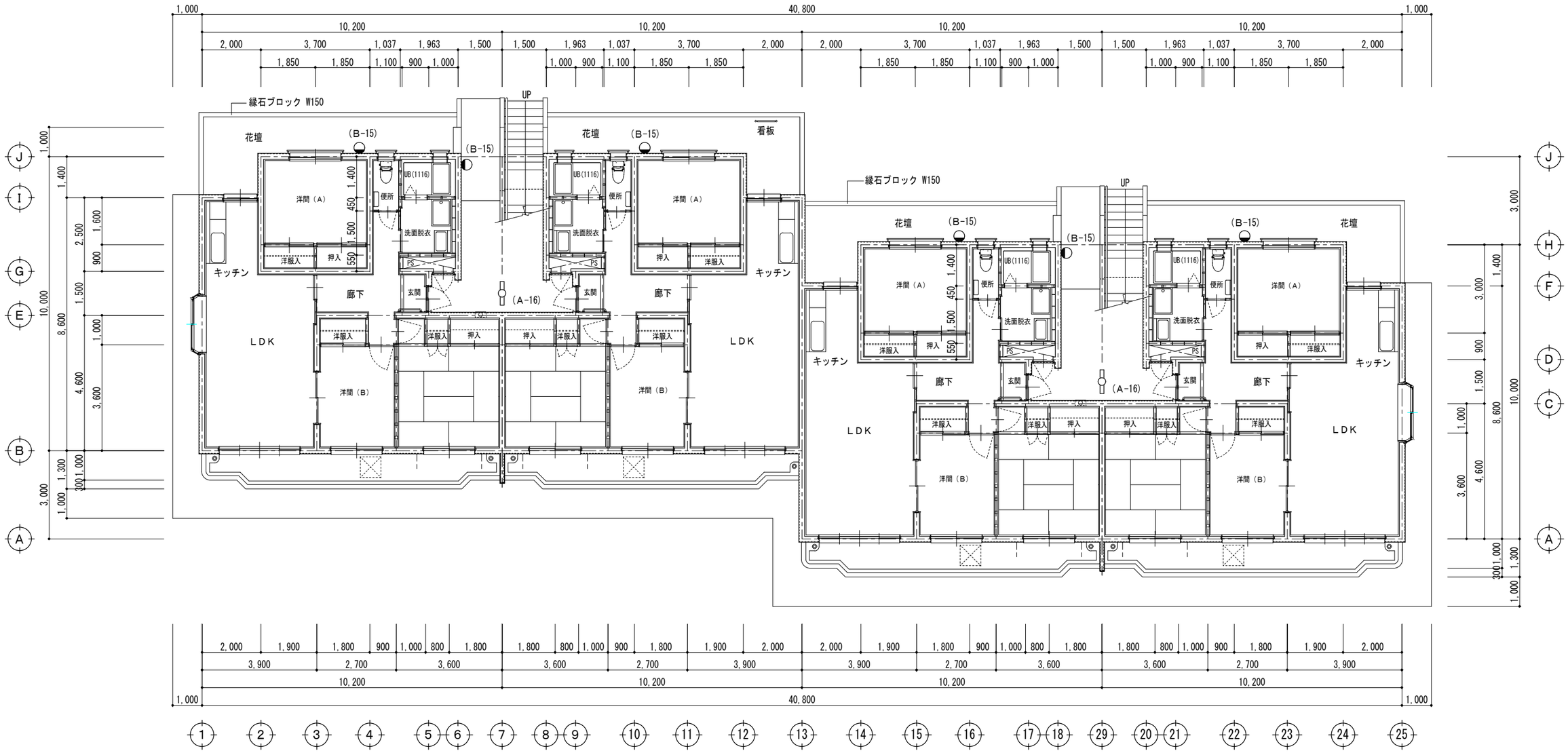

A－16	パナソニック　NWFG21002LE9	B－15	パナソニック　NNY20247LE1
6箇所		8箇所	
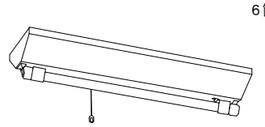 防雨型ＬＤＥ非常灯		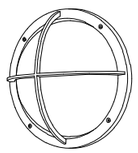 防雨型	
ランプ同梱、電源ユニット内蔵、ガラス管採用		ＬＤＥ内臓、電源ユニット内臓	
本体：亜鉛鋼板（クロムフリー）		本体・枠：ステンレス（ミディアムグレーメタリック））	
反射板：亜鉛鋼板（クロムフリー・高反射白色粉体塗装）		グローブ：アクリル（乳白）	
W=200　L=641　出しろ 122		W=370　H=370　出しろ 161	
非常灯評定番号：ＬＡＬＤ－００７			

※　既設照明器具撤去処分

１階平面図　1/100

【特記事項】	西沢建築設計事務所		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	電灯設備改善　１階平面図	1/75	E —— 03
	一級建築士　No. 117422　西沢雅彦				照明器具姿図	N・S	

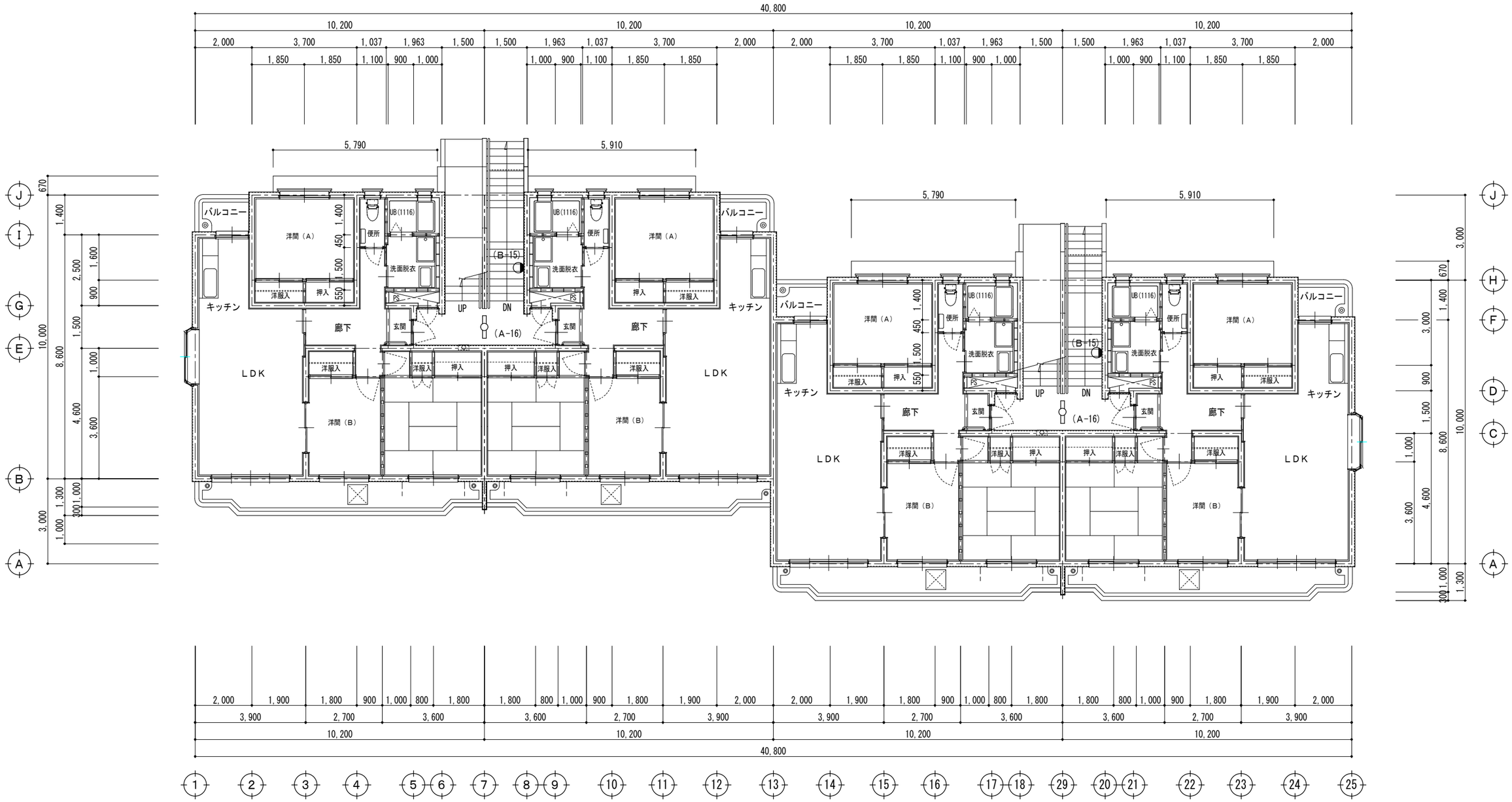

２階平面図　1/100

【特記事項】	西沢建築設計事務所 一級建築士　No. 117422　西沢雅彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	電灯設備改善　２階平面図	1/75	E —— 04

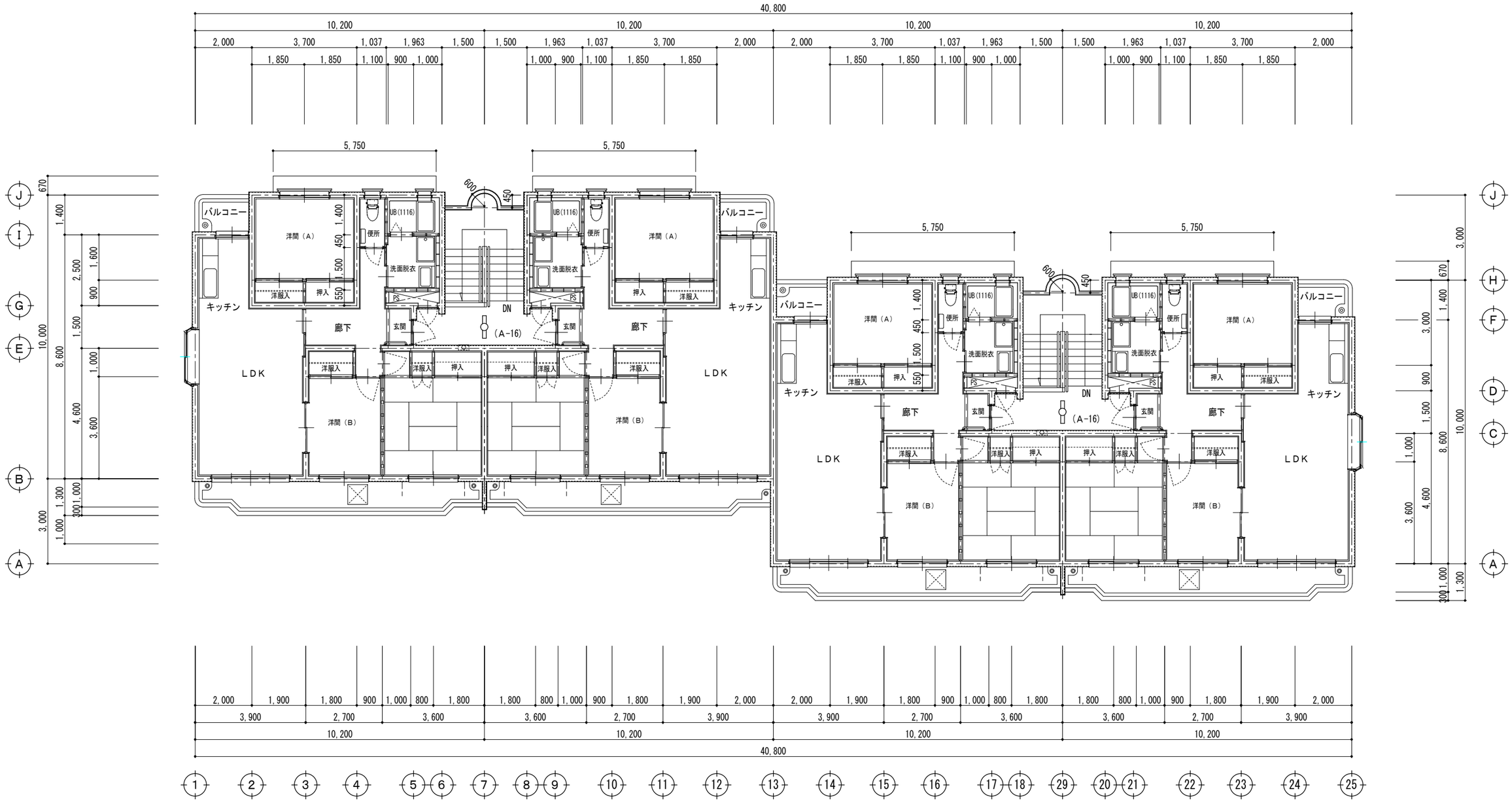

３階平面図　1/100

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	電灯設備改善　３階平面図	1/75	E —— 05

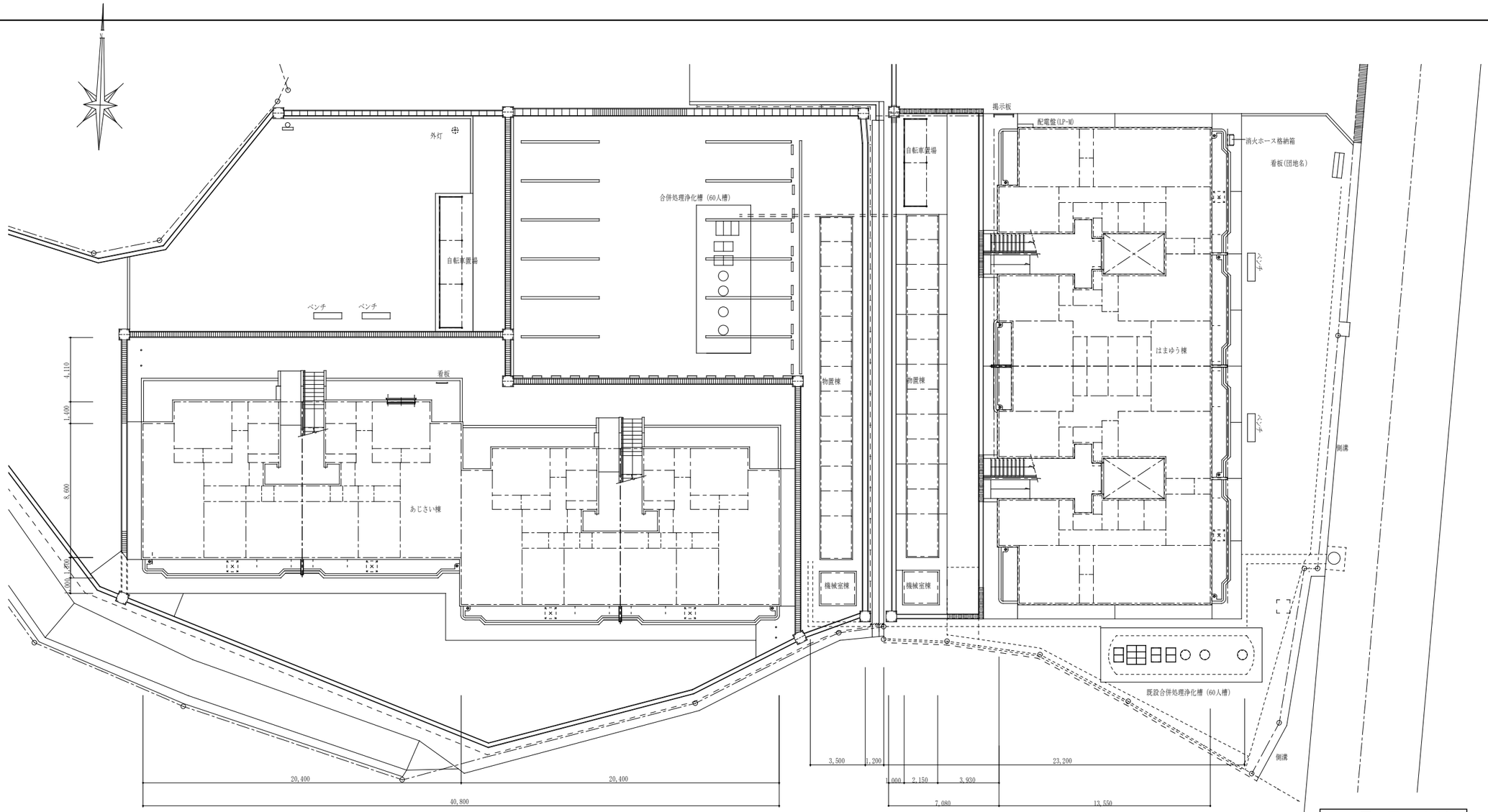

配　置　図　1/200

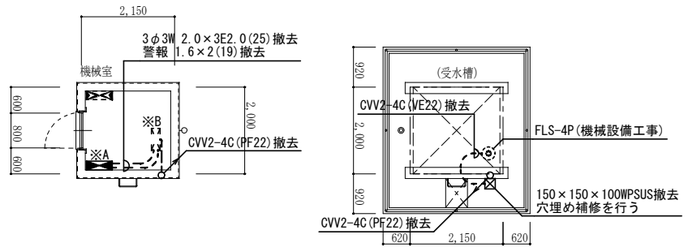

（あじさい棟）
機械室棟平面図　1/100

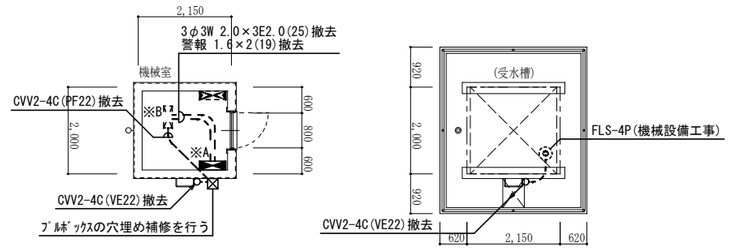

（はまゆう棟）
機械室棟平面図　1/100

※A	動力盤開閉器及び端子盤より取り外し
※B	自動給水ポンプ制御盤(機械設備工事)より取り外し
露出配管配線はすべて撤去とし打込部分は配線の撤去、配管は切断し穴埋め補修を行う事	

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦		令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	給水管改修工事に伴う 給水ポンプ等電源撤去工事	1/100 1/200	E —— 06

令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地あじさい棟長寿命化型改善工事　　概略工事工程表　　参考図

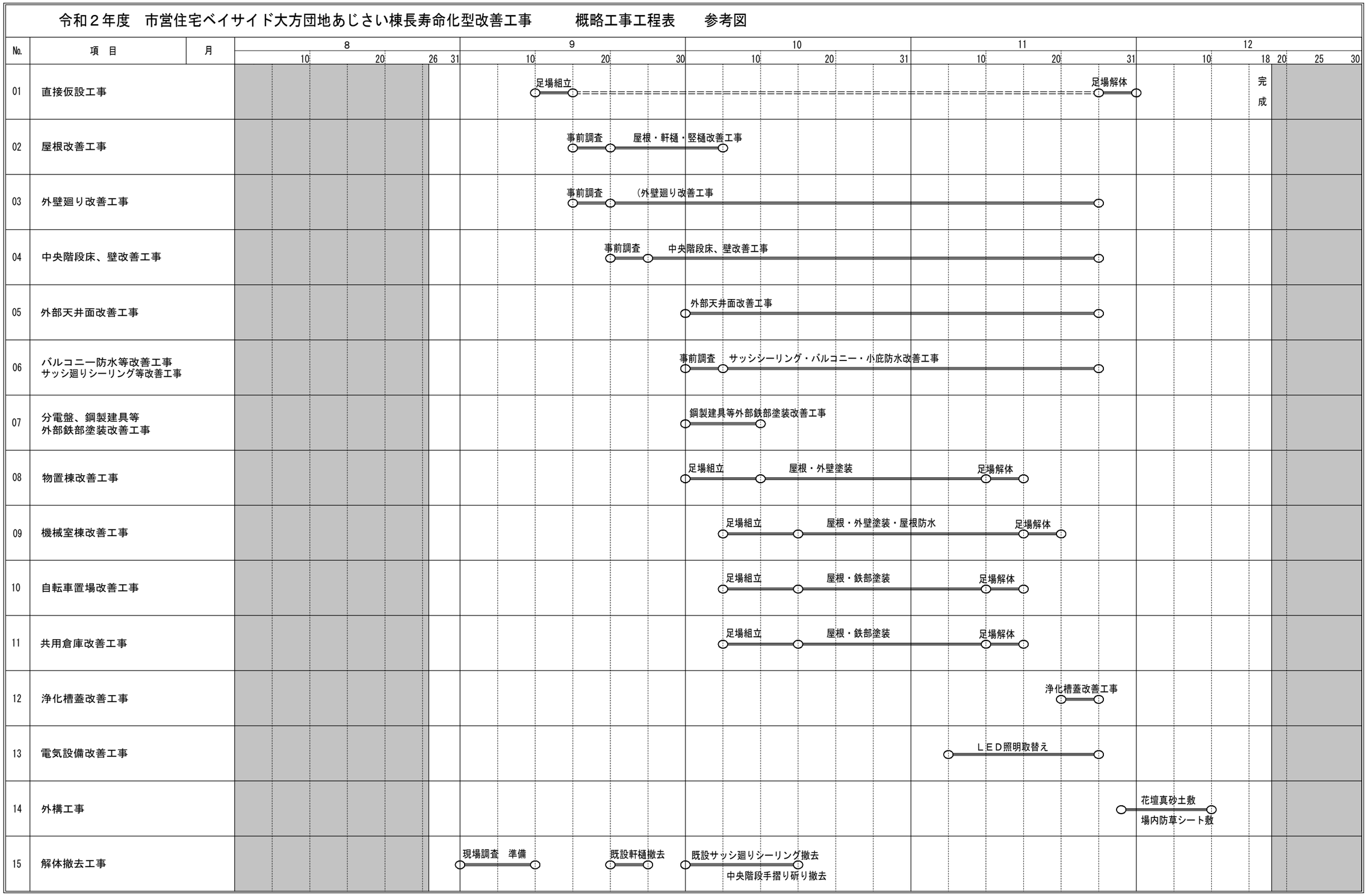

【特記事項】	西 沢 建 築 設 計 事 務 所 一 級 建 築 士　No. 117422　西 沢 雅 彦	・ ・	令和２年度　市営住宅ベイサイド大方団地長寿命化型改善工事	あじさい棟	概略工事工程表（参考図）	N・S	N ―― 01